

資料編

資料編 目次

第1 条例・規程・要綱・要領等に関する資料	1
1-1 行田市防災会議条例	1
1-2 行田市防災会議規程	3
1-3 行田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項	4
1-4 行田市災害対策本部条例	5
1-5 行田市災害対策本部に関する規程	6
1-6 行田市災害対策本部を設置する基準	7
1-7 行田市被災建築物応急危険度判定要綱	8
1-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	10
1-9 緊急通行車両等の確認事務処理要領	14
1-10 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領	16
第2 応援協定に関する資料	17
2-1 災害時相互応援協定等一覧	17
2-2 防災協定締結事業者一覧	18
2-3 応援協定の締結状況	22
第3 外部・協力機関に関する資料	24
3-1 防災関係機関一覧	24
3-2 関東地方非常通信協議会構成員表（埼玉県内抜粋）	27
3-3 市内医療機関一覧	28
3-4 行田市指定給水装置工事事業者一覧	30
3-5 行田市下水道排水設備指定工事店一覧	37
3-6 一般廃棄物（収集・運搬）許可業者一覧	42
3-7 し尿処理等許可業者一覧	43
3-8 市内寺院一覧	44
第4 自然条件、災害履歴、気象等に関する資料	45
4-1 本市の地形と災害条件	45
4-2 海面気圧平均、気温、平均湿度、降水量	46
4-3 埼玉県における地震被害	47
4-4 市における主な風水害記録	49
4-5 警報等の種類及び発表基準	53
4-6 噴火警報・予報、降灰予報	55
第5 まちに関する資料	57
5-1 人口及び世帯数の推移	57

5-2	昼間人口の推移	58
5-3	市道及び橋りょうの状況	58
5-4	都市計画道路整備状況一覧	59
5-5	駅別年間乗客数	60
第6	市の防災体制に関する資料	61
6-1	行田市防災会議委員一覧	61
6-2	通信施設一覧	62
6-3	災害救助法による市町村適用基準表	73
6-4	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	74
6-5	自衛隊及び緊急消防援助隊の受入施設	78
6-6	その他の応援隊の受入施設	78
6-7	物資の受入施設	78
6-8	県指定緊急輸送道路（市内）	78
6-9	収集すべき情報の例示	79
第7	水防・消防に関する資料	81
7-1	消防水利の現況	81
7-2	消防力の現況	81
7-3	重要水防箇所一覧	82
7-4	水防用具資材保管状況	84
第8	施設・設備に関する資料	85
8-1	物資・資機材備蓄状況一覧	85
8-2	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	87
8-3	建築物（市有）の耐震化率	90
8-4	庁用車両一覧	90
8-5	浸水想定区域内の要配慮者施設等	93
8-6	水道給水普及状況等	100
8-7	導・配水管の管種別布設状況	101
8-8	下水道普及状況	102
8-9	給水車等保有状況	102
8-10	物資集積場所	102
8-11	し尿処理施設	102
8-12	ごみ処理場	102
8-13	最終処分場	102
第9	被災者生活支援に関する資料	103
9-1	企業等の再建支援に係る融資等	103
9-2	住宅の復興に係る融資等（災害復興住宅融資）	106

9-3	災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付	107
9-4	被災者生活再建支援金の支給、埼玉県の支援制度	109
第10	市民等の普及啓発に関する資料.....	113
10-1	児童・生徒の行動.....	113
10-2	竜巻発生時における具体的な対応例.....	115
10-3	要配慮者等の特性ごとに必要な対応について	116

第1 条例・規程・要綱・要領等に関する資料

1-1 行田市防災会議条例

(昭和38年7月24日)
条例第29号

改正 昭和41年9月20日条例第29号 昭和57年6月28日条例第19号
平成8年7月17日条例第7号 平成12年3月27日条例第2号
平成24年3月27日条例第1号 平成24年9月20日条例第32号
令和4年3月18日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、行田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平12条例2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例1・32・令和4条例4・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は37人以内とし、その内訳は別に定める。

7 第5項第7号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(平8条例・平24条例32・令和4条例4・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

資料編

第1 条例・規程・要綱・要領等に関する資料

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年9月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年6月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年7月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後新たに任命される行田市防災会議の委員の任期は、第1条の規定による改正後の行田市防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (令和4年3月18日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(行田市水防協議会条例の廃止)

2 行田市水防協議会条例(平成17年条例第84号)は、廃止する。

附 則 (令和6年6月27日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 行田市防災会議規程

(昭和40年8月18日)
防災会議議決

(趣旨)

第1条 この規程は、行田市防災会議条例（昭和38年条例第29号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議題を告知するものとする。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため防災会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長があたる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第6条 防災会議の権限に属する事項でその議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第7条 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから会長が委嘱する。

3 幹事は、幹事会を構成し、防災会議の所掌事務に参画する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、市民生活部危機管理課において処理する。

(公表等の方法)

第9条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行なう公表等は、行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）の例による。

附 則

この規程は昭和40年9月1日から施行する。

附 則（昭和46年7月19日防災会議議決）

この規程は昭和46年8月1日から施行する。

附 則（平成7年8月9日防災会議議決）

この規程は平成7年9月1日から施行する。

附 則（令和4年2月16日防災会議議決）

この規程は令和4年3月1日から施行する。

1-3 行田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項

行田市防災会議規程（昭和40年8月18日防災会議議決）第6条の規定により、次の事項は会長の専決で処理することができる。

- 1 行田市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 2 行田市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し関係機関相互間の連絡調整を行うこと。

1-4 行田市災害対策本部条例

(昭和38年7月24日)
(条 例 第 30 号)

改正 平成8年7月17日条例第8号
平成24年9月20日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、行田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平8条例8・平24条例32・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月17日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第32号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-5 行田市災害対策本部に関する規程

(昭和40年8月18日)
(災害対策本部長決定)

(目的)

第1条 この規程は、行田市災害対策本部条例（昭和38年条例第30号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長の職にあるものをもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部員会議)

第3条 災害対策本部に、災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、災害対策本部長、同副本部長及び同本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要のつど災害対策本部長が招集し、会議の議長は、災害対策本部長があたる。

(部及び班)

第4条 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に部を置き、班をもって組織する。

2 班に班長を置く。

3 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 部の組織並びに条例第3条第2項及び第3項の規定により部に属すべき災害対策本部員については、別に定める。

(専門委員)

第5条 災害対策本部長は、災害対策本部の活動に万全を期するため、官公庁その他民間団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを専門委員として委嘱することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和40年9月1日から施行する。

1-6 行田市災害対策本部を設置する基準

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づいて、市長が行田市災害対策本部を設置する基準は、次の各号の一に該当する災害で防災の推進を図るため必要があると認めたときとする。

- 1 広範囲の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- 2 激甚である災害で災害応急対策を特に必要とするとき。
- 3 原則として震度5強以上の地震が発生したとき。

1-7 行田市被災建築物応急危険度判定要綱

(平成16年12月24日)
告示第102号

改正 平成17年7月13日告示第124号

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定 地震により被災した建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 判定士 被災建築物応急危険度判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年12月15日制定）に基づき埼玉県知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。
- (3) 判定実施本部 行田市地域防災計画に定める被災建物応急危険度判定実施本部をいう。
- (4) 判定支援本部 埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱（平成11年4月1日制定）に規定する判定支援本部をいう。
- (5) 災害対策本部 行田市地域防災計画に定める災害対策本部をいう。
- (6) 判定コーディネーター 判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる者をいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害が発生するおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第4条 市長は、判定士、判定コーディネーターその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員及び判定の対象となる建築物の範囲等の計画を定めるものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

第5条 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに埼玉県都市整備部建築指導課長に連絡するものとする。

2 市長は、判定の実施に当たり、被災建築物数、判定に従事できる判定士の状況等から、短期間に判定を終了することが困難であると認めるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 前項の規定により判定に関する支援を要請したときは、判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整を行うものとする。

(平17告示124・一部改正)

(判定体制の周知)

第6条 市長は、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

資料編

第1 条例・規程・要綱・要領等に関する資料

(判定士等の確保)

第7条 市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(判定コーディネーターの任命)

第8条 市長は、判定実施本部員の中から当該災害に係る判定コーディネーターを任命するものとする。

(判定方法及び判定結果の表示)

第9条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」の区分による表示を行うものとする。

(移動方法及び宿泊場所の確保等)

第10条 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに被災状況等を検討し、移動方法を手配するものとする。

2 市長は、判定士等の食料を準備し、必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

(判定用資機材の調達)

第11条 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び準備を行うものとする。

(判定活動における補償)

第12条 市長は、民間の判定士等を判定活動に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要綱に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

第13条 市長は、この要綱に定めるもののほか判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年7月13日告示第124号）

この告示は、公布の日から施行する。

1-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十四条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地（以下「発生地」という。）の市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広

域航空消防応援の要請先市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第一号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第二号から第四号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、前六項（第四号を除く。）を準用する。この場合において、第六項第一号中「前項」とあるのは「第五項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第三号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは「応援側都道府県の知

事」と、同項第五号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第六項及び前項に定められた手順による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防長に、第六項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前二号により広域航空消防応援を中断したときは、第七項又は第八項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第二号及び第三号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに到着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防

長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表一及び別表二のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は、第十四項第二号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 消防組織法第四十九条第一項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）第五条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村の負担とする。

(3) 前二号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

(別表及び実施細目省略)

1-9 緊急通行車両等の確認事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急通行車両等の要件)

第2条 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第21条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(確認機関)

第3条 県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）の確認については、危機管理防災部長が行う。

- 2 緊急やむを得ない場合等においては、前項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第3又は同表第4に掲げる、現地災害対策本部長又は支部長に充てられる者が確認を行うことができる。

(確認)

第4条 第2条の規定による確認は、車両の使用者（以下「使用者」という。）の申出により、その都度行うものとする。

- 2 前項の申請受理は、緊急通行車両等確認申請書（様式第1）によるものとする。

(事前届出)

第5条 第3条に規定する車両のうち、災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定されているものについては、確認手続の省力化を図るため、使用者の申出により、第3条の各確認機関において、事前に緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うことができる。

- 2 前項の申請は、緊急通行車両等事前届出書（様式第5の1）によるものとする。
- 3 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（様式第5の2）を申請者に交付する。

(標章及び証明書の交付)

第6条 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条の規定による緊急通行車両等の標章（様式第2）及び緊急通行車両等確認証明書（様式第3）（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

2 各確認機関は、届出済車両についての確認の申請があった場合には、交付されている事前届出済証を提示させ、緊急通行車両等確認申請書（様式第1）を提出させること。この場合においては、確認のための審査は省略できるものとする。

(標章等の再交付)

第7条 緊急通行車両等として確認を受けた車両の使用者から標章等の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせようえ、標章等の再交付を行うものとする。

(使用者等に対する指導等)

第8条 使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする

- (1) 標章は、助手席側の内側ウインドウガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付すること
- (2) 緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に常に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること
- (3) 標章等を不正に使用しないこと
- (4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと
 - ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき
 - イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき
 - ウ 緊急通行車両等が廃車になったとき
 - エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

(標章等の整理)

第9条 各確認機関は、緊急通行車両等事前届出済証及び標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両等確認申請受理簿（様式第4）を備え、その整理をしなければならない。

附 則

この要領は、昭和54年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月23日から施行する。

なお、様式第1、様式5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月9日から施行する。

なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

1-10 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

(平成21年5月29日付 21総食第113号 総合食料局長通知 制定)
(令和4年9月6日 4農産局第2397号 農産局長通知 最終改正)

(抜粋)

第4章 政府所有米穀の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書(案)様式4-24)により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式4-24)により契約を締結するものとする。

第2 応援協定に関する資料

2-1 災害時相互応援協定等一覧

No	協定先	協定名
1	鴻巣市	行田市・鴻巣市消防相互応援協定書
2	羽生市	消防相互応援協定書
3	羽生市	救急業務相互応援協定書
4	埼玉県	埼玉県防災ヘリコプター応援協定書
5	桑名市	災害時における相互応援に関する協定書
6-1	加須市、羽生市	災害時における相互応援に関する協定書
6-2	加須市、羽生市	災害時における相互応援に関する協定実施細目
7	白河市	災害時における相互応援に関する協定書
8	熊谷市	消防相互応援協定書
9	埼玉県央広域事務組合	消防相互応援協定書
10	埼玉県内市町村	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
11	埼玉県内市町村	埼玉県下消防相互応援協定
12	埼玉県立進修館高等学校	災害時における避難施設の使用に関する覚書
13	埼玉県立さきたま史跡の博物館	災害時における避難場所及び防災施設の運営に関する協定書
14	埼玉県立行田特別支援学校	災害時における避難施設の使用に関する協定書
15	埼玉県立総合教育センター	災害時における避難施設の使用に関する協定書
16	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定書
17	館林地区消防組合	消防相互応援協定書
18	埼玉県行田警察署	大規模災害発生時における行田市が所有する施設の一時使用に関する協定書
19	吾妻郡草津町	災害時における相互応援に関する協定書
20	埼玉東部消防組合	行田市・埼玉東部消防組合消防相互応援協定書
21	加須市	消防相互応援協定書
22	埼玉県内市町村	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定
23	埼玉県消防長会第3ブロック内の消防本部	埼玉県消防長会第3ブロック消防本部相互応援協定
24	桐生市	行田市と桐生市との災害時における相互応援に関する協定書
25	三郷市	災害時における相互応援に関する協定書
26	笛吹市	災害時における相互応援に関する協定書
27	館林市	災害時における相互応援に関する協定書
28	山ノ内町	災害時における相互応援に関する協定書
29	群馬県板倉町、明和町、千代田町、埼玉県加須市、羽生市	災害時における相互応援に関する協定書
30	独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所	災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定書
31	社会福祉法人行田市社会福祉協議会	行田市災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書
32	焼津市	原子力災害時における焼津市民の県外広域避難に関する協定書

2-2 防災協定締結事業者一覧

No	機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
1	森乳業株式会社	(1) 保有商品等の優先供給及び運搬について協力に関すること。
2	株式会社アサヒコ行田工場	(1) 保有商品等の優先供給及び運搬について協力に関すること。
3	社団法人埼玉県トラック協会行田支部	(1) 災害時における輸送業務に関すること。
4	横田酒造株式会社	(1) 井戸水の供給について協力に関すること。
5	ほくさい農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
6	コカ・コーライーストジャパン株式会社	(1) 飲料水の優先的な安定供給に関すること。
7	一般社団法人埼玉県LPガス協会行田支部	(1) 災害時における緊急用燃料の提供に関すること。
8	株式会社カインズ	(1) 保有商品等の供給について協力に関すること。
9	一般社団法人行田市医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
10	行田ケーブルテレビ株式会社	(1) 緊急放送の実施協力に関すること。
11	行田市接骨師会	(1) 災害時における応急処置活動の実施に関すること。
12	行田市歯科医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
13	行田市薬剤師会	(1) 保有医薬品等の供給及び運搬等について協力に関すること。
14	関東フーズサービス株式会社	(1) 飲料水の優先的な安定供給に関すること。
15	埼玉県電気工事工業組合	(1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。 (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。 (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。 (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。 (5) 災害発生時における復旧に関すること。
16	小川工業株式会社	(1) 大規模災害時における公共施設の崩壊、倒壊並びに損壊等に伴う緊急人命救助又は、道路交通確保のための障害物の除去。 (2) 災害廃棄物仮置き場の管理。 (3) その他、甲が必要と認める緊急応急作業。
17	サイカン工業株式会社	(1) 道路・橋梁等の応急修理及び障害物除去に関すること。 (2) 家屋等浸水対策に関すること。 (3) 河川氾濫対策に関すること。 (4) その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動に関すること。
18	大野建設株式会社	(1) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための応急修理及び障害物除去に関すること。 (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去作業に関すること。 (3) 甲が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業に関すること。 (4) 甲が管理する道路、河川等の施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業に関すること。 (5) 緊急を要する建設資機材又は労力（以下「建設資機材等」という。）の調達及び輸送に関すること。 (6) その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動に関すること。

資料編
第2 応援協定に関する資料

19	有限会社鈴和建设	(1)道路・橋梁等の応急修理及び障害物除去に関すること。 (2)家屋等浸水対策に関すること。 (3)河川氾濫対策に関すること。 (4)その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動に関すること。
20	有限会社伊藤建設	(1)道路・橋梁等の応急修理及び障害物除去に関すること。 (2)家屋等浸水対策に関すること。 (3)河川氾濫対策に関すること。 (4)その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動に関すること。
21	株式会社漆原産業	(1)道路・橋梁等の応急修理及び障害物除去に関すること。 (2)家屋等浸水対策に関すること。 (3)河川氾濫対策に関すること。 (4)その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動に関すること。
22	大澤建設株式会社	(1)道路・橋梁等の応急修理及び障害物除去に関すること。 (2)家屋等浸水対策に関すること。 (3)河川氾濫対策に関すること。 (4)その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動に関すること。
23	東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	(1)災害時における電力復旧に関すること。
24	有限会社協亜建設	(1)道路・橋梁等の応急修理及び障害物除去に関すること。 (2)家屋等浸水対策に関すること。 (3)河川氾濫対策に関すること。 (4)その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動に関すること。
25	株式会社マミーマート	(1)物資の供給に関すること。 (2)駐車場の無償開放に関すること。
26	行田市清掃協会	(1)仮設トイレ等の供給・維持管理に関すること。
27	行田市水道工事業協同組合	(1)応急復旧活動に関すること。 (2)応急給水活動に関すること。 (3)応急復旧用資機材の提供に関すること。
28	小沢工業株式会社	(1)燃料等の供給に関すること。
29	株式会社伊藤園	(1)保有する飲料の提供に関すること。
30	FVイーストジャパン株式会社	(1)飲料の無償提供に関すること。
31	社会福祉法人清幸会 特別養護老人ホーム緑風苑	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
32	社会福祉法人隼人会まきば園	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
33	社会福祉法人枚方療育園 特別養護老人ホームおきな	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
34	社会福祉法人瑞穂会 介護老人福祉施設ふぁみいゆ行田	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
35	社会医療法人 壮幸会 老人保健施設ハートフル行田	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
36	介護老人保健施設グリーンピア	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
37	行田グリーンホーム	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
38	行田ケアセンターそよ風	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
39	さつきホーム	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
40	社会福祉法人聖徳会 見沼園	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
41	社会福祉法人聖徳会 行田園	(1)福祉避難所の設置運営に関すること。
42	行田市土木防災協議会	(1)管理道路、河川等の公共土木施設等における応急対策業務に関する こと。
43	協同組合熊谷流通センター	(1)物資の供給に関すること。 (2)被災者の応急救済に関すること。

資料編
第2 応援協定に関する資料

44	株式会社アクティオ行田営業所	(1)災害応急対策活動の機材貸与に関する事。。
45	埼玉県石油業協同組合 行田支部	(1)燃料等の供給に関する事。。
46	株式会社タナカ	(1)道路・橋梁等の応急修理及び障害物除去に関する事。。 (2)家屋等浸水対策に関する事。。 (3)河川氾濫対策に関する事。。 (4)その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動に関する事。。
47	東京キリンビバレッジサービス株式会社	(1)保有する飲料の提供に関する事。。
48	関東建設興業株式会社	(1)道路・橋梁等に必要な障害物除去に関する事。。 (2)消火活動に必要な障害物除去に関する事。。 (3)その他災害の状況に応じて必要と認められる活動に関する事。。
49	東日本電信電話株式会社	(1)特設公衆電話の設置・利用に関する事。。
50	ヤフー株式会社	(1)災害に係る情報発信に関する事。。
51	生活協同組合コープみらい	(1)応急生活物資の調達及び安定供給に関する事。。 (2)災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事。。
52	埼玉土地家屋調査士会	(1)災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関する事。。 (2)甲が発行したり災証明について、市民からの相談に関する事。。
53	社会福祉法人ときわ会	(1)福祉避難所の設置運営に関する事。。
54	行田市内郵便局	(1)災害時における相互協力に関する事。。
55	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	(1)遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。。 (2)遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。。 (3)遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。。 (4)その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。。
56	アルファクラブ武蔵野株式会社	(1)遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。。 (2)遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。。 (3)遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。。 (4)その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。。
57	株式会社ヨコカワ 行田セレモニー	(1)遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。。 (2)遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。。 (3)遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。。 (4)その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。。
58	有限会社 尋商	(1)遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。。 (2)遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。。 (3)遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。。 (4)その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。。
59	株式会社ダイリン	(1)遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。。 (2)遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。。 (3)遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。。 (4)その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。。

資料編
第2 応援協定に関する資料

60	白蓮社 のぐち	(1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。 (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。 (3) 遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。 (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。
61	たぞえ葬祭	(1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。 (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。 (3) 遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。 (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。
62	有限会社 山海物産	(1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。 (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。 (3) 遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。 (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。
63	サンアイ有限会社	(1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。 (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。 (3) 遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。 (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。
64	特定非営利活動法人つばき	(1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供に関する事。 (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供に関する事。 (3) 遺体運搬用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送に関する事。 (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項に関する事。
65	埼玉県行政書士会	(1) 被災者支援のための行政書士業務相談の実施に関する事。
66	行田資源リサイクル協同組合	(1) 災害廃棄物等の撤去、収集、運搬、処分に関する事。
67	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	(1) 下水道管路施設の復旧支援協力に関する事
68	株式会社 ゼンリン	(1) 地図製品等の供給に関する事。
69	小川工業株式会社 小山レミコン株式会社埼玉工場 谷郷生コン株式会社	(1) 飲料水を除く生活用水や消火活動に必要な消防用水の供給支援に関する事。
70	埼玉司法書士会	被災者支援のための司法書士業務相談の実施に関する事。
71	有限会社羽生モータースクール行田 ドローンスクール	(1) 災害応急対策活動の機材活用に関する事。 (2) 施設の提供に関する事。 (3) 燃料等の供給に関する事。
72	FM.クマガヤ株式会社	(1) 緊急放送の実施協力に関する事。
73	リサンガス株式会社	(1) 機材の供給に関する事。
74	株式会社熊谷青果市場	(1) 物資の供給及び物資輸送拠点の提供に関する事。
75	ホテルサンマリノ	(1) 災害時における宿泊に関する事。
76	株式会社イーラスト埼玉	(1) 電気設備の復旧及び資機材の供給に関する事。
77	行田市旅館組合	(1) 災害時における宿泊に関する事。
78	湯本レストラン株式会社	(1) 災害時における宿泊に関する事。
79	株式会社サンワックス	(1) レンタル資機材及び役務サービスの提供に関する事。
80	北埼ダンボール工業株式会社	(1) 物資の供給及び物資輸送拠点の提供に関する事。
81	株式会社イズミ	(1) 災害廃棄物の収集、運搬に関する事。
82	エートス協同組合	(1) 災害時における車両の移動等に関する事。
83	ユアサマクロス株式会社	(1) 災害時におけるレンタル物件の提供に関する事。

2-3 応援協定の締結状況

分野	内容	件数	協定先
水 (8件)	救援物資（飲料水）の提供	5	コカ・コーライーストジャパン株式会社、関東フーズサービス株式会社、株式会社伊藤園、FVイーストジャパン株式会社、東京キリンビバレッジサービス株式会社
	井戸水（生活用水）の供給	1	横田酒造株式会社
	給水復旧活動	1	行田市水道工事業協同組合
	用水の供給支援	1	小川工業株式会社 小山レミコン株式会社埼玉工場 谷郷生コン株式会社
物資 (14件)	生活物資の供給	7	森乳業株式会社、株式会社アサヒコ行田工場、ほくさい農業協同組合、株式会社カインズ、株式会社マミーマーケット、協同組合熊谷流通センター、生活協同組合コープみらい
	医薬品の供給	1	行田市薬剤師会
	機材の供給	3	株式会社アクティオ行田営業所、リサンガス株式会社、ユアサマクロス株式会社
	地図製品等の供給	1	株式会社ゼンリン
	物資の供給、輸送拠点	2	株式会社熊谷青果市場、北埼玉ダンボール工業
輸送 (2件)	物資の輸送	1	社団法人埼玉県トラック協会行田支部
	ヘリコプター応援	1	埼玉県
情報 (4件)	情報交換	1	国土交通省関東地方整備局
	緊急放送	2	行田ケーブルテレビ株式会社、FM.クマガヤ株式会社
	情報配信	1	ヤフー株式会社
相互協力 (23件)	相互応援	1	行田市市内郵便局
	相互融通	1	独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所
	埼玉県市町村間の災害時における相互応援	1	県内全市町村
	埼玉県市町村間の消防相互応援	1	県内全市町村
	消防・救急業務相互応援	9	鴻巣市、羽生市（2件）、熊谷市、埼玉県央広域事務組合、館林地区消防組合、埼玉東部消防組合、加須市、埼玉県消防長会第3ブロック内の消防本部
	災害時における相互応援	10	三重県桑名市、加須市・羽生市、福島県白河市、吾妻郡草津町、群馬県桐生市、埼玉県三郷市、山梨県笛吹市、群馬県館林市、長野県山ノ内町、利根川両岸3市3町（加須市・羽生市・群馬県板倉町・明和町・千代田町）
防災拠点 (22件)	避難場所及び防災施設の運営	1	埼玉県立さきたま史跡の博物館
	避難施設の提供	8	埼玉県立進修館高等学校、埼玉県立行田特別支援学校、埼玉県立総合教育センター、社会福祉法人ときわ会、ホテルサンマリノ、行田市旅館組合、湯本レストラン株式会社
	代替施設の使用	1	埼玉県行田警察署
	福祉避難所の設置・運営	11	社会福祉施設法人清幸会、社会福祉法人隼人会まきば園、社会福祉法人枚方療育園、社会福祉法人瑞穂会、社会医療法人壮幸会、介護老人保健施設グリーンピア、行田グリーンホーム、行田ケアセンターそよ風、さつきホーム、社会福祉法人聖徳会見沼園、社会福祉法人聖徳会行田園
	災害ボランティアセンターの設置・運営	1	社会福祉法人行田市社会福祉協議会
燃料 (3件)	燃料の供給	2	小沢工業株式会社、埼玉県石油業協同組合行田支部
	LPGガスの優先供給	1	一般社団法人埼玉県LPGガス協会行田支部

資料編
第2 応援協定に関する資料

分野	内容	件数	協定先
生活環境向上 (2件)	仮設トイレ等の供給	1	行田市清掃協会
	役務サービスの提供	1	株式会社サンワックス
電力 (3件)	電力復旧	1	東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社
	電気設備等の復旧	2	埼玉県電気工事工業組合、株式会社イートラスト埼玉
通信 (1件)	特別公衆電話の設置	1	東日本電信電話株式会社
応急対策活動 (30件)	応急対策業務	3	大野建設株式会社、行田市土木防災協議会、関東建設興業株式会社
	医療救護活動等	3	一般社団法人行田市医師会、行田市接骨師会、行田市歯科医師会
	応急復旧活動	9	小川工業株式会社、サイカン工業株式会社、有限会社鈴和建設、有限会社伊藤建設、株式会社漆原産業、大澤建設株式会社、有限会社協亜建設、株式会社タナカ、公益社団法人日本下水道管路管理業協会
	家屋被害認定調査	1	埼玉土地家屋調査士会
	遺体の収容安置等	10	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、アルファクラブ武蔵野株式会社、株式会社ヨコカワ 行田セレモニー、有限会社 尋商、株式会社ダイリン、白蓮社 のぐち、たぞえ葬祭、有限会社 山海物産、サンアイ有限会社、特定非営利活動法人つばき
	災害廃棄物処理	2	行田資源リサイクル協同組合、株式会社イズミ
	無人航空機による協力活動等	1	有限会社羽生モータースクール行田ドローンスクール
	車両移動	1	エートス協同組合
被災者支援 (3件)	支援金の支給	1	埼玉県
	行政書士業務の相談	1	埼玉県行政書士会
	司法書士業務の相談	1	埼玉司法書士会
合計数		115	

※静岡県焼津市は受入れのみのため、記載なし

第3 外部・協力機関に関する資料

3-1 防災関係機関一覧

(1) 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
危機管理防災センター	さいたま市浦和区仲町3丁目5番8号	048-830-8111
危機管理防災部危機管理課	〃	048-830-8121
危機管理防災部消防課	〃	048-830-8151
危機管理防災部災害対策課	〃	048-830-8181
危機管理防災部化学保安課	〃	048-830-8431
福祉部社会福祉課	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3270
利根地域振興センター	行田市本丸2番20号	048-555-1110
行田県税事務所	〃	048-556-5067
加須保健所	加須市南町5丁目15番地	0480-61-1216
加須農林振興センター	加須市不動岡564番地1号	0480-62-4771
行田県土整備事務所	行田市大字長野943番地	048-554-5211
北本県土整備事務所	北本市東間3丁目143	048-540-8200
熊谷県土整備事務所	熊谷市新堀500番地	048-533-8778
行田浄水場	行田市大字小針1632番地	048-559-3660

(2) 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局	さいたま市中央区新都心2番地1号	048-740-0443
熊谷地方気象台	熊谷市桜町1丁目6番10号	048-521-5858
大宮国道事務所熊谷国道出張所	〃 大字新堀180番地	048-532-3680
利根川上流河川事務所川俣出張所	羽生市本川俣840番地	048-563-1992
荒川上流河川事務所	川越市新宿町3丁目12番地	049-246-6371
行田労働基準監督署	行田市桜町2丁目6番14号	048-556-4195
行田公共職業安定所	〃 長野943番地	048-556-3151
東京航空局東京空港事務所	東京都大田区羽田空港3丁目3番1号	03-5757-3000

(3) 協定市町村

機関名	所 管 部 署	所 在 地	電 話 番 号
埼玉県内全市町村		※災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定にて県内全市町村と協定を締結済み	
桑名市	防災・危機管理課	桑名市中央町2丁目37番地	0594-24-1185
白河市	市民生活部生活防災課	白河市八幡小路7番地1	0248-22-1111
桐生市	共創企画部防災・危機管理課	桐生市織姫町1番1号	0277-46-1111
草津町	愛町部総務課	吾妻郡草津町大字草津28番地	0279-88-0001
三郷市	危機管理防災課	三郷市花和田648番地1	048-953-1111
笛吹市	総務部防災危機管理課	笛吹市石和町市部777番地	055-262-4111

機関名	所管部署	所在地	電話番号
館林市	総務部安全安心課	館林市城町1番地1号	0276-72-4111
山ノ内町	危機管理課	下高井郡山ノ内町大字平隠3352番地1	0269-33-3115
板倉町	総務課	邑楽郡板倉町大字板倉2067番地	0276-82-1111
明和町	総務課	邑楽郡明和町大字新里250番地1	0276-84-3111
千代田町	総務課危機管理室	邑楽郡千代田町大字赤岩1895番地1	0276-82-2112

(4) 警察

機関名	所在地	電話番号
行田警察署	行田市大字長野4195番地1	048-553-0110

(5) 消防

機関名	所在地	電話番号
行田市消防本部	行田市大字長野4389番地1	048-550-2119
〃 本署	〃 大字長野4389番地1	048-550-2123
〃 西分署	〃 大字持田876番地1	048-564-2119
〃 北分署	〃 大字斎条1132番地1	048-550-3119
熊谷市・行田市消防指令センター	熊谷市原島675番地1	048-501-0116

(6) 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第32普通科連隊	さいたま市北区日進町1丁目40番7号	048-663-4241

(7) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道株式会社熊谷駅	熊谷市筑波2丁目	048-523-5560
東日本電信電話株式会社埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号さいたま新常盤ビル	048-626-6160
東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	熊谷市筑波1丁目113番地	0120-995-007
東京ガス株式会社埼玉支社	さいたま市南区沼影1丁目20番1号	048-862-8651
独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所	行田市大字須加4369番地	048-557-1501
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町3丁目17番1号	048-789-7117
日本郵便株式会社行田郵便局	行田市行田18番23号	048-556-2001

(8) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
元荒川上流土地改良区	行田市大字若小玉2802番地 3	048—556—3135
大里用水土地改良区	熊谷市宮前町2丁目44番地	048—521—0433
見沼代用水土地改良区	久喜市菖蒲町菖蒲65番地	0480—85—9100
秩父鉄道株式会社	熊谷市曙町 1 丁目 1 番地	048—523—3311
一般社団法人埼玉県トラック協会行田支部	行田市大字真名板131番地 2	048—559—3357
荒川北縁水防事務組合	熊谷市宮町 2 丁目 47 番 1 号	048—524—1111
一般社団法人埼玉県LPガス協会行田支部	行田市大字埼玉4516番地	048—559—4111
朝日自動車(株)加須営業所	加須市大字馬内284番地 3	0480—61—7330
国際十王交通(株)熊谷営業所	熊谷市新島263番地1	048—521—3560

(9) 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人行田市医師会	行田市大字上池守44番地	048—556—8040
行田市歯科医師会	〃 棚田町 1 丁目 6 番地16	048—553—1181
行田市薬剤師会	〃 大字小見1399番地 6	048—553—5211
J Aほくさい行田中央支店	〃 富士見町 1 丁目 8 番地 1	048—556—1171
行田ケーブルテレビ株式会社	〃 大字持田980番地	048—553—2122
行田市社会福祉協議会	〃 大字酒巻1737番地 1	048—557—5400
行田商工会議所	〃 忍 2 丁目 1 番 8 号	048—556—4111
南河原商工会	〃 大字南河原921番地 6	048—557—0742
行田市水道工事業協同組合	〃 大字長野4913番地 3	048—553—5117
埼玉県石油業協同組行田支部	〃 天満 4 番 8 号	048—556—5251
埼玉県電気工事工業組合	さいたま市北区植竹町 1 丁目820番地 6	048—663—0242
行田市接骨師会	行田市栄町22番18号	048—553—3194
行田市土木防災協議会	〃 桜町1丁目5番16号	048—554—4111

3-2 関東地方非常通信協議会構成員表（埼玉県内抜粋）

機関名	所在地
関東総合通信局	東京都千代田区
熊谷地方気象台	熊谷市
国土交通省関東地方整備局（企画部）	さいたま市
関東管区警察局	さいたま市
関東管区警察局埼玉県情報通信部	さいたま市
埼玉県警察本部（警備部危機管理課）	さいたま市
埼玉県（危機管理防災部消防課）	さいたま市
さいたま市	さいたま市
埼玉県消防長会	さいたま市
独立行政法人水資源機構	さいたま市
埼玉県町村会	さいたま市
東日本電信電話（株）埼玉	さいたま市
（株）エヌ・ティ・ティエムイー	さいたま市
日本放送協会さいたま放送局	さいたま市
（株）テレビ埼玉	さいたま市
（株）エフエムナックファイブ	さいたま市
東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社	さいたま市
電源開発（株）	川越市
西武鉄道（株）	所沢市
東日本高速道路（株）関東支社	さいたま市
日本赤十字社 埼玉県支部	さいたま市
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 埼玉県支部	春日部市
日本郵便（株）関東支社	さいたま市

3-3 市内医療機関一覧

(令和4年10月現在)

No	医療機関名	診療科目	住所	電話
				F A X
1	医療法人千寿会 赤井胃腸科	内科・外科胃腸科	門井町2丁目10番地32	553—2233 550—1727
2	荒木医院	内科	真名板2065番地	559—3102 559—1271
3	医療法人基信会 池畑クリニック	産婦人科・内科	宮本16番1号	556—2295 556—2249
4	医療法人葦の会 石井クリニック	整形外科・リハビリテーション科	下忍1089番地1	555—3519 555—3520
5	いわね内科クリニック	内科・消化器科	佐間2丁目16番地31号	554—1313 554—1515
6	医療法人行仁会 加藤内科医院	内科・循環器科	旭町3番2号	556—3253 554—8560
7	医療法人川島会 川島胃腸科	内科・胃腸科・循環器科・外科・肛門科・放射線科	佐間1丁目18番39号	553—0001 554—8550
8	河本耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科・気管食道科・小児科	門井町2丁目24番43号	555—2626 550—1896
9	医療法人 行田岡田医院	内科・リウマチ科・外科・整形外科・麻酔科	北河原102番地1	557—2311 557—2312
10	医療生協さいたま生活協同行田協立診療所	内科・歯科・小児歯科	本丸18番3号	556—4581 556—8521
11	医療法人壮幸会 行田総合病院	内科・心療内科・精神科・神経内科・呼吸器内科・消化器内科・消化器外科・循環器内科・リウマチ科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・肛門外科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・ペインクリニック内科・ペインクリニック外科・麻酔科・緩和ケア内科・腎臓内科・血管外科・病理診断科・腫瘍内科	持田376番地	代552—1111 F A X 552—1116 F A X 552—2011
12	医療法人壮幸会 行田総合病院附属行田クリニック	内科・循環器内科・消化器内科・消化器外科・呼吸器内科・神経内科・心療内科・リウマチ科・外科・肛門外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・小児科・精神科・麻酔科・放射線科・ペインクリニック外科・ペインクリニック内科・リハビリテーション科・泌尿器科・腎臓内科	持田395番地1	554—0005
13	医療法人社団清幸会 行田中央総合病院	内科・循環器内科・糖尿病内科・漢方内科・呼吸器内科・産婦人科・外科・呼吸器外科・消化器外科・小児科・整形外科・形成外科・	富士見町2丁目17番地17	代553—2000 F A X 553—2202 F A X 553—2009

No	医療機関名	診療科目	住所	電話
				F A X
		アレルギー科・リウマチ科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・ペインクリニック外科・眼科・皮膚科		
14	埼玉医療生活共同組合 行田ふれあいクリニック	内科・循環器科	持田3丁目15番23号	555-1155 556-8171
15	医療法人社団 栗原医院	内科・消化器科・胃腸科・外科	本丸11番35号	556-2272 550-1123
16	小林内科医院	内科	谷郷2026番地1	552-0362 552-0363
17	さかつめ内科医院	小児科・内科	城西1丁目6番22号	553-5202 553-5202
18	医療法人社団桜会 坂本眼科	眼科	長野1263番地5	555-2440 555-2440
19	医療法人愛應会 さきたまクリ ニク	内科・消化器科・外科・泌尿器科	持田1232番地1	564-6620
20	たけうち呼吸と内科のクリニック	呼吸器科・内科	持田3丁目4番20号	553-7700
21	なすクリニック	内科・循環器科	忍2丁目19番1号 清水ビル1階	550-4000 550-4001
22	医療法人社団俊英会 根本医院	内科・小児科	行田10番22号	555-1261 555-2561
23	野口産婦人科	婦人科・内科	天満7番20号	556-4292 554-8228
24	ハピネス診療所	消化器内科・内視鏡内科	長野7296番地1	559-0082 559-2567
25	花蔵メディカルクリニック	美容皮膚科・形成外科・美容外科	門井町2丁目2番20号	559-0082
26	春山皮膚科クリニック	皮膚科	下忍1045番地1	553-4112
27	古田整形外科医院	整形外科	緑町8番6号	553-5221 553-5222
28	細沼医院	耳鼻咽喉科	向町2番33号	556-3284 554-8577
29	医療法人社団ほりの眼科	眼科	中央4番12号	556-2596
30	医療法人結びの会松原医院	内科・外科・小児科	長野1丁目31番10号	553-6700 553-6710
31	医療法人悠希会 南川げんきクリニック	内科・心療内科・小児科	小見1400番地1	554-8835 554-8836
32	やなせ眼科	眼科	門井町3丁目6番地9	564-0388 564-0383
33	やまかわ内科クリニック	内科・循環器内科・呼吸器内科・眼科	壱里山町18番地6 マルオカビル2F	564-1488 564-1477
34	医療法人社団グリーンハート 吉田記念山本クリニック	内科・循環器科	埼玉4719番地	558-3507 558-3506

3-4 行田市指定給水装置工事事業者一覧

(令和5年12月現在)

店名	所在地	電話番号
(株)清水アーネット	行田市忍2丁目19番1号	048-556-5151
(有)茂木水道工業所	行田市城南3番8号	048-556-3079
(有)加村工業	行田市桜町1丁目9番3号	048-556-2912
(株)松本設備	行田市谷郷1丁目14番1号	048-554-1916
(有)行田設備	行田市栄町19番12号	048-556-1764
(株)太陽冷熱	行田市桜町1丁目17番7号	048-554-6208
(有)春田水道	行田市若小玉2962番地1	048-556-7370
小林設備工業(株)	行田市持田2422番地2	048-554-6433
(有)クリハラ設備	行田市和田326番地1	048-556-5393
クマキ工業(株)	行田市桜町3丁目19番34号	048-556-3078
飯塚設備	行田市下中条469番地	048-557-1913
木村工業(有)	行田市野962番地	048-559-4144
大山設備工業所	行田市酒巻1559番地	048-557-0543
(株)瀬山電機設備	行田市下須戸1197番地2	048-559-3443
(株)イシワタ行田支店	行田市埼玉3010番地1	048-558-1515
一功工業	行田市長野7360番地	048-559-4368
(株)浜田設備	行田市長野4715番地2	048-559-0267
アグゼ(株)	行田市持田3丁目6番7号	048-555-3459
(有)稲原商店	行田市天満1番37号	048-556-3278
サイカン工業(株)	行田市栄町5番3号	048-553-0111
(有)田中設備	行田市深水町2番地28	048-554-2416
(有)橋本電気商会	行田市荒木2067番地	048-557-2840
森設備(株)	行田市長野5丁目16番1号	048-556-2300
(株)タカスイ設備	行田市本丸19番7号	048-501-5694
関口農機具店	行田市南河原1486番地2	048-557-3297
永光建設(株)	行田市犬塚1360番地	048-557-2228
(有)新井清掃	行田市下忍221番地3	048-554-3873
(株)協垂建設	行田市野2411番地1	048-559-0603
神明工場	行田市渡柳1800番地	048-559-2469
(株)ハウスプラミングエンタープライズ	行田市富士見町1丁目9番3号	048-564-0166
ダイセーExt(株)埼玉事業所	行田市持田2364番1	048-598-4353
(株)川田工業	行田市大字上池守851番地3	048-554-5576
門井電気商会	行田市行田13番地5	048-556-3120
(有)伊藤建設	行田市下須戸900番地	048-559-3328
行田建匠	行田市矢場2丁目8番36号	048-553-4604
ダイユーホーム	行田市大字谷郷411番地5	080-3343-2876
太田設備	行田市長野3丁目12番11号	048-554-9175
川久保住設	行田市城南7番地17	048-500-9079
伊藤電気商会	羽生市上新郷1825番地11	048-561-8761

資料編

第3 外部・協力機関に関する資料

店名	所在地	電話番号
(有)柿沼住設	羽生市東8丁目9番13号	048-561-6166
(有)賀山工業	羽生市今泉790番地	048-565-2844
(有)川島工業	羽生市北荻島393番地1	048-565-3969
桜井ライフライン(株)	羽生市南1丁目5番23号	048-561-1056
(有)長峯設備	羽生市羽生430番地6	048-561-4491
(株)ハトリ	羽生市南7丁目2番2号	048-562-5000
(有)小島水道工業	加須市北篠崎212番地	0480-68-5743
(株)彩玉	加須市中種足1497番地	0480-53-3432
(有)長澤設備	加須市栄1839番地	0280-62-1420
(株)中島電気工業	加須市南篠崎2548番地	0480-65-1727
(株)福田設備工業	加須市中種足1529番地	0480-73-2848
(株)丸山設備	加須市新川通420番地5	0480-53-3040
(有)ラピスト	加須市道地1205番地1	0480-73-7277
宮本興業(株)	加須市北小浜227番2	0480-31-7296
リリースコンストラクション(株)	加須市中央1丁目10番14号	0480-61-0123
(株)飯田設備	熊谷市大麻生1483番地1	048-532-5971
(株)石原住宅設備	熊谷市石原323番地4	048-522-2807
オールウェイズキクチ	熊谷市上中条2119番地1	048-525-4104
(有)加賀崎水道設備	熊谷市三ヶ尻3334番地	048-521-0397
(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田411番地	048-536-3662
北関東総合設備工業	熊谷市別府3丁目141番地	048-511-2450
(株)KENSHOW	熊谷市原島1149番地1	048-598-5610
(有)小林水道工業	熊谷市市ノ坪456番地2	048-588-2824
(有)小山水道工業所	熊谷市伊勢町360番地	048-522-1162
近藤工業(株)	熊谷市瀬南214番地1	048-525-5914
埼玉設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻156番地	048-532-5765
鹿野設備工業	熊谷市善ヶ島1210番地4	048-588-3350
新和機設(株)	熊谷市佐谷田159番地1	048-522-0659
(有)菅間さく泉	熊谷市小泉870番地	048-536-5319
(有)大昇	熊谷市佐谷田2964番地2	048-525-3780
(株)タキザワ	熊谷市石原1丁目122番地	048-521-5028
(有)拓己設備	熊谷市上之1197番地10	048-523-8322
十設備	熊谷市上之400番地1	048-521-5254
(株)中島水道	熊谷市万吉709番地7	048-536-5151
(有)中嶋設備工業	熊谷市武体197番地	048-532-3581
中村設備	熊谷市妻沼東5丁目67番地	048-589-0020
中村農機具店	熊谷市中奈良756番地	048-521-3781
(有)中村フィクセル	熊谷市久下1692番地4	048-522-5490
(株)中屋	熊谷市弥生2丁目50番地	048-523-2372
夏目設備(株)	熊谷市池上490番地	048-523-0064
(有)並木住宅設備	熊谷市小島211番地1	048-532-1343

資料編

第3 外部・協力機関に関する資料

店名	所在地	電話番号
(株)並木設備工業	熊谷市玉井1823番地	048-532-6339
橋本設備工業	熊谷市善ヶ島3186番地5	048-526-2270
フシミ設備サービス	熊谷市別府5丁目284番地	048-532-5243
(有)フヨウ設備	熊谷市拾六間222番地1	048-533-5328
萬文ポンプ店	熊谷市本石1丁目49番地	048-521-1341
矢部設備工業	熊谷市末広3丁目5番15号	048-526-2380
根岸設備	熊谷市御正新田23番地4	048-536-5870
(株)アール・ケー・イー埼玉営業所	熊谷市末広4丁目12番32号	048-523-8653
(有)山崎製作所	熊谷市西別府2263番地2	048-532-3494
アキラ興業	鴻巣市郷地2499番地	048-542-9679
(有)朝見住設	鴻巣市屈巣2382番地	048-569-0995
伊藤住宅設備	鴻巣市松原2丁目4番11号	048-507-7881
(有)大島工業	鴻巣市赤城780番地	048-569-0689
(株)小川商店	鴻巣市本町7丁目6番2号	048-541-0126
(有)椛田設備	鴻巣市広田377番地1	048-569-2080
桐原設備工業所	鴻巣市箕田479番地7	048-596-1842
(有)小林電気商会	鴻巣市吹上富士見1丁目7番9号	048-548-6066
(株)シムラ	鴻巣市筑波1丁目2番25号	048-548-0216
(有)シンセイ	鴻巣市宮前38番20号	048-597-0201
(有)関根設備	鴻巣市登戸341番地1	048-597-1244
(株)ナガタケ	鴻巣市北新宿1111番地5	048-548-0919
(有)野口商店	鴻巣市吹上本町4丁目6番12号	048-548-0108
(株)羽鳥工業	鴻巣市屈巣3533番地1	048-569-0741
(有)平賀設備工業	鴻巣市明用301番地	048-548-1739
吹上さく泉工業(有)	鴻巣市鎌塚3丁目1番2号	048-548-0214
(株)水野水道	鴻巣市人形4丁目6番27号	048-541-5361
(株)桐宗工業	鴻巣市境79番地15	048-578-7216
小澤設備工業	鴻巣市下忍3483番地4	048-598-5658
桐原設備工業所	鴻巣市箕田479番地7	048-596-1842
(株)ORIGINAL	鴻巣市宮前205番地6	048-594-6157
(株)早坂建設	越谷市神明町2丁目179番地7	048-916-5546
小仁熊瑞宝工業(株)	八潮市八潮1丁目17番4号	048-996-5116
アサヒ住建(株)	上尾市平塚2558番地4	048-773-8513
(株)井口工業	上尾市平方8540番地2	048-726-2793
(有)三幸システム企画	上尾市地頭方441番地7	048-781-3405
シミズ設備工業(株)	上尾市谷津2丁目5番10号	048-773-5676
(株)中央設備工業	上尾市今泉365番地12	048-725-3232
(株)中村設備工業所	上尾市錦町1番地18	048-773-8733
(株)やなぎ	上尾市平塚3010番地3	048-772-5197
(株)こぐれ技建	上尾市上62番地13 深山ビル201	048-778-8283

資料編

第3 外部・協力機関に関する資料

店名	所在地	電話番号
(有)カネコプレーナー	上尾市中分2番186	048-856-9213
(株)武蔵設備	入間市新久669番地50	04-2963-2922
((株)新井管工事	桶川市川田谷6654番地1	048-787-8181
新井設備工事(株)	桶川市川田谷3515番地4	048-786-3541
(株)大木水道	桶川市川田谷3255番地	048-787-0611
協立設備(株)	桶川市下日出谷302番地6	048-786-4557
(有)寿管工	桶川市南2丁目2番11号	048-782-6638
(有)太宝設備	桶川市上日出谷1丁目40番16号	048-786-9871
明和技建(株)	桶川市上日出谷655番地5	048-779-8883
(有)玉坂設備	桶川市上日出谷344番地11	048-787-6550
(有)本田工業	春日部市谷原新田1404番地	048-736-2929
(株)気水設備	春日部市永沼629番地2	048-876-9990
関東日精(株)	神川町原新田1097番地1	0495-77-3850
(株)SAKURAI	上里町七本木2993番地1	0495-35-3955
戸矢設備	上里町堤333番地2	0495-33-9239
(株)荒川設備	川口市峯810番地12	048-297-8999
(株)雅工業	川口市芝7028番地34	048-269-1611
(株)伊藤住設	川越市上寺山458番地10	049-226-5071
(株)小高設備	川越市大字下広谷512番地1	049-239-3900
(株)彩水設備	川越市鯨井新田45番地2	048-298-6130
(株)エナジー	川越市大袋新田771番地8	048-247-9002
(株)いいじま	川島町上伊草1364番地	049-297-0457
マツオ興業(株)	川島町上伊草821番地1	049-297-0792
(株)篤佳設備	川島町上伊草1484番10	049-215-4039
(株)泉山設備	北本市石戸5丁目268番地	048-592-7510
(有)新和設備	北本市中丸5丁目305番地3	048-592-6733
(株)スカイホーム	北本市中央4丁目68番地2	048-593-1122
(有)長島設備商会	北本市本町4丁目99番地	048-591-1304
(有)加藤設備	久喜市菖蒲町下栢間2686番地	0480-85-7879
吉備工業(株)	久喜市栗橋東4丁目7番22号	0480-52-0777
(有)鈴木設備	久喜市青毛4丁目6番6号	0480-23-4875
(株)トミザワ設備	久喜市上町6番52号	0480-21-0946
(株)中村工業所	久喜市小右衛門1349番地	0480-52-0450
深作設備工業(株)	久喜市久喜北1丁目10番4号	0480-21-3175
(株)ヤマグチ	久喜市佐間290番地2	0480-52-5570
(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町2丁目286番地	048-726-8613
旭化成ライフライン(株)埼玉事業所	さいたま市北区宮原町4丁目69番1	048-662-1225
新井ポンプ工業(株)	さいたま市岩槻区徳力86番地	048-794-2432
(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所366番地7	048-621-3535
(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区别所町47番地24	048-663-0818
(有)長谷川設備工業	さいたま市西区高木1469番地40	048-626-2385

資料編

第3 外部・協力機関に関する資料

店名	所在地	電話番号
(株)ノハラ興業	さいたま市北区宮原町2丁目4番2号	048-664-6398
(株)深谷設計設備	さいたま市北区别所町38番10	048-783-4090
(株)良松	さいたま市北区東大成町1番460	048-666-1200
(株)SUZUKI設備	比企郡吉見町大字長谷1504番164	0493-54-2344
(有)アイル設備工業	坂戸市大字塚越237番地13	049-282-4294
(株)くはら設備	坂戸市塚越1203番地1	049-280-8777
関根設備工業(株)	幸手市中1丁目12番33号	0480-42-0087
(株)アイトップ	狭山市入間川2丁目21番24号	04-2952-2274
(有)八木沢設備	日高市高萩東3丁目4番19号	042-989-7679
(株)エハラ設備	白岡市荒井新田83番地2	0480-97-0058
(株)エハラ設備	白岡市西4丁目11番20号	0480-92-2345
(株)山田設備工業	白岡市西8丁目15番1号	0480-92-2251
(株)熊谷設備工業	杉戸町宮前137番地56	0480-38-0043
(株)茂田工業所	杉戸町内田2丁目8番16号	0480-32-1766
(有)平設備	滑川町伊古158番地1	0493-57-1157
(有)飯村設備工業	東松山市毛塚894番5号	0493-35-0566
晴耕設備	東松山市大谷4864番地4	0493-39-5979
(有)太陽設備	東松山市大字上唐子1174番地1	0493-23-8853
(株)タカサカ	東松山市西本宿1763番地3	0493-34-4735
(株)ユーライフ	東松山市石橋1696番地4	0493-81-5678
(株)飯島水道設備	深谷市新井423番地2	048-572-8258
内田設備	深谷市岡2733番地7	048-585-2427
(株)栄大土木	深谷市下手計147番地	048-587-2131
(有)笠原鉄工所	深谷市田中62番地	048-583-2018
(株)観水	深谷市柏合681番地1	048-571-3119
黒沢設備	深谷市針ヶ谷817番地1	048-585-0825
(有)御所設備	深谷市東方町5丁目15番6号	048-573-2833
(株)鈴木美装	深谷市東方町3丁目12番地7	048-572-9580
瀬山工業(株)	深谷市川本明戸25番地3	048-583-5214
(株)たべい	深谷市萱場759番地3	048-571-0466
ツカサエンジニアリングサービス	深谷市東方町2丁目7番13号	048-572-7138
(有)深谷設備工業所	深谷市東方3557番地12	048-572-3098
(株)深谷電気工事	深谷市上野台2935番地4	048-571-4155
山口設備	深谷市小前田181番地1	048-501-7202
(株)吉岡設備	深谷市寿町177番地	048-572-3416
(有)アクア	本庄市小島2丁目13番15	0495-23-2433
I NOUE 工業	本庄市本庄2丁目7番3号512	0495-24-2307
清水ポンプ	本庄市児玉町長沖47番地1	0495-72-2802
(有)新成建設	本庄市大野堂651番地7	0495-24-3574
(株)高橋設備	本庄市緑2丁目1番2号	0495-21-3563
(株)田島ポンプ工業	本庄市児玉町児玉2444番地12	0495-72-0210

資料編

第3 外部・協力機関に関する資料

店名	所在地	電話番号
(株)タバタ設備	本庄市本庄3丁目3番22	0495-22-8802
(株)細田設備工業	本庄市児玉町塩谷587番地1	0495-72-0909
大久原設備	本庄市児玉町共栄314番地	0495-72-2843
(株)坂井住設	美里町白石1452番地16	0495-76-4833
(有)へんみ設備	美里町沼上85番地2	0495-76-4120
(株)木村設備	宮代町本田4丁目10番32号	0480-32-7788
(有)空衛設備	宮代町東331番地6	0480-37-3317
(有)福商	宮代町字川端288番1	0480-33-4043
(株)田島建設	吉見町古名新田120番地3	0493-54-1032
(有)新島商会	吉見町南吉見344番地	0493-54-1433
(株) takikan	吉見町久米田812番地3	0493-81-6006
(株)今井設備工業	寄居町富田3628番地4	048-582-1408
(有)橋本設備工事	群馬県邑楽町赤堀3706番地	0276-88-4060
船越設備工業(有)	群馬県千代田町萱野1087番地	0276-86-2471
柵屋設備	群馬県千代田町赤岩1043番地	0276-86-5079
(株)鈴木設備工業	群馬県伊勢崎市田部井町2丁目1268番3号	0270-75-4921
(有)湯山設備工業所	川越市中台元町1丁目5番15	049-242-5064
圏央設備(株)	鶴ヶ島市大字下新田590番地23	049-287-4889
(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町4丁目5番地7号	06-6335-1211
(株)イースマイル	大阪府大阪市浪速区敷津東3丁目7番10号 イースマイルビル	06-6631-7449
エバーリンクス(株)	大阪府大阪市西区南堀江4丁目17番地18号原 田ビル205	06-6531-1151
(株)クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町6丁目10番地	06-6821-6133
(株)アステム	東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番10号	03-3639-3330
(株)交換できるくん	東京都渋谷区東1丁目26番20号東京建物東渋谷ビル12F	03-6427-5381
(有)勝水道工業所	東京都台東区東浅草2丁目21番地1号	03-3873-7820
(株)ミナミ住設	東京都世田谷区尾山台1丁目2番地17号	03-3704-5611
(株)住まいる安心レスキュー	東京都足立区入谷9丁目31番地8号	048-229-2382
(株)ライフエナジー	東京都千代田区平河町1丁目6番15号USビル8F	0120-033-003
(株)ニチエネ	東京都港区赤坂7丁目1番15号アトム青山タワー7階	042-718-9499
(株)ワースバンド	神奈川県海老名市柏ヶ谷1丁目14番29号橘ビル202	046-292-7155
(株)日本水道センター	千葉県船橋市夏見1丁目6番1号	047-421-1281
(株)菊池設備工業	栃木県宇都宮市下平出町161番地1	028-666-5469
(株)シー・アール・エス	栃木県足利市葉鹿町147番地2	0284-62-5551
(株)大垣設備	栃木県佐野市岩崎町765番1	0283-61-0225
(株)タカギ	福岡県北九州市小倉南区石田南2丁目4番地 1号	093-962-0941
(有)アクアライン	広島県広島市中区八丁堀8丁目8番 第1ウ エノヤビル6F	082-502-6644

3-5 行田市下水道排水設備指定工事店一覧

(令和5年12月現在)

工 事 店 名	所 在 地	電 話
アグゼ(株)	行田市持田3丁目6番7号	048-555-3459
(有)新井清掃	行田市下忍221番地3	048-554-3873
飯塚設備	行田市下中条469番地	048-557-1913
一功工業	行田市長野7360番地	048-559-4368
(有)伊藤建設	行田市下須戸900番地	048-559-3328
(有)稲原商店	行田市天満1番37号	048-556-3278
(株)漆原産業	行田市長野5丁目12番地5	048-559-1651
大澤建設(株)	行田市須加4421番地	048-557-1611
小川工業(株)	行田市桜町1丁目5番16号	048-554-4111
(有)加村工業	行田市桜町1丁目9番3号	048-556-2912
(株)川田工業	行田市上池守851番地3	048-554-5576
(株)関東水処理センター	行田市長野638番地	048-554-7019
木村工業(有)	行田市野962番地	048-559-4144
(株)協重建設	行田市野2411番地1	048-559-0603
(有)行田設備	行田市栄町19番12号	048-556-1764
クマキ工業(株)	行田市桜町3丁目19番34号	048-556-3078
(有)クリハラ設備	行田市和田326番地1	048-556-5393
小林設備工業(株)	行田市持田2422番地2	048-554-6433
サイカン工業(株)	行田市栄町5番3号	048-553-0111
(株)清水アーネット	行田市忍2丁目19番1号	048-556-5151
神明工場	行田市渡柳1800番地	048-559-2469
(有)鈴和建设	行田市埼玉4857番地	048-559-1688
(株)瀬山設備	行田市下須戸1197番地2	048-559-3443
ダイセーExt(株)埼玉事業所	行田市持田2364番地1	048-598-4353
ダイユーホーム	行田市谷郷1577番地	048-553-2876
ダイユーホーム	行田市谷郷411番地5	080-3343-2876
(株)太陽冷熱	行田市桜町1丁目17番7号	048-554-6208
(株)タカスイ設備	行田市本丸19番7号	048-501-5694
(有)田中設備	行田市深水町2番地28	048-554-2416
(有)中新土建工業	行田市酒巻819番地4	048-557-0055
(株)ハウスブラミングエンタープライズ	行田市富士見町1丁目9番地3	048-564-0166
(株)浜田設備	行田市長野4715番地2	048-559-0267
(株)松本設備	行田市谷郷1丁目14番1号	048-554-1916
(有)茂木水道工業所	行田市城南3番8号	048-556-3079
森設備(株)	行田市長野5丁目16番地1	048-556-2300
(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町2丁目286番地	048-726-8613
(有)アイル設備工業	坂戸市塚越237番地13	049-282-4294
(株)アール・ケー・イー	熊谷市末広4丁目12番32号	048-523-8653
旭化成ライフライン(株)埼玉事業所	さいたま市北区宮原町4丁目69番1号	048-662-1225
アサヒ住建(株)	上尾市平塚2558番地4	048-773-8513
(有)朝見住設	鴻巣市屈巣2382番地	048-569-0995
(株)篤佳設備	比企郡川島町上伊草1484番地10	049-215-4039
アテックス(株)	北本市中央4丁目74番地	048-590-5707

資料編

第3 外部・協力機関に関する資料

工 事 店 名	所 在 地	電 話
(株)新井管工事	桶川市川田谷 6654 番地の 1	048—787—8181
新井ポンプ工業(株)	さいたま市岩槻区徳力 86 番地	048—794—2432
(株)荒川設備	川口市峯 810 番地の 12	048—297—8999
(株)いいじま	川島町上伊草 1364 番地	049—297—0457
(株)飯島水道設備	深谷市新井 423 番地 2	048—572—8258
(株)飯田設備	熊谷市大麻生 1483 番地 1	048—532—5971
(有)飯村設備工業	東松山市毛塚 894 番地 5	0493—35—0566
(株)石原住宅設備	熊谷市石原 323 番地 4	048—522—2807
(株)イシワタ	鴻巣市北根 1643 番地	048—569—0613
(株)泉山設備	北本市石戸 5 丁目 268 番地	048—592—7510
(株)伊藤住設	川越市上寺山 458 番地 10	049—226—5071
(株)今井設備工業	寄居町富田 3628 番地 4	048—582—1408
Ace	深谷市稻荷町 1 丁目 16 番 18 号 2F	048—507—5346
(株)エハラ設備	白岡市荒井新田 83 番地の 2	0480—97—0058
(株)MS フィールド	さいたま市西区指扇領別所 366 番地 7	048—621—3535
大久原設備(株)	本庄市児玉町共栄 314 番地	0495—72—2843
(有)大島工業	鴻巣市赤城 780 番地	048—569—0689
(株)小川商店	鴻巣市本町 7 丁目 6 番 2 号	048—541—0126
(株)小高設備	川越市下広谷 512 番地 1	049—239—3900
(株)ORIGINAL	鴻巣市宮前 205 番地 6	048—594—6157
(有)加賀崎水道設備	熊谷市三ヶ尻 3334 番地	048—530—4030
(有)柿沼住設	羽生市東 8 丁目 9 番地 13	048—561—6166
(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田 411 番地	048—536—3662
(株)栴田設備	鴻巣市広田 377 番地 1	048—569—2080
(株)観水	深谷市柏合 681 番地 1	048—571—3119
関東日精(株)	神川町原新田 1097 番地 1	0495—77—3850
吉備工業(株)	久喜市栗橋東 4 丁目 7 番 22 号	0480—52—0777
(株)木村設備	宮代町本田 4 丁目 10 番 32 号	0480—32—7788
協立設備(株)	桶川市下日出谷東 3 丁目 31 番地の 6	048—786—4557
(株)享和	白岡市下野田 809	0480—92—2345
桐原設備工業所	鴻巣市広田 3459 番地 12	048—596—1842
(株)桐宗工業	鴻巣市境 79 番地 15	048—578—7216
(株)空衛設備	宮代町東 331 番地 6	0480—37—3317
国本設備工業	深谷市血洗島 76 番地 7	048—598—4966
(株)くはら設備	坂戸市塚越 1203 番地 1	049—280—8777
(株)熊谷清掃社	熊谷市上之 3232 番地	048—521—3178
(株)クラシアン	さいたま市北区吉野町 2 丁目 200 番地 1	048—668—6911
黒沢設備	深谷市針ヶ谷 817 番地 1	048—585—0825
(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区別所町 47 番地 24	048—663—0818
(有)小島水道工業	加須市北篠崎 212 番地	0480—68—5743
(有)御所設備	深谷市東方町 5 丁目 15 番地 6	048—573—2833
(有)寿管工	桶川市南 2 丁目 2 番 11 号	048—782—6638
(有)小林電気商会	鴻巣市吹上富士見 1 丁目 7 番 9 号	048—548—6066
(有)小山水道工業所	熊谷市伊勢町 360 番地	048—522—1162
埼玉設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻 156 番地	048—532—5765
(株)彩水設備	川越市鯨井新田 45 番地 2 グランヴィル 4F	049—298—6130
(株)彩玉	加須市中種足 1497 番地	0480—53—3432

資料編

第3 外部・協力機関に関する資料

工 事 店 名	所 在 地	電 話
(株)坂井住設	美里町白石 1452 番地 16	0495—76—4833
(株)SAKURAI	上里町七本木 2993 番地 1	0495—35—3955
(株)三希設備	川越市中台元町 1 丁目 5 番地 15	049—242—5064
(有)三幸システム企画	上尾市地頭方 441 番地 7	048—781—3405
(株)茂田工業所	さいたま市北区東大成町 2 丁目 376 番地 2	048—666—6838
(株)シムラ	鴻巣市筑波 1 丁目 2 番 25 号	048—548—0216
白根設備(株)	熊谷市箱田 1 丁目 11 番 28 号	048—524—0235
(有)シンセイ	鴻巣市宮前 38 番地 20	048—597—0201
(有)新成建設	本庄市下野堂 651 番 7	0495—24—3574
新和機設(株)	熊谷市佐谷田 153 番地 7	048—522—0659
(株)スカイホーム	北本市中央 4 丁目 68 番地 2	048—592—0111
(株)鈴木美装	深谷市東方町 3 丁目 12 番地 7	048—572—9580
関根設備工業(株)	幸手市中 1 丁目 12 番 33 号	0480—42—0087
(株)大昇	熊谷市佐谷田 2964 番地 2	048—525—3780
(株)太宝設備	桶川市上日出谷南 1 丁目 40 番地の 16	048—786—9871
(有)平設備	滑川町伊古 158 番地 1	0493—57—1157
(株)タカサカ	東松山市西本宿 1763 番地 3	0493—34—4735
(株)高橋設備	本庄市緑 2 丁目 1 番 2 号	0495—21—3563
(株)タキザワ	熊谷市石原 1339 番地	048—521—5028
(有)拓己設備	熊谷市上之 1197 番地 10	048—523—8322
(株)タバタ設備	本庄市本庄 3 丁目 3 番 22 号	0495—22—8802
(株)たべい	深谷市萱場 759 番地 3	048—571—0466
(有)玉坂設備	桶川市上日出谷 344 番地の 11	048—787—6550
(株)中央設備工業	上尾市今泉 365 番地 12	0487—25—3232
(株)TAG	熊谷市石原 113 番地 7	048—526—6706
TSK ティエスケイ	熊谷市上川上 583 番地 7	090—3507—6101
(株)トミザワ設備	久喜市上町 6 番 52 号	0480—21—0946
戸矢設備	上里町堤 333 番地 2	0495—33—9239
(株)中島水道	熊谷市万吉 709 番地 7	048—536—5151
中島設備	深谷市高島 634 番地	048—511—8346
(有)中嶋設備工業	熊谷市武体 197 番地	048—532—3581
(有)長島設備商会	北本市本町 4 丁目 99 番地	048—591—1304
(株)中島電気工業	加須市南篠崎 2548 番地	0480—65—1727
(株)ナガタケ	鴻巣市北新宿 1018 番地	048—578—4816
(有)長峯設備	羽生市羽生 430 番地 6	048—561—4491
中村設備	熊谷市妻沼東 5 丁目 67 番	048—589—0020
(株)中村設備工業所	上尾市錦町 1 番地 18	048—773—8733
(有)中村フィクセル	熊谷市久下 1692 番地 4	048—522—5490
(株)中屋	熊谷市弥生 2 丁目 50 番地	048—523—2372
夏目設備(株)	熊谷市池上 490 番地	048—523—0064
(有)並木住宅設備	熊谷市小島 211 番地 1	048—532—1343
(株)並木設備工業	熊谷市玉井 1823 番地	048—532—6339
(有)新島商会	吉見町南吉見 344 番地	0493—54—1433
(株)日建	鴻巣市広田 3524 番地 28	048—598—7681
(株)ノハラ興業	さいたま市北区宮原町 2 丁目 1 番地 7	048—664—6398
(株)一設備工業	北葛飾郡杉戸町堤根 4424 番地 8	048—812—7840
橋本設備工業	熊谷市善ヶ島 3186 番地 5	090—8682—2379

資料編

第3 外部・協力機関に関する資料

工 事 店 名	所 在 地	電 話
(有)長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬 902 番地 1	048—626—2385
(株)ハトリ	羽生市南 7 丁目 2 番地 2	048—562—5000
(株)羽鳥工業	鴻巣市屈巢 3533 番地 1	048—569—0741
(有)濱島建設	加須市外田ヶ谷 17 番地の 1	0480—73—1728
(株)ハマノ	北葛飾郡杉戸町杉戸 5 丁目 5 番 12 号	0480—31—1318
(株)早坂建設	越谷市神明町 3 丁目 289 番地 4	048—916—5546
美創	熊谷市拾六間 823 番地 23	0120—622—682
(有)平賀設備工業	鴻巣市明用 301 番地	048—548—1739
深作設備工業(株)	久喜市久喜北 1 丁目 10 番 4	0480—21—3175
(株)深谷設計設備	さいたま市北区别所町 38 番地 10	048—783—4090
(有)深谷設備工業所	深谷市東方 3557 番地 12	048—572—3098
吹上さく泉工業(有)	鴻巣市鎌塚 3 丁目 1 番 2 号	048—548—0214
(有)福商	南埼玉郡宮代町川端 288 番 1	0480—33—4043
(株)福田設備工業	加須市中種足 1529 番地	0480—73—2848
フシミ設備サービス(株)	熊谷市別府 5 丁目 284 番地	048—532—5243
(有)へんみ設備	児玉郡美里町沼上 85 番地 2	0495—76—4120
(有)フヨウ設備	熊谷市拾六間 222 番地 1	048—533—5328
(有)本田工業	春日部市谷原新田 1404 番地	048—736—2929
(株)雅工業	川口市安行出羽 4 丁目 9 番 18 号	048—269—1611
マツオ興業(株)	川島町上伊草 821 番地 1	049—297—0792
合同会社マツザキ	上尾市老丁目南 16 番地 1 グリーンピュア 201 号	048—717—1519
(株)丸山設備	加須市新川通 420 番地 5	0480—53—3040
(株)水野水道	鴻巣市人形 4 丁目 6 番 27 号	048—541—5361
(株)水野設備	深谷市国済寺 425 番地 2	048—571—2822
(株)見沼工業	さいたま市見沼区春岡 3 丁目 49 番 17	048—686—9888
宮本興業(株)	加須市北小浜 227 番地 2	0480—31—7296
茂木設備工業	北本市石戸 4 丁目 323	048—591—2032
(株)やなぎ	上尾市平塚 3010 番地 3	048—772—5197
矢部設備工業	熊谷市末広 3 丁目 5 番 15	048—526—2380
(株)ヤマグチ	久喜市佐間 290 番地の 2	0480—52—5570
(有)山崎製作所	熊谷市西別府 2263 番 2	048—532—3494
(株)山田設備工業	白岡市西 8 丁目 15 番 1	0480—92—2251
(株)ユーライフ	東松山市石橋 1696 番 4	0493—81—5678
(株)吉岡設備	深谷市寿町 177 番地	048—572—3416
(株)良松	さいたま市北区東大成町 1 丁目 460 番地	048—666—1200
(有)ラピスト	加須市道地 1205 番地 1	0480—73—7277

資料編

第3 外部・協力機関に関する資料

3-6 一般廃棄物（収集・運搬）許可業者一覧

(令和4年11月現在)

No.	業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
1	(有)新井清掃	行田市下忍221番地3	048-554-3873
2	(株)マルカ商事	鴻巣市屈巢2628番地1	048-569-2110
3	(株)ゴトー	熊谷市曙町1丁目50番地	048-537-0510
4	(有)後藤衛生社	鴻巣市鎌塚98番地1	048-549-2271
5	(株)小嶋衛生社	深谷市本田1009番地1	048-583-3706
6	(株)柿谷商店	行田市忍1丁目21番20号	048-556-2587
7	(株)横田商事	館林市足次町26番地1	0284-72-2241
8	佐藤商店	行田市中央14番6号	048-556-2402
9	長嶋商店	行田市忍1丁目1番14号	048-554-9010
10	コスモ・クリーン(株)	行田市下忍141番地	048-558-1020
11	(株)埼玉鴉商	羽生市上新郷1838番地25	0276-73-1343
12	(株)ぐんま東庄	高崎市寺尾町3212番地8	0273-23-5331
13	(有)行田サービス	行田市須加3180番地	048-557-2740
14	(有)ハイクリーン	熊谷市青山344番地82	0493-39-4860
15	(協)行田クリーンバック	行田市藤原町1丁目17番地1	048-554-1462
16	(有)田中建材工業	行田市若小玉3888番地3	048-553-5730
17	(株)小島商事	北本市山中1丁目277番地	048-591-4818
18	クリーンシステム(株)	さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号	048-564-6488
19	(株)熊谷清掃社	熊谷市上之3232番地	048-521-3178
20	(株)ヤマキ	熊谷市三ヶ尻新山3884番地	048-532-1740
21	(有)ノグチ	熊谷市肥塚1206番地6	048-523-6760
22	(有)若山運送加須クリーン	加須市戸室1004番地	0480-73-4865
23	(株)フォレスト	熊谷市三ヶ尻3581番地1	048-532-3118
24	丸高産業(株)	深谷市岡部2322番地2	048-585-4145
25	(株)イズミ	行田市埼玉4173番地2	050-3537-8725
26	(有)丸良商事	熊谷市妻沼東4丁目64番地	048-526-2000
27	(株)小林茂商店	熊谷市今井1106番地	048-521-6356
28	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台1丁目18番7号	03-5995-3701
29	斉藤商店	行田市長野2丁目14番8号	048-554-3194
30	大同貨物自動車(株)	行田市佐間1丁目26番45号	048-554-2251
31	若宮商事(株)	深谷市上野台2060番地1	048-573-2112
32	(有)大野生研工業	熊谷市下川上1568番地11	048-526-0587
33	(有)大晃商事	鴻巣市人形3丁目2番32号	048-542-9792
34	(株)加藤商事	さいたま市西区中釘2228番地5	048-624-1611
35	柿弘商事	行田市佐間1丁目26番39号	048-553-0216
36	(有)新生興産	羽生市砂山366番地2	048-561-4499

3-7 し尿処理等許可業者一覧

(令和4年11月現在)

(1) し尿処理許可業者

No.	業者名	所在地	電話番号
1	(有)新井清掃	行田市下忍221番地3	048-554-3873
2	(有)後藤衛生社	鴻巣市鎌塚98番地1	048-549-2271
3	(株)マルカ商事	鴻巣市屈巢2628番地1	048-569-2110
4	(株)三共商事	加須市北小浜607番地	0480-62-5485
5	(株)小嶋衛生社	深谷市本田1009番地1	048-583-3706
6	(有)後藤衛生コンサルタント	熊谷市曙町2丁目29番地	048-537-0555
7	(株)妻沼清掃社	熊谷市西城570番地	048-588-8590
8	(株)熊谷清掃社	熊谷市上之3232番地	048-521-3178

(2) 浄化槽(保守・点検・清掃)許可業者

No.	業者名	所在地	電話番号
1	(有)新井清掃	行田市下忍221番地3	048-554-3873
2	(有)後藤衛生社	鴻巣市鎌塚98番地1	048-549-2271
3	(株)マルカ商事	鴻巣市屈巢2628番地1	048-569-2110
4	(株)三共商事	加須市北小浜607番地	0480-62-5485
5	(株)小嶋衛生社	深谷市本田1009番地1	048-583-3706
6	(有)後藤衛生コンサルタント	熊谷市曙2丁目29番地	048-537-0555
7	(株)妻沼清掃社	熊谷市西城570番地	048-588-8590
8	(株)熊谷清掃社	熊谷市上之3232番地	048-521-3178
9	(有)前林清掃社	熊谷市小曾根1255番地	048-521-3431

3-8 市内寺院一覧

(令和3年12月現在)

NO	法人名	所在地	NO	法人名	所在地
1	蓮華寺	忍1丁目1番9号	34	正覚寺	大字野 1245 番地
2	本法寺	大字須加 1919 番地	35	東福寺	大字荒木 1652 番地
3	大長寺	行田 23 番 10 号	36	西明寺	大字白川戸 510 番地
4	大蔵寺	駒形 1 丁目 4 番 26 号	37	遍性寺	大字若小玉 2980 番地
5	天祥寺	大字埼玉 5209 番地	38	長久寺	桜町 2 丁目 20 番 44 号
6	桃林寺	城西 3 丁目 6 番 1 号	39	成就院	大字長野 7618 番地
7	妙音寺	佐間 3 丁目 7 番 36 号	40	宝積寺	谷郷 1 丁目 2 番 8 号
8	阿彌陀寺	城西 4 丁目 6 番 33 号	41	宝珠院	大字和田 350 番地
9	観福寺	大字南河原 1500 番地 1	42	寶泉寺	大字斉条 737 番地
10	照岩寺	大字北河原 736 番地	43	観音寺	大字持田 2561 番地
11	正福寺	大字利田 478 番地	44	光明寺	大字前谷 1426 番地
12	本性寺	大字渡柳 536 番地 1	45	持宝院	大字上池守 728 番地
13	宝蔵寺	大字持田 5908 番地 1	46	萬福寺	大字中里 567 番地
14	長福寺	大字持田 5967 番地	47	泉蔵院	大字皿尾 434 番地
15	正覚寺	城西 4 丁目 3 番 21 号	48	西善院	大字馬見塚 913 番地
16	高源寺	佐間 1 丁目 2 番 9 号	49	光照院	大字犬塚 708 番地
17	天洲寺	大字荒木 1614 番地	50	真観寺	大字小見 1124 番地
18	嶺雲寺	大字小見 968 番地	51	成正寺	駒形 2 丁目 7 番 7 号
19	龍泉寺	大字若小玉 2370 番地	52	宝珠院	大字樋上 262 番地 1
20	全龍寺	大字真名板 496 番地	53	永徳寺	大字堤根 999 番地
21	慶岩寺	大字酒巻 1862 番地	54	徳円寺	門井町 1 丁目 19 番地
22	専勝寺	城西 3 丁目 7 番 12 号	55	真福寺	棚田町 1 丁目 29 番地 9
23	盛徳寺	大字埼玉 1118 番地	56	安樂寺	大字埼玉 4977 番地
24	医王寺	大字下須戸 1350 番地	57	長光寺	大字須加 4621 番地
25	満願寺	大字野 744 番地	58	興徳寺	大字下中条 1619 番地 2
26	清岩寺	駒形 2 丁目 7 番 10 号	59	東泉寺	大字関根 807 番地
27	常慶院	城西 4 丁目 8 番 39 号	60	長徳寺	大字中江袋 72 番地
28	高太寺	大字皿尾 359 番地	61	遍照院	駒形 1 丁目 4 番 18 号
29	龍高寺	大字下池守 487 番地	62	明光寺	大字下忍 2455 番地 2
30	清善寺	忍 2 丁目 8 番 18 号	63	法華寺	大字小見 991 番地
31	常光寺	大字下須戸 1016 番地 1	64	日蓮宗妙心教会	大字堤根 1262 番地
32	神仙寺	大字小針 2789 番地	65	観月院東照寺	大字荒木 1147 番地 1
33	長福寺	大字渡柳 1788 番地	66	要唱寺	大字下忍 138 番地 1

第4 自然条件、災害履歴、気象等に関する資料

4-1 本市の地形と災害条件

地	形	水害に対する条件	土砂災害に対する条件	地震に対する条件
地	自然堤防	堤防の決壊が生じれば洪水で被災する可能性がある。微高地であり、周辺部は内水氾濫で浸水する可能性がある。	問題ない。	地震動の増幅がかなり大きくなる可能性がある。砂質地盤で液状化が発生する可能性がある。
	氾濫平野	堤防の決壊が生じれば洪水で被災する可能性が高い。内水氾濫が生じやすい。	問題ない。	軟弱地盤が分布し、地震動の増幅が大きくなる可能性が高い。砂質地盤が介在すれば液状化が発生する可能性もある。
	後背低地	堤防の決壊が生じれば洪水で被災する可能性が高い。内水氾濫が生じやすく、浸水が長期にわたる可能性がある。	問題ない。	軟弱地盤が厚く分布し、地震動の増幅が大きくなる可能性が高い。砂質地盤が介在すれば液状化が発生する可能性もある。
	旧河道	堤防の決壊が生じれば洪水で被災する可能性が高い。内水氾濫の危険性が大きい。	問題ない。	軟弱地盤が分布し、地震動の増幅が大きくなる可能性が高い。砂質地盤が介在すれば液状化が発生する可能性もある。
台地	段丘面	低地との比高が小さく、周辺部は浸水被害を被る可能性がある。	問題ない。	洪積層の地盤で構成され、比較的条件はよいと考えられる。
人工地	盛土地	低い盛土地が大部分である。堤防の決壊が生じれば洪水で被災する可能性がある。内水氾濫の可能性もある。	問題ない。	氾濫平野や後背低地上の盛土が大部分を占めている。地震動の増幅が大きくなり、液状化が発生する可能性もある。
	埋土地	堤防の決壊が生じれば洪水で被災する可能性がある。内水氾濫の可能性もある。	問題ない。	旧河道への埋土地である。地盤が軟弱で地震動の増幅が大きくなる可能性がある。
	平坦化地	規模の大きなものはない。	問題ない。	
	干拓地	盛土がなされ規模の大きなものは残っていない。内水氾濫の危険性が大きい。	問題ない。	軟弱地盤が厚く分布する可能性が高く、地震動の増幅が大きくなる可能性が高い。

4-2 海面気圧平均、気温、平均湿度、降水量

年	海面気圧 平均 (hPa)	気温 (°C)					平均 湿度 (%)	降水量 (mm)		
		平均 気温	最高 平均	最低 平均	極 最高	極 最低		総 量	日 最大	1 時間 最大
平成20	1013.8	15.2	20.2	11.2	37.4	-4.3	72	1,296.5	81.5	34.5
21	1013.1	15.7	20.7	11.7	36.8	-2.7	67	941.5	58.5	29.0
22	1013.9	16.2	21.4	11.9	39.5	-3.9	70	1,106.0	52.5	29.0
23	1014.4	15.2	20.3	11.0	39.0	-3.8	57	1,208.5	175.5	45.5
24	1014.0	15.0	20.0	11.1	37.6	-4.8	56	984.5	84.0	21.0
25	1013.4	15.5	20.3	11.2	39.7	-4.1	54	1,087.5	96.0	43.0
26	1014.3	15.2	20.8	10.3	39.2	-3.6	54	1,107.5	93.0	23.0
27	1014.6	15.8	20.6	10.5	38.1	-3.0	58	1,179.0	151.5	53.0
28	1015.0	15.8	21.1	10.8	37.3	-5.7	57	1,117.5	128.0	55.0
29	1013.7	15.2	19.6	10.4	37.8	-4.4	54	1,112.0	123.5	39.0
30	1014.3	16.4	21.9	11.8	41.1	-5.3	63	1,056.0	54.4	39.5
令和元	1014.3	16.1	21.3	11.7	38.4	-4.3	66	1,460.5	250.0	29.5
2	1014.2	16.2	21.4	11.8	39.6	-5.2	69	1,364.0	76.5	64.0
3	1014.5	16.0	21.4	11.5	37.2	-6.4	67	1,177.0	79.0	51.0

出典：統計ぎょうだ

4-3 埼玉県における地震被害

発生年月日	M	緯度 経度	深さ k m	震源 地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まるること数里、百姓の圧死者多数
878.11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多致。
1615. 6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳縮不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の被損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特の小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855.11.11	6.9	35.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22k m)×2里19町(10k m)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9—73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859. 1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被害、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾 北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10. 7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾 北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。

資料編

第4 自然条件、災害履歴、気象等に関する資料

発生年月日	M	緯度 経度	深さ k m	震源地域	被害記述
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924. 1. 15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県 北 部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県 中 部	深さが50k mのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家被損1、栃木で負傷1名
1989. 2. 19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、整、車、窓ガラス等破損、熊谷で震度3。
2011. 3. 11	9.0	38° 6.2' N 142° 51.6' E	24	三陸沖	東北地方を中心に死者 15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

4-4 市における主な風水害記録

発生年月日	原因	被害概要	備考
昭和41年6月28日	台風	台風4号により、市内全域で被害。床上浸水1,013戸、床下浸水3,031戸、田畑浸水3,137ha、鉄道不通1箇所。総雨量332mm、時間最大降雨量47mm	救助法適用
昭和41年9月25日	台風	台風26号により家屋の全壊30戸、半壊441戸、非住家損壊710戸、田畑冠水2,845ha、道路損壊1箇所、重傷2名、軽傷10名。総雨量81.2mm	最大瞬間風速41m。 救助法適用
昭和46年8月31日	台風	台風23号により、市内全域で被害。床下浸水181戸、総雨量225mm	
昭和49年6月9日	集中豪雨	忍・行田・佐間地区を中心に325戸被害	
昭和49年9月1日	台風	台風16号により、忍・行田地区を中心に被害。床下浸水57戸、道路浸水300m	
昭和52年9月19日	台風	台風11号により、谷郷・忍地区を中心に被害。水田浸水3ha、道路浸水10箇所、道路溢水3箇所。	
昭和53年3月1日	突風	突風により、家屋損壊3戸	
昭和53年7月11日	集中豪雨 旋風	床下浸水4戸、水田浸水52.5ha。同時に発生した旋風により家屋損壊1戸。降雨量72mm（7時間）	
昭和54年8月20日	集中豪雨	中央・忍地区を中心に被害。床下浸水44戸、住家の庭溢水1戸	
昭和54年8月24日	集中豪雨	市内各所で被害。床上浸水1戸、床下浸水244戸、道路浸水15箇所。降雨量81mm（3時間15分）	
昭和54年10月19日	台風	台風20号により、市内全域で被害。家屋一部損壊3戸、橋りょう損壊1箇所、道路損壊1箇所、道路溢水7箇所、田畑被害270ha、重傷者1名。降雨量101.5mm	重傷者は、後死亡
昭和56年6月5日	雷雨	大雨により、床下浸水2戸	
昭和56年8月22～23日	台風	台風15号により、床下浸水14戸、畑浸水11.6ha、畑滞水20ha。総雨量69mm（熊谷）	
昭和57年7月30日	雷雨	大雨により、床下浸水38戸	
昭和57年8月1日	台風	台風10号により被害。床下浸水2戸、水田浸水30ha	
昭和57年9月12～13日	台風	台風18号により、市内全域で被害。床上浸水4戸、床下浸水378戸。道路浸水23箇所、水田浸水23ha、畑被害14.8ha。総雨量338mm	
昭和59年8月3日	雷雨	大雨で床下浸水3戸、落雷による火災（半焼）1箇所	
昭和60年 6月30日～7月1日	台風	台風6号により、市内全域で被害。一部浸水1戸（工場）、道路浸水1箇所、水田浸水565ha。総雨量125mm（熊谷）	
昭和61年8月4～5日	台風	台風10号により、長野・太井地区を中心に市内全域で被害。床上浸水2戸、床下浸水12戸、水田浸水80ha、道路浸水11箇所。総雨量134mm（熊谷）	
昭和61年9月2～3日	台風	台風15号により、市中心部に被害。床上浸水1戸。庭内浸水1箇所、道路浸水6箇所。総雨量107mm（熊谷）	
昭和62年9月7日	大雨	大雨で被害。床下浸水18箇所、道路浸水9箇所家屋一部陥没1箇所	

資料編

第4 自然条件、災害履歴、気象等に関する資料

発生年月日	原因	被害概要	備考
昭和62年9月10日	雷雨	雷雨により被害。床下浸水1戸、道路浸水8箇所	
昭和62年9月25日	大雨	大雨で被害。床下浸水1箇所、道路浸水3箇所	
昭和63年8月11日	雷雨	雷雨により被害。床下浸水4箇所、道路浸水3箇所	
平成3年8月20～21日	台風	台風12号により、市内全域で被害。床上浸水19戸（非住家4）、床下浸水89戸（非住家3）、道路浸水21箇所。総雨量181.5mm、時間最大降雨量65.5mm（20日18～19時）。氾濫面積約9.2ha（忍川流域）	総雨量は、20日の24時間雨量
平成5年8月26～27日	台風	台風11号により、長野地区を中心に被害。床下浸水1戸、道路浸水12箇所、水田浸水0.5ha、総雨量154.0mm、時間最大降雨量18mm（27日10～11時）	
平成7年8月21日	雷雨大雨	18時30分頃～19時30分頃にかけての雷雨により市内各所で被害。床下浸水36戸、落雷による火災（被害小）2箇所、道路浸水14箇所、停電11,200世帯、電話回線不通325回線	
平成7年9月16～17日	台風	台風12号により被害。道路浸水1箇所。忍川の武蔵水路への放水措置、各地区排水ポンプ場の稼働等により、浸水常襲区域での浸水被害は無かった。総雨量139mm、時間最大降雨量10mm	
平成8年7月15日	雷雨	19時30分頃～20時30分頃にかけての雷雨により被害。床下浸水3戸、道路浸水3箇所	
平成8年9月22日	台風	台風17号により、市内全域で被害。床上浸水4戸床下浸水63戸、道路浸水52箇所。総雨量194mm、時間最大降雨量30mm	
平成10年8月28～30日	台風	台風4号により被害。道路浸水9箇所、前線の影響で東日本各地に被害、総雨量239mm、時間最大降雨量16mm	
平成10年9月15～16日	台風	台風5号により被害。床下浸水3戸、道路浸水9箇所、水田浸水10ha、総雨量170mm、時間最大降雨量34mm	
平成11年7月29日	雷雨大雨	午前1時頃雷雨が強くなる。床下浸水3戸	
平成11年8月13～14日	集中豪雨	床下浸水24戸、道路浸水24箇所、総雨量211mm	
平成12年7月7日	台風	台風3号により、市内全域で被害。床下浸水3戸、道路浸水14箇所、総雨量165mm	
平成12年8月9日	雷雨大雨	雷雨を伴う大雨により市内各所で被害。床下浸水10箇所、道路浸水10箇所、落雷による被害4件	
平成13年8月26日	雷雨大雨	床下浸水1戸、道路浸水3箇所	
平成14年7月10～11日	台風	台風6号により被害。道路浸水7箇所、床下浸水1箇所	
平成14年10月1～2日	台風	台風21号により被害。道路浸水3箇所、公園等の倒木等12箇所	
平成15年8月9～10日	台風	台風10号により被害。道路浸水3箇所、倒木2箇所	
平成16年8月7日	大雨	床下浸水8戸、建物内浸水2件、道路浸水8箇所、駐車場浸水1箇所	
平成16年9月22日	雷雨大雨	道路浸水1箇所、倒木1箇所、停電約1,500世帯、信号機4機	
平成16年9月29～30日	台風	台風21号により被害。倒木1箇所	

資料編

第4 自然条件、災害履歴、気象等に関する資料

発生年月日	原因	被害概要	備考
平成16年10月9日	台風	台風22号により被害。道路浸水1箇所、駐車場浸水1箇所	
平成16年10月19～21日	台風	台風23号により被害。道路浸水1箇所、倒木4箇所	
平成17年8月12日	大雨	道路浸水2箇所、時間最大雨量43mm	
平成18年5月20日	集中豪雨	床下浸水7戸、道路浸水13箇所、倒木等5箇所、時間最大雨量52mm	
平成18年5月24日	大雨	道路浸水1箇所	
平成18年6月28日	大雨	床下浸水2戸、道路浸水3箇所、時間最大雨量44mm	
平成18年10月6日	大雨	倒木1箇所	
平成18年12月26日	大雨	床下浸水2戸、道路浸水5箇所	
平成19年6月10日	大雨	道路浸水2箇所	
平成20年7月25日	大雨	道路浸水2箇所	
平成20年8月16日	集中豪雨	床下浸水1戸、道路浸水6箇所、時間最大雨量43mm	
平成21年10月7～8日	台風	台風18号により被害。道路浸水1箇所、停電2,195世帯、倒木2箇所、軽傷者1名	
平成23年7月19～20日	台風	台風6号により被害。床下浸水13戸、道路浸水42箇所、総雨量225mm	
平成24年5月3日	大雨	道路冠水1箇所	
平成24年6月19～20日	台風	台風4号により被害。倒木4件	
平成24年9月30日～10月1日	台風	台風17号により被害。街路灯破損2基、倒木2件	
平成25年7月8日	雷雨	道路冠水2箇所	
平成25年7月27日	大雨	道路冠水1箇所	
平成25年9月1日	大雨	電線断線1件、倒木1件、カーブミラー倒壊1件	
平成25年9月15～16日	台風	台風18号及び竜巻により被害。全壊8件（非住家8件）、一部損壊174件（住家148件、非住家26件）、その他34件（物的27件、倒木7件）	
平成25年10月15～16日	台風	台風26号により被害。床下浸水9件、道路冠水14箇所、カーブミラー倒壊1件、倒木4件	
平成26年2月8～9日	大雪	農業用ハウス破損9棟	
平成26年2月14～15日	大雪	人的被害8件、全壊3件（非住家3件）、半壊5件（非住家5件）、一部損壊137件（住家102件、非住家12件、公共施設23件）、その他336件（物的308件、倒木28件）	
平成27年7月16～17日	台風	台風11号により被害。道路冠水12件。下水道宅内排水不良3件。	
平成27年8月2日	雷雨	落雷による被害。人的被害1件、物的（家財）被害13件。	
平成28年8月22日	台風	台風9号により被害。物的（倒木等）被害、5件。道路冠水22件。	
平成29年10月22日	台風	台風21号により被害。住家被害13件（床上浸水1件、床下浸水12件）、物的被害12件、道路冠水26件	
平成30年1月22日	大雪	人的被害7件。	
平成30年8月25日	突風	停電約200件。一部損壊18件（住家10件、非住家8件）	

資料編

第4 自然条件、災害履歴、気象等に関する資料

発生年月日	原因	被害概要	備考
平成30年9月4～5日	台風	台風21号により被害。一部損壊17件（住家8件、非住家9件）	
平成30年 9月30日～10月1日	台風	台風24号により被害。人的被害2件。一部損壊13件（住家10件、非住家3件）	
令和元年10月12～13日	台風	台風19号により、佐間地区を中心に市内全域で被害。床上浸水55件、床下浸水201件、非住家23件、総雨量239.9mm。	救助法適用
令和5年6月28日	大雨降雹	降雹により被害。物的被害131件（住家48件、非住家55件、農業用施設28件）、倒木2件	

4-5 警報等の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準		
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
			強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
			大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 ○表面雨量指数基準 11 ○土壌雨量指数基準 117 ※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。 ※土壌雨量指数基準とは、土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量と降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
			大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 その基準は、次の条件に該当する場合 ○12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合
			濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合 その基準は次の条件に該当する場合 ○濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 その基準は次の条件に該当する場合 ○最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
			着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起ると予想される場合
			霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合 その基準は次の条件に該当する場合 ○最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
			低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気温が-6℃以下になると予想される場合
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 その基準は次の条件に該当する場合 ○流域雨量指数基準 星川流域=8.4、忍川流域=9.6 ○複合基準 星川流域=(7,6.7)、忍川流域=(5,8.9) ○指定河川洪水予報による基準 利根川上流部[八斗島]、荒川[熊谷] ※流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指数で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。 ※複合基準は、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ	

警 報	一般の 利用に 適合す るもの	気象警報	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			大雨警報 (浸水害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 ○表面雨量指数基準 25
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 ○12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 ○流域雨量指数基準 星川流域=10.6、忍川流域=12 ○指定河川洪水予報による基準 利根川上流部[八斗島・栗橋]、荒川[熊谷]	
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ	
特 別 警 報	一般の 利用に 適合す るもの	気象 特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
			暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
			暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
			大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報				1時間雨量100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

4-6 噴火警報・予報、降灰予報

○ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)
噴火警報 (火口周辺)又は火口 周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想させる
	火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出棟が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

○ 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
 - ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○ 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

○ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○ 降灰予報

資料編

第4 自然条件、災害履歴、気象等に関する資料

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

○ 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

第5 まちに関する資料

5-1 人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在)

年	人 口	増 加		世 帯 数	一世帯当 たり人数	高 齢 者 人 口	
		数	率			人 口	割 合
昭和50年	人 65,521	人 —	% —	世帯 17,092	人 3.83	人 5,114	% 7.7
55	72,544	7,023	9.7	19,652	3.69	6,302	8.7
60	79,039	6,495	8.2	27,495	3.51	7,553	9.6
平成2年	82,460	3,421	4.1	23,986	3.44	9,151	11.1
7	85,962	3,502	4.1	26,440	3.25	11,275	13.14
12	85,975	13	0.0	28,229	3.05	13,285	15.5
17	85,203	▲772	▲0.9	29,922	2.85	15,332	18.0
18	88,786	—	—	31,465	2.67	16,641	18.7
22	86,466	▲3,320	▲3.4	32,405	2.68	19,048	22.0
24	85,325	▲1,141	▲1.3	32,849	2.60	19,911	23.3
25	85,824	499	0.6	33,540	2.56	20,774	24.2
26	85,243	▲581	▲0.7	33,784	2.52	21,625	25.4
27	84,363	▲880	▲1.0	33,893	2.49	22,533	26.7
28	83,585	▲778	▲0.9	34,201	2.44	23,188	27.7
29	82,836	▲749	▲0.9	34,184	2.42	23,765	28.7
30	82,051	▲785	▲1.0	34,420	2.38	24,307	29.6
令和元	81,411	▲640	▲0.8	34,670	2.34	24,625	30.2
2	80,916	▲495	▲0.6	35,070	2.31	24,893	30.8
3	80,236	▲680	▲0.8	35,328	2.27	25,354	31.6
4	79,324	▲912	▲1.1	35,370	2.24	25,508	32.2
5	78,741	▲583	▲0.7	35,632	2.20	25,635	32.6
6	78,416	▲325	▲0.4	36,087	2.17	25,736	32.8

出典：統計ぎょうだ（平成18年南河原村と合併）

5-2 昼間人口の推移

(各年10月1日現在)

年次	昼間人口	流入人口			流出人口			常住人口
		就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	
昭和50年	63,033	5,631	1,465	7,096	7,825	2,307	10,132	66,069
55	69,512	7,798	1,373	9,171	10,608	2,256	12,864	73,205
60	74,258	9,789	1,505	11,294	13,465	2,930	16,395	79,359
平成2年	75,989	11,886	1,699	13,585	16,552	4,225	20,777	83,181
7	76,237	12,628	1,560	14,188	19,665	4,456	24,121	86,170
12	76,604	13,700	1,267	14,967	20,663	4,008	24,671	86,308
17	75,204	14,305	1,417	15,722	21,467	3,771	25,238	84,720
22	74,880	13,858	1,167	15,025	22,259	3,672	25,931	85,786
27	73,756	14,340	1,147	15,487	20,676	3,168	23,844	82,113
令和2年	72,909	14,910	1,066	15,976	19,348	2,336	21,684	78,617

出典：国勢調査

5-3 市道及び橋りょうの状況

(1) 市道の状況

(令和3年4月1日現在)

路線数	道路部面積	実延長	実延長内訳		整備率
			舗装道	未舗装	舗装率
4,515本	5,221,318㎡	1,111,086m	783,655 m	327,431 m	70.5%
			改良済	未改良	改良率
			420,854 m	690,232 m	37.9%

出典：統計ぎょうだ

(2) 橋りょうの状況

(令和3年4月1日現在)

区分	橋数	延長	面積
永久橋	692本	4,019m	28,405㎡
石橋	3	7	15
木橋	3	11	25
計	698本	4,037m	28,445㎡

出典：統計ぎょうだ

5-4 都市計画道路整備状況一覧

(令和4年3月31日現在)

路 線 名	幅 員	延 長	改 良 済	未 改 良
熊 谷 バ イ パ ス	50.0m	9,030.0m	9,030.0m	0.0m
国 道 125号 行 田 バ イ パ ス	23.5	7,500.0	7,500.0	0.0
国 道 17号 線	20.0	450.0	0.0	450.0
国 道 125号 線	15.0	2,720.0	1,197.0	1,523.0
	11.0	3,830.0	3,830.0	0.0
昭 和 通 線	18.0	3,050.0	1,284.0	1,766.0
行 田 市 駅 通 古 墳 群 線	18.0	240.0	240.0	0.0
	15.0	1,120.0	1,120.0	0.0
	12.0	1,520.0	755.0	765.0
行 田 市 駅 前 通 北 谷 線	11.0	570.0	390.0	180.0
南 大 通 線	20.0	6,480.0	6,480.0	0.0
	18.0	300.0	0.0	※300.0
長 野 荒 木 線	16.0	510.0	0.0	510.0
	12.0	1,370.0	300.0	1,070.0
古 代 蓮 の 里 通 線	16.0	3,930.0	3,930.0	0.0
持 田 前 谷 線	12.0	3,000.0	2,037.0	963.0
常 盤 通 佐 間 線	25.8	203.0	0.0	203.0
	12.0	1,757.0	930.0	827.0
	11.0	1,440.0	1,440.0	0.0
工 業 団 地 通 線	16.0	290.0	290.0	0.0
計		49,310.0m	40,753.0m	8,557.0m

※未改良延長は、一部未整備箇所を含めた区間延長としている。

5-5 駅別年間乗客数

(各年度末現在)

年度	行田駅	ソシオ流通センター駅	持田駅	行田市駅	東行田駅	武州荒木駅
平成18年	2,616,458	—	180,646	328,758	438,683	76,082
平成19年	2,621,222	—	187,740	330,070	435,279	80,337
平成20年	2,560,694	—	193,584	350,170	443,076	79,347
平成21年	2,480,640	—	187,959	332,180	437,654	73,813
平成22年	2,463,967	—	187,991	325,857	436,864	75,580
平成23年	2,485,948	—	191,539	323,541	451,422	71,945
平成24年	2,485,294	—	188,000	332,707	456,216	67,907
平成25年	2,541,298	—	183,366	327,904	460,093	67,001
平成26年	2,473,452	—	185,076	328,203	459,319	65,982
平成27年	2,493,510	—	182,736	319,242	447,213	64,375
平成28年	2,470,020	—	180,865	315,573	444,367	64,516
平成29年	2,429,346	123,586	170,699	306,411	432,569	65,887
平成30年	2,430,977	123,986	165,744	306,766	438,054	66,097
令和元年	2,404,497	112,525	163,205	30,396	430,518	63,359
令和2年	1,743,994	85,539	121,938	206,371	330,634	43,020
令和3年	1,828,670	95,795	133,893	222,153	365,472	49,940
(1日平均)						
平成18年	7,168	—	495	901	1,202	208
平成19年	7,181	—	514	904	1,193	220
平成20年	7,016	—	530	959	1,214	217
平成21年	6,796	—	515	910	1,199	202
平成22年	6,751	—	515	893	1,197	207
平成23年	6,811	—	525	886	1,237	197
平成24年	6,809	—	515	912	1,249	186
平成25年	6,962	—	502	898	1,260	184
平成26年	6,776	—	507	899	1,258	181
平成27年	6,831	—	501	875	1,225	176
平成28年	6,767	—	496	865	1,217	177
平成29年	6,656	339	468	839	1,185	181
平成30年	6,660	340	454	840	1,200	181
令和元年	6,588	308	447	83	1,180	174
令和2年	4,778	234	334	565	906	118
令和3年	5,010	262	367	609	1,001	137

出典：統計ぎょうだ

第6 市の防災体制に関する資料

6-1 行田市防災会議委員一覧

委員の別	区 分	機 関 名	職 名
会 長		行 田 市	市 長
1号委員	指 定 地 方 行 政 機 関	関 東 農 政 局 埼 玉 県 拠 点 地 方 参 事 官 室 行 田 労 働 基 準 監 督 署	地 方 参 事 官 署 長
2号委員	陸上自衛隊	陸 上 自 衛 隊 第 3 2 普 通 科 連 隊	重 迫 撃 砲 中 隊 長
3号委員	県 の 機 関	埼 玉 県 利 根 地 域 振 興 セ ン タ ー 埼 玉 県 加 須 農 林 振 興 セ ン タ ー 埼 玉 県 加 須 保 健 所 埼 玉 県 行 田 県 土 整 備 事 務 所	所 長 所 長 所 長 所 長
4号委員	警 察 の 機 関	埼 玉 県 行 田 警 察 署	署 長
5号委員	市 の 機 関	行 田 市 " " " " " "	副 市 長 危 機 管 理 監 総 合 政 策 部 長 総 務 部 長 市 民 生 活 部 長 環 境 経 済 部 長 健 康 福 祉 部 長 都 市 整 備 部 長 建 設 部 長
6号委員	教 育 機 関	行 田 市 教 育 委 員 会	教 育 長
7号委員	消 防 機 関	行 田 市 消 防 本 部 行 田 市 消 防 団	消 防 長 消 防 団 長
8号委員	指 定 公 共 機 関	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 熊 谷 駅 東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 埼 玉 事 業 部 (独) 水 資 源 機 構 利 根 導 水 総 合 事 業 所 東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 熊 谷 支 社 東 京 ガ ス 株 式 会 社 埼 玉 支 社 日 本 郵 便 株 式 会 社 行 田 郵 便 局	駅 長 部 長 所 長 支 社 長 支 社 長 局 長
	指 定 地 方 公 共 機 関	元 荒 川 上 流 土 地 改 良 区 事 務 所 秩 父 鉄 道 株 式 会 社 朝 日 自 動 車 株 式 会 社 加 須 営 業 所 行 田 市 医 師 会 埼 玉 県 ト ラ ッ ク 協 会 行 田 支 部 埼 玉 県 L P ガ ス 協 会 行 田 支 部	所 長 運 転 課 長 所 長 理 事 長 支 部 長 支 部 長
9号委員	学 識 経 験 者	行 田 市 議 会 行 田 市 消 防 団 行 田 市 自 治 会 連 合 会 防 災 部 会 行 田 市 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 連 合 会 行 田 市 男 女 共 同 参 画 推 進 審 議 会	議 長 副 団 長 部 会 長 副 会 長 委 員

6-2 通信施設一覧

(1) 防災行政無線一覧

(令和4年12月1日現在)

ア 同報系子局 (周波数: 60.815MHz)

番号	受信所名	所在地	分割
1	矢場1丁目市道緑地帯	矢場1丁目市道5.3-254号	2
2	県営忍団地	城西1丁目5番6号	1
3	城西公園	城西3丁目14番	2
4	持田保育園	城西4丁目3番4号	1
5	大宮神社	大字持田6516番地1	1
6	忍中学校	本丸18番6号	2
7	城南分館	城南9番16号	1
8	忍・行田公民館	佐間1丁目22番11号	2
9	中央第2分団	佐間1丁目10番3号	3
10	秩父鉄道行田市駅	中央16番	2
11	中央児童公園	中央6番1号	1
12	コミュニティーセンターみずしろ分館	向町5番3号	2
13	向町浄水場	向町28番4号	2
14	二佐間自治会館	佐間1丁目5番	1
15	佐間二丁目	佐間2丁目6番37号	2
16	三間分館	佐間3丁目11番36号	1
17	南駒形	大字下忍160番地5	1
18	前谷北通	大字前谷907番地1	1
19	前谷農村センター	大字前谷1426番地	2
20	西中学校	大字持田600番地	1
21	くじら公園	持田3丁目18号	2
22	持田南公園	持田5丁目12号	1
23	県営持田団地	大字持田2079番地1	2
24	菅谷集会所	大字持田2563番地	1
25	小敷田農村センター	大字小敷田23番地	1
26	中里集会所	大字中里14番地	2
27	西部第4分団	大字皿尾363番地	1
28	中里農村センター	大字中里476番地	1
29	星宮公民館	大字上池守46番地	2
30	上池守中組	大字上池守283番地	1
31	下池守農村センター	大字下池守550番地	2
32	行田市総合公園	大字和田1542番地	2
33	星河公民館	大字谷郷2082番地	1
34	三谷郷子供広場	大字谷郷3丁目3番	1
35	栄町	栄町740番地1	1
36	東栄会館	栄町22番	2
37	新東会館	谷郷1丁目16番	2

38	東台公園	大字長野709番地6	2
39	北小学校	大字和田94番地1	2
40	八坂神社	大字和田680番地1	1
41	和田農村センター	大字和田280番地1	1
42	斎条会館	大字斎条567番地	1
43	農協白川戸倉庫	大字斎条116番地1	2
44	斎条大道	大字斎条1022番地	2
45	消防署北分署	大字斎条1132番地1	1
46	北河原熊野	大字北河原705番地1	1
47	北河原十王堂	大字北河原1084番地5	2
48	新田地区集会所	大字北河原19番地2	1
49	酒巻上	大字酒巻1460番地	1
50	酒巻会館	大字酒巻2080番地1	2
51	下中条農村センター	大字下中条1619番地	1
52	下中条野際	大字下中条393番地	2
53	旧行田サイクリングセンター	大字須加4426番地1	1
54	北部消防第9分団	大字須加4608番地	2
55	須加番塚	大字須加1507番地	1
56	須加第10区集会所	大字須加341番地1	2
57	須加四ツ家集会所	大字須加855番地	1
58	須加11区	大字須加617番地	1
59	荒木寿町集会所	大字荒木2350番地	1
60	常世岐姫神社	大字荒木5165番地	1
61	荒木郷地裏	大字荒木3567番地3	2
62	荒木農村センター	大字荒木2092番地	1
63	見沼小学校	大字荒木1606番地	2
64	小見久伊豆神社	大字小見935番地1	1
65	白川戸農村センター	大字白川戸498番地	1
66	小見市営住宅	大字小見1013番地2	1
67	荒木第7区集会所	大字小見74番地1	1
68	雇用促進住宅	大字長野1829番地4	2
69	長野中学校	桜町2丁目1番55号	1
70	武蔵公園	富士見町2丁目22番地	1
71	田幡公園	長野1丁目17番	2
72	小沼橋ロードパーク	行田120番地先	1
73	保健センター	長野2丁目3番17号	3
74	市営住宅中斉団地	長野3丁目12番	1
75	明王院	大字長野4833番地	2
76	大下集会所	大字長野6704番地1	2

資料編

第6 市の防災体制に関する資料

77	長野農村センター	大字長野6524番地2	1
78	富士見公園	富士見町1丁目15番地	2
79	市営勝呂団地	大字若小玉266番地1	2
80	地蔵塚公園	藤原町2丁目28番地1	1
81	下須戸徒橋	大字下須戸1923番地	2
82	下須戸広島	大字下須戸1498番地	1
83	六本木自治会館	大字若小玉3741-1番地	1
84	若小玉南部自治会館	大字若小玉1675番地1	2
85	太田公民館	大字下須戸971番地	2
86	太田中学校	大字下須戸1 164番地1	1
87	小針農村センター	大字小針2789番地	1
88	小針本郷	大字小針本郷2589番地	2
89	田島橋指定倉庫	大字小針2071番地1	1
90	小針農協広場	大字小針2381番地	1
91	県農林公社	大字真名板1396番地1	1
92	地域文化センター	大字真名板1173番地2	2
93	全龍寺	大字真名板496番地1	1
94	東泉寺	大字関根806番地1	2
95	関根農村センター	大字関根905番地2	1
96	関根神社	大字関根359番地	2
97	小針星川	大字小針112番地1	1
98	さきたま古墳公園	大字埼玉166番地1	1
99	さきたま資料館	大字埼玉4834番地	2
100	南部警備隊	大字埼玉334番地4	2
101	埼玉百塚通	大字埼玉4936番地1	1
102	下埼玉農村センター	大字埼玉1118番地	2
103	埼玉中学校	大字埼玉4143番地1	1
104	片原集会所	大字埼玉3708番地	2
105	杉原会館	大字埼玉4519番地2	2
106	天満大自在天神	大字野1142番地	2
107	野農村センター	大字野885番地2	1
108	八幡神社	大字野2456番地	1
109	野宿集会所	大字野521番地	2
110	渡柳農村センター	大字渡柳1480番地1	1
111	渡柳集会所	大字渡柳600番地	2
112	利田正福寺	大字利田499番地1	1
113	教育研修センター下忍分室	大字樋上205番地	2
114	堤根農村センター	大字堤根574番地	1

115	堤根代官橋	大字堤根862番地2	2
116	下忍高畑	大字下忍546番地2	1
117	下忍神社	大字下忍1163番地	2
118	鶴土井公園	門井町3丁目8番地	2
119	門井球場	門井町2丁目23番地	2
120	壺里山町	壺里山町12番地1	2
121	門井公園	門井町1丁目33番地	1
122	字前公園	棚田町1丁目55番地	2
123	棚田中央公園	棚田町1丁目2番地	2
124	棚田砂原公園	棚田町3丁目8番地	1
125	行田市役所	本丸2番5号	1
126	剣神社	大字持田5937番地	3
127	行田県土整備事務所	大字長野943番地1	1
128	第2砂原北公園	持田4丁目13番	2
129	第2桜町自治会子供広場	桜町2丁目7番	2
130	新屋敷集会所	大字南河原1949-1	1
131	柿沼佐幸宅前	大字南河原1601番地4	2
132	市営町住宅	大字南河原1798番地1	1
133	新井屋敷集会所	大字南河原1496番地	2
134	南河原中学校	大字南河原1081番地	1
135	在家消防車庫	大字南河原346番地2	2
136	市営諏訪宮住宅	大字南河原2419番地1	1
137	南河原支所	大字南河原790番地1	2
138	南河原公民館	大字南河原855番地1	1
139	南河原集会所	大字南河原2558番地2	2
140	3区南集会所	大字南河原610番地5	1
141	西新井光照院	大字大塚708番地	2
142	犬塚消防車庫前	大字大塚1409番地2	1
143	馬見塚集会所	大字馬見塚800番地3	2
144	馬見塚第二集会所	大字馬見塚912番地	1
145	環境浄化センター	大字中江袋261番地付近	2
146	岩崎電気(株)埼玉製作所	壺里山町1番地1	1
147	春日神社	大字谷郷395番地	3
148	長野公民館	長野1丁目4番8号	1
149	清水町自治会館	清水町1番地140	3
150	長野中央公園	長野1丁目16番1地	3
151	篠崎運送倉庫	長野5丁目9番1	1
152	野内	大字野375番地1	1

イ 戸別受信機

番号	受信機番号	施設名	所在地	電話番号
1	10001	行田市立忍小学校	行田市本丸7番20号	554—5551
2	10002	行田市立南小学校	行田市佐間1丁目25番4号	554—5555
3	10003	行田市立西小学校	行田市持田3丁目5番9号	554—5554
4	10004	行田市立北小学校	行田市大字和田94番地1	554—5521
5	10005	行田市立泉小学校	行田市大字持田70番地	553—3181
6	10006	行田市立東小学校	行田市長野2丁目26番8号	554—5553
7	10007	行田市立桜ヶ丘小学校	行田市大字長野1880番地	554—0681
8	10008	行田市立見沼小学校	行田市大字荒木1606番地	557—2183
9	10009	行田市立旧須加小学校	行田市大字須加4586番地	557—2185
10	10010	行田市立埼玉小学校	行田市大字埼玉4610番地2	559—1000
11	10011	行田市立旧星宮小学校	行田市大字上池守47番地	556—5555
12	10012	行田市立下忍小学校	行田市大字下忍2451番地	556—2404
13	10013	行田市立旧北河原小学校	行田市大字北河原1517番地	557—0134
14	10014	行田市立太田小学校	行田市大字小針3521番地	556—2997
15	10015	行田市立旧太田東小学校	行田市大字真名板955番地	559—3810
16	10016	行田市南河原小学校	行田市大字南河原782番地	557—0033
17	10017	行田市立忍中学校	行田市本丸18番6号	554—9371
18	10018	行田市立行田中学校	行田市佐間3丁目3番8号	554—9196
19	10019	行田市立西中学校	行田市大字持田600番地	553—1434
20	10020	行田市立長野中学校	行田市桜町2丁目1番55号	554—2240
21	10021	行田市立見沼中学校	行田市大字荒木4892番地	557—2181
22	10022	行田市立埼玉中学校	行田市大字埼玉4143番地1	559—4204
23	10023	行田市立太田中学校	行田市大字下須戸1164番地1	559—3545
24	10024	行田市立南河原中学校	行田市大字南河原1081番地	557—0131
25	10025	行田市立長野保育園	行田市長野1丁目34番5号	553—3177
26	10026	行田市立持田保育園	行田市城西4丁目3番4号	556—5456
27	10027	行田市立南河原保育園	行田市大字南河原851番地	557—3234
28	10028	行田市忍・行田公民館	行田市佐間1丁目22番11号	556—8674
29	10029	行田市持田公民館	行田市城西5丁目9番26号	553—1415
30	10030	行田市星河公民館	行田市大字谷郷2082番地	553—1417
31	10031	行田市太井公民館	行田市棚田町1丁目58番地10	553—0766
32	10032	行田市長野公民館	行田市長野1丁目4番8号	553—1414

資料編

第6 市の防災体制に関する資料

番号	受信機番号	施設名	所在地	電話番号
33	10033	行田市荒木公民館	行田市大字荒木1111番地	557—3506
34	10034	行田市須加公民館	行田市大字須加4650番地2	557—3507
35	10035	行田市北河原公民館	行田市大字北河原1378番地	557—3508
36	10036	行田市埼玉公民館	行田市大字埼玉4600番地	559—0047
37	10037	行田市星宮公民館	行田市大字上池守46番地	554—9963
38	10038	行田市下忍公民館	行田市大字樋上214番地	553—1418
39	10039	行田市太田公民館	行田市大字下須戸971番地	559—4299
40	10040	行田市桜ヶ丘公民館	行田市大字長野1812番地1	556—6500
41	10041	行田市佐間公民館	行田市佐間3丁目1番37号	553—1478
42	10042	南河原支所	行田市大字南河原790番地	557—0001
43	10043	行田市総合福祉会館	行田市大字酒巻1737番地1	557—5400
44	10044	行田市役所危機管理課	行田市本丸2番5号	556—1111
45	10045	行田市役所無線室	行田市本丸2番5号	556—1111
46	10046	古代蓮会館	行田市大字小針2375番地	559—0770
47	10047	教育文化センター	行田市佐間3丁目24番7号	556—2649
48	10048	行田市環境センター	行田市緑町14番30号	556—6844
49	10049	小針クリーンセンター	行田市大字小針856番地	559—3641
50	10050	市民プール	行田市本丸3番5号	555—2455
51	10051	行田市消防本部	行田市大字長野4389番地1	550—2119
52	10052	行田市消防署 西分署	行田市大字持田876番地1	564—2119
53	10054	行田市消防署 本署	行田市大字長野4389番地1	550—2123
54	10055	コミュニティセンターみずしろ	行田市本丸5番10号	554—6797
55	10056	行田市商工センター	行田市忍2丁目1番8号	553—0510
56	10057	行田市郷土博物館	行田市本丸17番23号	554—5911
57	10058	行田市総合体育館	行田市大字和田1242番地	553—3377
58	10059	行田市地域交流センター	行田市大字下須戸629番地	559—1399
59	10060	行田市地域文化センター	行田市大字真名板1173番地2	559—3051
60	10061	行田市学校給食センター	行田市大字樋上195番地2	553—1114
61	10062	大堰永寿荘	行田市大字須加3792番地	557—2486
62	10063	行田市産業文化会館	行田市本丸2番20号	556—6371
63	10064	南河原公民館	行田市大字南河原869番地	557—3188
64	10065	男女共同参画推進センター	行田市佐間3丁目23番6号	556—9301
65	10066	老人福祉センター南河原荘	行田市大字南河原2611番地1	557—2105

資料編

第6 市の防災体制に関する資料

番号	受信機番号	施設名	所在地	電話番号
66	10067	埼玉県立進修館高等学校	行田市大字長野1320番地	556—6291
67	10068	埼玉県立行田特別支援学校	行田市大字長野4235番地	554—3302
68	10069	ものづくり大学	行田市大字前谷333番地	564—3200
69	10070	白鳩保育園	行田市駒形2丁目7番7号	554—5221
70	10071	荒木ホザナ保育園	行田市大字荒木1590番地1	559—1543
71	10072	太井保育園	行田市棚田町1丁目58番10号	556—5340
72	10073	小羊チャイルドセンター	行田市大字若小玉3547番地1	556—7753
73	10074	太田保育園	行田市大字藤間510番地3	559—3644
74	10075	埼玉保育園	行田市大字埼玉4595番地1	559—2433
75	10076	老本幼稚園	行田市旭町16番38号	553—2771
76	10077	行田幼稚園	行田市富士見町2丁目27番地2	554—5169
77	10078	富士見ヶ丘幼稚園	行田市駒形1丁目9番7号	556—7494
78	10079	ホザナ幼稚園	行田市本丸11番20号	555—2301
79	10080	まつたけ幼稚園	行田市門井町2丁目19番地9	554—7348
80	10081	やごう幼稚園	行田市谷郷2丁目5番1号	554—5752
81	10082	やなぎ幼稚園	行田市大字渡柳563番地3	559—1001
82	10083	行田警察署	行田市大字長野4195番地1	553—0110
83	10085	J R 行田駅	行田市壺里山町12番地	556—1958
84	10086	秩父鉄道行田市駅	行田市中央19番18号	556—2301
85	10087	秩父鉄道持田駅	行田市城西4丁目6番1号	555—2020
86	10088	行田中央総合病院	行田市富士見町2丁目17番地17	553—2000
87	10090	日立Astemo(株)	行田市藤原町1丁目14番地1	554—1151
88	10091	岩崎電気(株)埼玉製作所	行田市壺里山町1番地1	554—1111
89	10092	ジェコー(株)	行田市富士見町1丁目4番地1	556—7111
90	10093	寿屋フロンテ(株)埼玉工場	行田市藤原町1丁目20番地1	554—6151
91	10094	(株)東京軽合金製作所	行田市富士見町1丁目21番1号	554—3331
92	10095	(株)ヤマモトエレクトロニクス	行田市富士見町1丁目16番1号	556—9946
93	10096	朝日食品工業(株)行田工場	行田市持田2丁目17番8号	555—2351
94	10097	ティ・エス・テック(株)埼玉工場	行田市大字野3600番地	559—1321
95	10098	新輝合成(株)埼玉工場	行田市大字若小玉2590番地	556—6161
96	10099	明和グラビア(株)行田工場	行田市富士見町1丁目22番地1	554—5201
97	10100	(株)テスココンポ	行田市大字持田2165番地	550—2200
98	10101	ニッコー(株)埼玉工場	行田市藤原町1丁目21番地1	554—3131

資料編

第6 市の防災体制に関する資料

番号	受信機番号	施設名	所在地	電話番号
99	10102	オグラ宝石精機工業(株)埼玉工場	行田市大字若小玉2468番地	554—3136
100	10103	森乳業(株)	行田市富士見町1丁目3番地2	554—4139
101	10104	特別養護老人ホームおきな	行田市大字馬見塚693番地	557—3521
102	10105	北埼玉学園南河原幼稚園	行田市大字南河原777番地2	557—0234
103	10106	川島胃腸科	行田市佐間1丁目18番39号	553—0001
104	10107	和光保育園	行田市佐間3丁目20番3号	556—2503
105	10108	東京キリンビバレッジサービス(株) さいたま営業所	行田市大字下忍1937番地1	556—7836
106	10109	(株)ディエイアイ(DAI)	行田市大字持田2456番地1	556—5281
107	10110	(株)ハイディ日高行田工場	行田市大字野3341番地26	559—5121
108	10111	(独)水資源機構 利根導水総合事業 所	行田市大字須加4369番地	557—1501
109	10112	SEI オプティフロンティア(株) 埼玉事業所	行田市大字埼玉4125番地	559—2151
110	10113	行田市総合体育館 クラブハウス	行田市大字和田1165番地	556—3971
111	10114	行田ケーブルテレビ株式会社	行田市大字持田980番地	553—2122
112	10115	粗大ゴミ処理場	行田市大字小針800番地	559—0278
113	10116	行田市障害者福祉センター	行田市栄町20番39号	553—2181
114	10117	関東総合輸送株式会社	行田市大字野1584番地8	558—0375

(2) 消防無線施設配置一覧

所 属	局 名	呼 出 名 称	型 式	周 波	空 中 線 電 力
熊谷市・行田市 消防指令センター	基地局	行田消防			10W
本 部	基地局非常時	移動局卓上	行田本部 01	5K80G1D	5 W
		広 報 車	移動局車載		行田広報 1
	行田査察 1				
	行田査察 2				
	行田警防 1				
	警 防 活 動 車	移動局携帯	行田警防 101		2 W
			行田指揮 105		
			行田防災 101		
	消 防 総 務 課	移動局携帯	行田指揮 103		2 W
			行田指揮 104		
本 署	指 揮 車	移動局車載	行田指揮 1	5K80G1D	5 W
		移動局可搬	行田指揮 01		
		移動局携帯	行田指揮 101		
		移動局携帯	行田指揮 102		
	積 載 車	移動局車載	行田積載 1		5 W
		移動局携帯	行田積載 101		2 W
	化 学 車	移動局車載	行田化学 1		5 W
		移動局携帯	行田化学 101		2 W
			行田化学 102		
	救 助 工 作 車	移動局車載	行田救助 1		5 W
		移動局携帯	行田救助 101		2 W
			行田救助 102		
	梯 子 車	移動局車載	行田梯子 1		5 W
		移動局携帯	行田梯子 101		2 W
	水 槽 付 ポ ン プ 車	移動局車載	行田タンク 1		5 W
		移動局携帯	行田タンク 101		2 W
ポ ン プ 車	移動局車載	行田南 2	5 W		
	移動局携帯	行田 201	2 W		
		行田南 201			

所 属	局 名	呼 出 名 称	型 式	周 波	空 中 線 電 力
本署用 緊援隊用 高規格救急車 予備救急車	移動局可搬	行田本署 01	5K80G1D		5W
		行田南 01			
	移動局可搬	行田緊援 01			5W
	移動局車載	救急行田 1			
		救急行田南 1			
	移動局携帯	救急行田 101			2W
		救急行田南 101			
	移動局車載	救急行田 2			5W
移動局携帯		救急行田 201	2W		
西分署	移動局車載	行田南 1	5K80G1D	統制波1 統制波2 統制波3 主運用波 消防活動波 救急活動波	5W
		移動局携帯			行田西 101
	移動局車載	行田西 2			5W
		移動局携帯			行田西 201
	移動局車載	救急行田西 1			5W
		移動局携帯			救急行田西 101
	移動局可搬	行田西 01			5W
	北分署	移動局車載			行田北 1
移動局携帯		行田北 101	2W		
移動局車載		行田北 2	5W		
		移動局携帯	行田北 201	2W	
移動局車載		救急行田北 1	5W		
		移動局携帯	救急行田北 101	2W	
移動局可搬	行田北 01	5W			

名 称	局数	周 波 の 内 訳
基地局 (固定)	1	統制波・主運用波・消防活動波・救急活動波
陸上移動局 (卓上)	1	
陸上移動局 (車載)	22	
陸上移動局 (携帯)	26	
陸上移動局 (可搬)	6	
合 計	56	

(3) デジタルMCA無線

局名	呼出名称	型式	周波数 (MHZ)	空中線電力
陸上移動局	行田市1	EK6175A	送信周波数 930.025~939.975MHz 受信周波数 850.025~859.975MHz	2W
	行田市2			
	行田市3			
	行田市4			
	行田市5			
	行田市6			
	行田市7			
	行田市8			
	行田市9			
	行田市10			

(4) 災害時優先電話一覧

(令和5年10月1日現在)

No.	施設名	所在	備考
1	市長宅	-	一般加入電話
2	市役所	本丸2番5号	副市長席
3	市役所	本丸2番5号	市民生活部長席
4	市役所	本丸2番5号	危機管理課長席
5	市役所	本丸2番5号	広報広聴課FAX
6	市役所	本丸2番5号	危機管理課FAX
7	教育委員会	本丸2番20号	教育委員会FAX
8	消防本部	大字長野4389番地1	消防総務課FAX
9	消防署本署	大字長野4389番地1	一般加入電話
10	消防署本署	大字長野4389番地1	FAX
11	消防署西分署	大字持田876番地1	一般加入電話
12	消防署西分署	大字持田876番地1	FAX
13	消防署北分署	大字斎条1132番地1	一般加入電話
14	消防署北分署	大字斎条1132番地1	FAX
15	地域交流センター	大字下須戸629番地	一般加入電話
16	斎場	大字佐間1751番地	一般加入電話
17	男女共同参画推進センター	佐間3丁目23番6号	FAX
18	コミュニティセンターみずしろ	本丸5番10号	一般加入電話
19	南河原支所	大字南河原790番地	一般加入電話
20	北学童保育室	大字谷郷2486番地3	一般加入電話
21	長野保育園	長野1丁目34番5号	FAX
22	持田保育園	城西4丁目3番4号	FAX
23	南河原保育園	大字南河原851番地	FAX兼用
24	忍学童保育室	本丸7番20号	FAX兼用
25	西学童保育室	持田3丁目5番9号	FAX兼用
26	東学童保育室	長野2丁目26番8号	FAX兼用
27	さくら学童保育室	大字長野1880番地	FAX兼用
28	南学童保育室	佐間1丁目25番4号	FAX兼用
29	太田学童保育室	大字小針3521番地	FAX兼用
30	泉太井学童保育室	大字持田70番地	FAX兼用
31	埼玉学童保育室	大字埼玉4602番地	FAX兼用
32	南河原学童保育室	大字南河原790番地	FAX兼用

資料編

第6 市の防災体制に関する資料

No.	施設名	所在	備考
33	下忍学童保育室	大字下忍 2451 番地	F A X 兼用
34	見沼学童保育室	大字荒木 1606 番地	F A X 兼用
35	老人福祉センター大堰永寿荘	大字須加 3792 番地	一般加入電話
36	老人福祉センター南河原荘	大字南河原 2611 番地 1	一般加入電話
37	保健センター	長野 2 丁目 3 番 17 号	一般加入電話
38	保健センター	長野 2 丁目 3 番 17 号	F A X
39	下水道課	大字前谷 1 番地 1	一般加入電話
40	緑町ポンプ場	緑町 14 番 30 号	一般加入電話
41	管路課	本丸 2 番 20 号	一般加入電話
42	道路治水課	本丸 2 番 20 号	一般加入電話
43	東小学校	長野 2 丁目 26 番 8 号	F A X
44	西小学校	持田 3 丁目 5 番 9 号	F A X
45	忍小学校	本丸 7 番 20 号	一般加入電話
46	忍小学校	本丸 7 番 20 号	F A X
47	南小学校	佐間 1 丁目 25 番 4 号	F A X
48	北小学校	大字和田 94 番地 1	F A X
49	旧北河原小学校	大字北河原 1517 番地	F A X
50	見沼小学校	大字荒木 1606 番地	F A X
51	旧須加小学校	大字須加 4586 番地	F A X
52	埼玉小学校	大字埼玉 4610 番地 2	F A X
53	旧星宮小学校	大字上池守 47 番地	F A X
54	太田小学校	大字小針 3521 番地	F A X
55	旧太田東小学校	大字真名板 955 番地	F A X
56	下忍小学校	大字下忍 2451 番地	F A X
57	泉小学校	大字持田 70 番地	F A X
58	桜ヶ丘小学校	大字長野 1880 番地	F A X
59	南河原小学校	大字南河原 782 番地	一般加入電話
60	忍中学校	本丸 18 番 6 号	一般加入電話
61	忍中学校	本丸 18 番 6 号	F A X
62	行田中学校	佐間 3 丁目 3 番 8 号	F A X
63	長野中学校	桜町 2 丁目 1 番 55 号	F A X
64	見沼中学校	大字荒木 4892 番地	F A X
65	埼玉中学校	大字埼玉 4143 番地 1	F A X
66	太田中学校	大字下須戸 1164 番地 1	F A X
67	西中学校	大字持田 600 番地	F A X
68	南河原中学校	大字南河原 1081 番地	一般加入電話
69	教育研修センター	佐間 3 丁目 24 番 7 号	一般加入電話
70	市民ホール	本丸 3 番 5 号	F A X
71	中央公民館	佐間 3 丁目 24 番 7 号	F A X
72	忍・行田公民館	佐間 1 丁目 22 番 11 号	F A X
73	佐間公民館	佐間 3 丁目 1 番 37 号	一般加入電話
74	長野公民館	長野 1 丁目 4 番 8 号	一般加入電話
75	桜ヶ丘公民館	大字長野 1812 番地 1	F A X 兼用
76	星河公民館	大字谷郷 2082 番地	一般加入電話
77	持田公民館	城西 5 丁目 9 番 26 号	F A X 兼用
78	荒木公民館	大字荒木 1111 番地	F A X
79	須加公民館	大字須加 4650 番地 2	F A X
80	北河原公民館	大字北河原 1378 番地	F A X
81	埼玉公民館	大字埼玉 4600 番地	F A X

資料編

第6 市の防災体制に関する資料

No.	施設名	所在	備考
82	星宮公民館	大字上池守 46 番地	一般加入電話
83	太井公民館	棚田町 1 丁目 58 番地 10	F A X
84	下忍公民館	大字樋上 214 番地	一般加入電話
85	太田公民館	大字下須戸 971 番地	F A X
86	地域文化センター	大字真名板 1173 番地 2	一般加入電話
87	図書館	佐間 3 丁目 24 番 7 号	F A X
88	郷土博物館	本丸 17 番 23 号	F A X
89	商工センター	忍 2 丁目 1 番 8 号	F A X
90	産業文化会館	本丸 2 番 20 号	F A X
91	総合体育館	大字和田 1242 番地	F A X
92	古代蓮会館	大字小針 2375 番地	F A X
93	総合福祉会館	大字酒巻 1737 番地 1	一般加入電話

(注) 「災害時優先電話」：災害の救援や復旧、公共の秩序の維持などのために、あらかじめ N T T 等が指定している電話です。この電話からは、電話設備が使用不能にならない限り優先的に発信できます。

6-3 災害救助法による市町村適用基準表

(平成29年4月1日)

滅失世帯数 ※ 換算法は、欄外に記載	市 区 町 村 名
150世帯 (人口30万人以上)	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市
100世帯 (人口10万人以上 30万人未満)	熊谷市、加須市、春日部市、狭山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、新座市、久喜市、富士見市、三郷市、坂戸市、ふじみ野市
	さいたま市は、以下の区単位でも適用可 北区、大宮区、見沼区、浦和区、南区、緑区、岩槻区
80世帯 (人口5万人以上 10万人未満)	行田市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、羽生市、蕨市、志木市、和光市、桶川市、北本市、八潮市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市
	さいたま市は、以下の区単位でも適用可 西区、中央区、桜区
60世帯 (人口3万人以上 5万人未満)	伊奈町、三芳町、毛呂山町、小川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
50世帯 (人口1万5千人以上 3万人未満)	滑川町、嵐山町、川島町、吉見町
40世帯 (人口5千人以上 1万5千人未満)	越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、美里町、神川町
30世帯 (人口5千人未満)	東秩父村

(注)

上記の数は、滅失(全壊、全焼含む)世帯数の場合であり、半壊は2世帯をもって滅失1世帯、床上浸水は3世帯をもって滅失1世帯とみなす。

(災害救助法適用における算出例)

川越市で自然災害により全壊50世帯、半壊30世帯、床上浸水300世帯の被害があった場合

(棟数でなく、世帯数であることに注意)

全 壊 50世帯 $50 \times 1 = 50$ 半 壊 30世帯 $30 \times 1/2 = 15$ 床上浸水 300世帯 $300 \times 1/3 = 100$

合 計 165

※ この被害では、算定上、川越市は滅失世帯数が165となり、上記の基準の150世帯を超えているので、災害救助法の適用が可能となる。

※ 基本人口は、平成27年実施国勢調査(確定値)による。

6-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成13年埼玉県告示第393号（最終改正 令和2年2月28日埼玉県告示第133号）

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げ手実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規格 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から 速やかに借上げ、 提供

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全焼	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		流失	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
半壊	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
床上浸水	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損層により被害を受けた世帯530,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,500円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 15,100円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,500円以内 土木技術、建築技術者 15,000円以内 救急救命士 14,700円以内 大工 25,300円以内 左官 26,500円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

6-5 自衛隊及び緊急消防援助隊の受入施設

施設名	所在地	電話番号
行田市総合公園	大字和田1165番地	553-3377
行田市教育文化センター（みらい）	佐間3丁目24番7号	556-2649

6-6 その他の応援隊の受入施設

施設名	所在地	電話番号
行田市総合体育館	大字和田1242番地	553-3377

6-7 物資の受入施設

施設名	所在地	電話番号
行田市産業文化会館	本丸2番20号	556-6371

6-8 県指定緊急輸送道路（市内）

種別	路線名	区間	管理者
1	国道17号熊谷バイパス	熊谷市境～鴻巣市境	国土交通省
1	国道125号	熊谷市境～羽生市境	県
2	国道17号	熊谷市境～鴻巣市境	国土交通省
2	熊谷羽生線	熊谷市境～持田（持田IC）	県
3	熊谷羽生線	持田（持田IC）～桜町（佐野行田線との交差点）	県
3	佐野行田線	小見（国道125号との交差点）～桜町（熊谷羽生線との交差点）	県
3	行田東松山線	桜町（熊谷羽生線との交差点）～鴻巣市境	県
3	行田蓮田線	佐間（行田東松山線との交差点）～さきたま古墳公園	県
3	行田市停車場酒巻線	谷郷（国道125号交差点）～斎条（上中条斎条線との交差点）	県
3	上中条斎条線	南河原支所前～斎条（行田市停車場酒巻線との交差点）	県
3	上新郷埼玉線	須戸（国道125号との交差点）～小針（行田浄水場入口）	県
3	市道第7.1-2号線	向町20-27～長野4-29-41	市
3	市道第6.1-7号線	持田566-1～持田375	市
3	市道第6.2-8号線	本丸2-5～本丸2-5	市
3	市道第7.3-418号線	長野5-8-1～長野5-9-1	市

（注）種別1：第1次特定緊急輸送道路

種別2：第1次緊急輸送道路

種別3：第2次緊急輸送道路

6-9 収集すべき情報の例示

(1) 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 気象警報等、気象情報	予側される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム(気象庁) ・ホットライン ・加入電話 ・テレビ、ラジオ
(イ) 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図 ・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・各雨量観測実施機関 ・市町村、消防独自の雨量観測所	・防災情報システム ・MCA無線 ・消防無線 ・加入電話
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所(県水防情報システム等) ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
(ウ) 危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・MCA無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ) 住民の動向	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等) ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・MCA無線 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

(2) 発災段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 内陸滞水・高潮による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報</p>	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、消防機関等の警戒員 警察 各公共施設の管理者等 自主防災組織、住民 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム MCA無線 消防無線 加入電話 専用回線電話 警察無線 アマチュア無線
	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被災状況 	被災後、被害状況が把握された後	各ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 加入電話 専用回線電話
(イ) 住民の動向	<ul style="list-style-type: none"> 発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） 	避難所の収容の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者、勤務要員 消防・警察 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> MCA無線 消防無線 加入電話 アマチュア無線

第7 水防・消防に関する資料

7-1 消防水利の現況

(令和4年4月1日現在)

消 火 栓	消防井戸	耐震貯水槽	貯 水 槽	街角消火器
814基	1,280基	36基	140基	1,040本

7-2 消防力の現況

(令和4年10月1日現在)

1 消防署

区 分	指 揮 車	事 務 連 絡 車	広 報 車	査 察 車	消 防 ポ ンプ 車	梯 子 車	水 槽 付 ポ ンプ 車	高 規 格 救 急 車	化 学 車	救 助 工 作 車	ボ ー ト 積 載 車	救 急 車 (予 備 車)
消防本部・本署	台 1	台 5	台 1	台 2	台 3	台 1	台 2	台 2	台 1	台 1	台 1	台 1
消防署西分署					1		1	1				
消防署北分署					1		1	1				
合 計	1	5	1	2	5	1	4	4	1	1	1	1

2 消防団

区 分	指 揮 車	防 災 活 動 車	防 災 学 習 車	可 搬 ポ ンプ 付 積 載 車	消 防 ポ ンプ 車
消防団本部	1台	1台	1台	台	台
中央消防隊				1	3
西部方面消防隊				1	2
南部方面消防隊				1	2
北部方面消防隊				1	4
東部方面消防隊				1	3
合 計	1	1	1	5	14

7-3 重要水防箇所一覧

	所管	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	キロ杭位置			
1	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	北河原	157.5k 下24m 157.5k 下213m	188.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
2	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	北河原	157.0k 上256m 156.0k	1259.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土俵工 かご止め工
3	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	酒巻	156.0k 155.5k 下10m	511	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
4	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注意	右	酒巻	155.5k 下10m 155.5k 下135m	125.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土俵工 釜段工
5	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	下中条	155.5k 下135m 155.5k 下251m	115.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
6	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	下中条	155.5k 下251m 155.0k 下185m	435.2	氾濫危険水位設定箇所(八斗島観測所) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
7	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	下中条	155.0k 下185m 155.0k 下231m	46.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土俵工 かご止め工
8	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	下中条	155.0k 下231m 154.5k 上60m	170.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
9	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	下中条	154.5k 上60m 154.5k 下15m	74.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
10	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	下中条	154.5k 下15m 154.0k 上69m	409.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工

資料編

第7 水防・消防に関する資料

	所管	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	キロ杭位置			
11	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	須加	154.0k 上 69m 154.0k 上 64m	4.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
12	国	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	右	須加	154.0k 上 64m 154.0k 下 10m	74.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	築きまわし工 かご止め工
13	国	利根川	堤体漏水	B	右	須加	154.0k 下 10m 154.0k 下 35m	24.9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	築きまわし工 かご止め工
14	国	利根川	工作物	B	右	須加	154.0k 下 20m	1箇所	武蔵大橋 流下能力不足	
15	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	須加	154.0k 下 35m 153.5k 下 254m	717.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
16	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	須加	153.5k 下 254m 152.0k 下 10m	1274.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土俵工 かご止め工
17	県	福川	高築堤	高築堤	右	北河原	6.1k 0.0k	6100.0	高築堤河川	積土のう工
18	県	星川	新堤防	要注意	左	荒木	24.6k 5m 24.8k 60m	255.0	堤防完成後3年未満 R2.5完成、河川改修工事	シート張り工
19	県	星川	新堤防	要注意	右	荒木	24.6k 5m 24.8k 60m	255.0	堤防完成後3年未満 R2.5完成、河川改修工事	シート張り工
20	県	忍川	堤防高	B	左	佐間 小敷田	9.3k 0.6k	8700.0	豪雨により計画水位を超えた H18.12.26豪雨	積土のう工
21	県	忍川	堤防高	B	右	佐間 小敷田	9.3k 0.6k	8700.0	豪雨により計画水位を超えた H18.12.26豪雨	積土のう工
22	県	忍川	堤防高	B	右	樋上 下忍	1.4k 2.6k	1200.0	溢水 R1.10台風第19号	積土のう工
23	県	忍川	新堤防	B	右	緑町 向町	3.3k 4.5k	1200.0	溢水 R1.10台風第19号 堤防完成後3年未満、R3.1完成、河川改修工事	積土のう工

出典：埼玉県水防計画

7-4 水防用具資材保管状況

名称	酒巻水防倉庫	須加中郷水防倉庫	須加舟戸水防倉庫	計
構造	木造亜鉛葺鉄板平屋建	コンクリートブロック 積波型鉄板葺平屋建	木造亜鉛葺鉄板平屋建	—
面積	48.60 (m ²)	39.94 (m ²)	29.16 (m ²)	—
スコップ	21丁	44丁	20丁	85丁
カッター	2丁	2丁	2丁	6丁
掛矢	6丁	15丁	4丁	25丁
大ハンマー	4丁	6丁	0丁	10丁
ツルハシ	3丁	5丁	3丁	11丁
オノ	3丁	6丁	3丁	12丁
鋸	2丁	3丁	1丁	6丁
ナタ	1丁	7丁	1丁	9丁
鎌 (小)	2丁	15丁	2丁	19丁
鎌 (大)	0丁	2丁	1丁	3丁
唐鋏	2丁	2丁	0丁	4丁
ペンチ	6丁	5丁	5丁	16丁
照明具	2	3	1	6
ヘッドランプ	10	10	0	20
ロープ	25巻	60巻	25巻	110巻
筵 (PP製)	15枚	15枚	15枚	45枚
シート	1枚	10枚	1枚	12枚
麻袋	2,000袋	2,000袋	2,000袋	6,000袋
PPT土のう	1,700俵	3,700俵	1,800俵	7,200俵
丸太	20本	20本	40本	80本
竹	0本	0本	0本	0本
鉄パイプ杭	800本	1,000本	600本	2,400本
鉄線	31kg	31kg	31kg	93kg

【酒巻水防倉庫】

・証明用具1台 (スタンド含む) ・ランプ1個 ・発電機3台 ・コードリール1個 ・燃料タンク1個

【須加中郷水防倉庫】

・証明用具1台 (スタンド含む) ・発電機1台 ・コードリール1個 ・燃料タンク1個 ・テント11張

【須加舟戸水防倉庫】

・証明用具1台 (スタンド含む) ・発電機1台 ・コードリール1個 ・燃料タンク1個

【市役所】

・デジタルカメラ1台

(令和4年4月1日現在)

第8 施設・設備に関する資料

8-1 物資・資機材備蓄状況一覧

(令和4年4月1日現在)

区分	品目	数量	単位	区分	品目	数量	単位
食料品	アルファ米	34,700	食	防災用資機材	発動発電機	56	台
	おかゆ	750	食		投光機	93	台
	ライスクッキー	17,712	食		ろ水器	22	台
	ようかん	16,500	食		救助工具セット	105	組
	粉ミルク (800g)	136	缶		コードリール	74	台
	保存水 (500ml)	13,368	本		避難所用事務用品	52	組
生活必需品	毛布	3,203	枚		避難所職員用ビブス	281	枚
	大人用紙おむつ	576	枚		ラジオ	52	台
	乳児用紙おむつ	1,008	枚		懐中電灯	53	台
	使い捨て哺乳瓶	300	個		防塵マスク	91	枚
	肌着セット (男性用)	1,265	組		拡声機	29	台
	肌着セット (女性用)	1,215	組		ヘルメット	135	個
	生理用品	43,430	枚		テント	24	張
	カセットコンロ	24	台		プライベートルーム	56	張
	ろうそく	3,612	本	ファミリールーム	500	張	
	ルミカライト	1,494	個	担架	28	台	

区分	品目	数量	単位	区分	品目	数量	単位
防災用資機材	車椅子	24	台	衛生用品	簡易トイレ	63	台
	リヤカー	29	枚		便袋	29,960	枚
	ブルーシート	490	枚		トイレットペーパー	2,496	個
	土のう袋	3,220	枚		ひしゃく	47	個
	水袋	3,500	個		救急箱	60	箱
	ポリタンク	223	個		非接触型体温計	52	台
	バケツ	362	個		アルコール消毒液	208	本
衛生用品	仮設トイレ	41	台		不織布マスク	18,480	枚
	仮設トイレ(紙)	46	台		ニトリル手袋	312	双
	バリアフリースイートイレ	32	台				

8-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所			最大収容可能面積	最大収容人員	指定避難所
				地震	水害				
					利根川	荒川			
1	忍小学校	本丸7番20号	554-5551	○	□	□	2,664 m ²	1,610人	○
2	忍中学校	本丸18番6号	554-9371	○	□	□	3,650 m ²	2,210人	○
3	市役所駐車場	本丸2番5号	—	○			5,000 m ²	—	
4	忍城バスターミナル	本丸3番5号	—	○			4,800 m ²	—	
5	産業文化会館駐車場	本丸2番20号	—	○			3,000 m ²	—	
6	商工センター	忍2丁目1番8号	553-0510	○	□	□	1,482 m ²	900人	○
7	コミュニティセンターみずしろ	本丸5番10号	554-6797	○	□	□	639 m ²	390人	○
8	中央児童公園	中央6番1号	—	○			1,300 m ²	—	
9	南小学校	佐間1丁目25番4号	554-5555	○	□	□	2,484 m ²	1,500人	○
10	コミュニティセンターみずしろ分館	向町5番3号	—	○			220 m ²	130人	○
11	行田中学校	佐間3丁目3番8号	554-9196	○	□	□	3,586 m ²	2,170人	○
12	忍・行田公民館	佐間1丁目22番11号	556-8674	○			401 m ²	240人	○
13	佐間公民館	佐間3丁目1番37号	553-1478	○	□	□	290 m ²	180人	○
14	シルバー人材センター	旭町13番24号	556-5221	○			174 m ²	100人	○
15	男女共同参画推進センター	佐間3丁目23番6号	556-9301	○	□	□	219 m ²	130人	○
16	向町公園	向町7番	—	○			3,000 m ²	—	
17	持田公民館	城西5丁目9番26号	553-1415	○	□	□	380 m ²	230人	○
18	西小学校	持田3丁目5番9号	554-5554	○	□	□	2,525 m ²	1,530人	○
19	西中学校	大字持田600番地	553-1434	○	○	□	3,171 m ²	1,920人	○
20	城西公園	城西3丁目14番	—	○			4,000 m ²	—	
21	星河公民館	大字谷郷2082番地	553-1417	○	□	○	295 m ²	180人	○
22	北小学校	大字和田94番地1	554-5521	○	□	○	2,063 m ²	1,250人	○
23	進修館高等学校	大字長野1320番地	556-6291	○	□	○	1,419 m ²	860人	○
24	総合体育館	大字和田1242番地	553-3377	○	□	○	5,048 m ²	3,060人	○
25	総合公園	大字和田1165番地	—	○			149,000 m ²	—	
26	太井公民館	棚田町1丁目58番地10	553-0766	○	□		343 m ²	210人	○
27	泉小学校	大字持田70番地	553-3181	○	□	□	2,453 m ²	1,480人	○

No.	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所			最大収容可能面積	最大収容人員	指定避難所
				地震	水害				
					利根川	荒川			
28	門井球場	門井町2丁目23番地	—	○			12,800 m ²	—	
29	清水町公園	清水町11番地	—	○			2,900 m ²	—	
30	鶴土井公園	門井町3丁目8番地	—	○			2,000 m ²	—	
31	壺里山公園	壺里山町1番地51	—	○			2,000 m ²	—	
32	棚田中央公園	棚田町1丁目2番地	—	○			8,500 m ²	—	
33	東小学校	長野2丁目26番8号	554—5553	○	□	□	2,267 m ²	1,370人	○
34	長野中学校	桜町2丁目1番55号	554—2240	○	□	○	2,369 m ²	1,430人	○
35	進修館高等学校 (旧行田工業高校)	大字長野1354番地	554—2811	○	□	○	910 m ²	550人	○
36	桜ヶ丘小学校	大字長野1880番地	554—0681	○	□	○	1,932 m ²	1,170人	○
37	桜ヶ丘公民館	大字長野1812番地1	556—6500	○			317 m ²	190人	○
38	長野公民館	長野1丁目4番8号	553—1414	○	□	○	395 m ²	240人	○
39	県立行田特別 支援学校	大字長野4235番地	554—3302	○	□	□	486 m ²	290人	○
40	県立総合教育 センター	富士見町2丁目24番地	556—6164	○	□	○	1,170 m ²	710人	○
41	富士見公園	富士見町1丁目15番地	—	○			20,000 m ²	—	
42	富士見児童交通公園	富士見町2丁目9番地	—	○			5,500 m ²	—	
43	荒木公民館	大字荒木1111番地	557—3506	○		○	243 m ²	150人	○
44	見沼小学校	大字荒木1606番地	557—2183	○	□	○	1,475 m ²	890人	○
45	見沼中学校	大字荒木4892番地	557—2181	○	□	○	2,661 m ²	1,610人	○
46	旧須加小学校	大字須加4586番地	557—2185	○	○	○	1,098 m ²	660人	○
47	須加公民館	大字須加4650番地2	557—3507	○	□	○	205 m ²	120人	○
48	見沼元塚公園	大字須加3792番地	—	○			17,000 m ²	—	
49	旧北河原小学校	大字北河原1517番地	557—0134	○	□	○	1,096 m ²	660人	○
50	北河原公民館	大字北河原1378番地	557—3508	○		○	186 m ²	110人	○
51	総合福祉会館	大字酒巻1737番地1	557—5400	○	□	○	4,125 m ²	2,500人	○
52	南河原小学校	大字南河原782番地	557—0033	○	□	○	1,538 m ²	930人	○
53	南河原中学校	大字南河原1081番地	557—0131	○	□	○	2,059 m ²	1,240人	○
54	南河原公民館	大字南河原869番地	557—3188	○		○	480 m ²	290人	○
55	馬見塚公園	大字馬見塚540番地1	—	○			2,200 m ²	—	
56	犬塚農村公園	大字犬塚1460番地	—	○			1,100 m ²	—	

No.	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所			最大収容可能面積	最大収容人員	指定避難所
				地震	水害				
					利根川	荒川			
57	埼玉小学校	大字埼玉4610番地2	559—1000	○	○	□	1,458 m ²	880人	○
58	埼玉中学校	大字埼玉4143番地1	559—4204	○	○	□	995 m ²	600人	○
59	埼玉公民館	大字埼玉4600番地	559—0047	○	□	□	188 m ²	110人	○
60	さきたま古墳公園	大字埼玉4834番地	—	○			265,000 m ²	—	
61	教育支援センター (旧星宮小学校)	大字上池守47番地	556—5555	○	□	□	1,474 m ²	890人	○
62	星宮公民館	大字上池守46番地	554—9963	○			184 m ²	110人	○
63	下忍小学校	大字下忍2451番地	556—2404	○	□	□	1,587 m ²	960人	○
64	下忍公民館	大字樋上214番地	553—1418	○			169 m ²	100人	○
65	太田公民館	大字下須戸971番地	559—4299	○	□	○	283 m ²	170人	○
66	太田小学校	大字小針3521番地	556—2997	○	□	○	1,995 m ²	1,200人	○
67	旧太田東小学校	大字真名板955番地	559—3810	○	□	○	1,642 m ²	990人	○
68	太田中学校	大字下須戸1164番地1	559—3545	○	□	○	1,058 m ²	640人	○
69	地域文化センター	大字真名板1173番地2	559—3051	○		○	204 m ²	120人	○
70	地域交流センター	大字下須戸629番地	559—1399	○		○	285 m ²	170人	○
71	古代蓮の里	大字小針2375番地1	—	○			140,000 m ²	—	
72	水城公園	水城公園	—	○			103,000 m ²	—	
				72	41	45		42,330人	52

(注) 1 収容可能面積とは、体育館、ホール・会議室等面積の合計

2 収容人員は、収容可能面積÷1.65(畳1枚分)である

3 指定緊急避難場所欄の凡例

○=全階使用可能、□=2階以上使用可能

8-3 建築物（市有）の耐震化率

(単位：棟)

用途分類	昭和56年5月までの 旧耐震基準の建築物			昭和56 年6月以 降の新 耐震基 準の建 築物	計	耐震化率 (%)	
	耐震性 なし	耐震性 あり					
	a	b	c	d	e =a+d	f = (c+d)/e	
【A】市の防災拠点	43	0	43	42	85	100%	
①災害対策活動拠点	市庁舎	1	0	1	0	1	100%
②給水拠点	浄水場・配水場	3	0	3	2	5	100%
③救援物資集積拠点	産業文化会館	1	0	1	0	1	100%
④医療活動拠点	保健センター	1	0	1	0	1	100%
⑤消防活動拠点	消防本部等	1	0	1	3	4	100%
⑥応援受入拠点	総合体育館等	0	0	0	2	2	100%
⑦避難拠点	小中学校校舎※	15	0	15	9	24	100%
	小中学校体育館	8	0	8	16	24	100%
	公民館等	12	0	12	11	23	100%
【B】保育園		2	0	2	1	3	100%
【C】市営住宅		11	0	11	8	19	100%
【D】老人福祉施設		2	0	2	0	2	100%
計		58	0	58	51	109	100%

※小中学校校舎については、新旧の耐震基準で建てられた校舎が併設されていた場合は、全体で旧耐震基準の建築物として計上。

出典：行田市建築物耐震改修促進計画（令和3年3月）

8-4 庁用車両一覧

(令和4年12月1日現在)

所管課	普通車		小型車		軽自動車		バス	特殊車両			その他	計
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物		普通	小型	軽		
広報広聴課				1								1
財産管理課	6		5	3	11	2						27
税務課					3							3
地域活動推進課			2		2							4
危機管理課				1								1
交通対策課			1									1

資料編

第8 施設・設備に関する資料

所 管 課	普通車		小型車		軽自動車		バス	特殊車両			その他	計
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物		普通	小型	軽		
南 河 原 支 所					1							1
男女共同参画推進センター					1							1
環 境 課	1	1	1			2						5
粗 大 ご み 処 理 場		2									5	7
商 工 観 光 課				1								1
農 政 課						2						2
福 祉 課			1	1		1						3
南 河 原 保 育 園					1							1
高 齢 者 福 祉 課					4	1						5
健 康 づ く り 課				2		2						4
都 市 計 画 課				3		3						6
建 築 開 発 課				2								2
下 水 道 課			2			2						4
水 道 課			3	2		3			1			9
管 理 課				2								2
道 路 治 水 課		1	1	1		4						7
営 繕 課				1		2						3
教 育 総 務 課				1								1
学 校 給 食 セ ン タ ー						1						1
教 育 支 援 セ ン タ ー						1						1
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課				2								2
文 化 財 保 護 課					1	1						2
中 央 公 民 館			1									1
図 書 館						2		1				3
郷 土 博 物 館				1								1
議 会 事 務 局	1											1
消 防 本 部	1		3			1		13		2		20
北 分 署								3				3
西 分 署								4				4
消 防 分 団								22				22
い き い き 財 団				2		5						7
合 計	9	4	20	26	24	35	0	43	1	2	5	169

8-5 浸水想定区域内の要配慮者施設等

(令和4年12月1日現在)

(1) 社会福祉施設

ア 保育園

No	施設名	所在地	電話
			F A X
1	持田保育園	城西4丁目3番4号	556-5456 556-2356
2	長野保育園	長野1丁目34番5号	553-3177 555-1300
3	南河原保育園	大字南河原851番地	557-3234 557-3995
4	若葉保育園	行田11番10号	556-2797 554-4109
5	和光保育園	佐間3丁目20番3号	556-2503 556-8410
6	白鳩保育園	駒形2丁目7番7号	554-5221 553-1992
7	ホザナ保育園	大字荒木1590番地1	559-1543 559-1544
8	太井保育園	棚田町1丁目58番地10	556-5340 556-5949
9	小羊チャイルドセンター	大字若小玉3547番地1	556-7753 556-9196
10	太田保育園	大字藤間510番地3	559-3644 559-3671
11	行田こども園	大字荒木4961番地	557-2943 557-4377
12	埼玉保育園	大字埼玉4595番地1	559-2433 559-2472
13	たけのこ保育室	門井町2丁目17番地7	553-0378 553-0378
14	長澤家庭保育室	駒形2丁目11番11号	554-2539 554-2539
15	あゆみ保育園	棚田町1丁目50番地1	553-5277
16	こどものみらい保育園	行田9番25号	598-7035 598-7065
17	きらめきの森保育園	大字渡柳563番地3	559-1001 559-1040

イ 学童保育室

No	施設名	所在地	電話
			F A X
1	忍第一学童保育室	本丸5番10号	556-0402

No	施設名	所在地	電話
			F A X
2	忍第二学童保育室	本丸7番20号	556-1139
3	南第一学童保育室	佐間1丁目25番4号	556-6666
4	南第二学童保育室	佐間1丁目25番4号	552-0577
5	西第一学童保育室	持田3丁目5番9号	556-1143
6	西第二学童保育室	持田3丁目5番9号	579-5347
7	東第一学童保育室	長野2丁目26番8号	554-3750
8	東第二学童保育室	長野2丁目26番8号	556-5231
9	北第一学童保育室	大字和田94番地1	553-3040
10	北第二学童保育室	大字和田94番地1	556-7219
11	さくら第一学童保育室	大字長野1880番地1	552-0556
12	さくら第二学童保育室	大字長野1880番地1	552-0556
13	太田学童保育室	大字小針3521番地	554-2448
14	泉太井学童保育室	大字持田70番地	554-5808
15	太井学童保育室	棚田町1丁目58番10号	556-5340 556-5949
16	埼玉学童保育室	大字埼玉4602番地	559-2500
17	南河原学童保育室	大字南河原782番地	557-3331
18	下忍学童保育室	大字下忍2451番地	556-8840
19	見沼学童保育室	大字荒木1606番地	557-5430

ウ その他児童福祉施設

No	施設名	所在地	電話	事業
			F A X	
1	ケヤキホーム	大字真名板2027番地	559-3531	児童養護施設 子育て短期支援事業
2	長澤家庭保育室	駒形2丁目11番11号	554-2539 554-2539	子育て短期支援事業
3	児童センター	本丸5番10号	554-5706	児童厚生施設

No	施設名	所在地	電話	事業
			F A X	
4	病児保育所げんきキッズ	大字小見 1401 番地 1	090-8111-8751 580-7583	病児保育事業
5	太井保育園	棚田町 1 丁目 58 番地 10	556-5340 556-5949	一時預かり事業
6	和光保育園	佐間 3 丁目 20 番 3 号	556-2503 556-8410	一時預かり事業

工 高齢者施設

No	施設名	所在地	電話
			F A X
1	介護老人福祉施設ふあみいゆ行田 ふあみいゆショートステイ	大字下須戸75番地	559-4165 559-5165
2	ふあみいゆ東館(特別養護老人ホーム) ふあみいゆ東館(ショートステイ) ふあみいゆ小東風	大字下須戸65番地1	559-5561 559-5560
3	特別養護老人ホームおきな おきなショートステイ	大字馬見塚693番地	557-3521 557-3510
4	特別養護老人ホーム緑風苑 ケアハウス緑風苑 緑風苑ショートステイ	大字須加1529番地	557-3115 557-4831
5	緑風苑グループホーム百花	向町18番27号	556-3529 501-8560
6	まきば園 ケアハウスまきば園 まきば園ショートステイ	大字白川戸275番地	555-2202 555-2711
7	特別養護老人ホーム雅 雅ショートステイ	大字持田2424番地	545-1100 545-1101
8	特別養護老人ホーム行田さくらそう ショートステイ 行田さくらそう	大字藤間352番地1	559-3030 559-3311
9	あずみ苑行田	門井町3丁目2番1号	564-4165 564-4166
10	医療法人葦の会「笑顔いっぱい」	大字下忍1086番地1	555-3579 555-3588
11	ソレアード行田	門井町1丁目32番1号	555-7111 555-7112
12	陽だまりの幸望庵	大字荒木2052番地1	594-8480 594-8266
13	老人保健施設グリーンピア	大字須加1531番地	557-3633 557-3663
14	老人保健施設ハートフル行田	大字下忍1157番地 1	554-9700 554-9730
15	さつきホーム	大字荒木2131番地 3	550-7633 557-6363
16	あすか行田	大字前谷922番地9	555-3133 564-5355
17	イリーゼ行田	向町15番37号	555-5811 555-5812

No	施設名	所在地	電話
			F A X
18	ヴィラージュシヨウエイA棟 ヴィラージュシヨウエイB棟	大字持田2420番地	556—7155 556—7920
19	行田グリーンホーム	大字上池守750番地1	553—1551 553—1553
20	ふるさとホーム行田	大字持田2539番地1	555—5007 554—5588
21	ふるさとホーム行田第弐	藤原町2丁目22番3号	564—5512 554—6616
22	ケア・トラスト一期の家行田持田	持田3丁目3番5号	577—7078 577—7079
23	ひだまりの家行田	大字持田2357番地1	578—8880 578—8881
24	行田ケアセンターそよ風	天満8番29号	564—3701 564—3715
25	行田ショートステイそよ風	天満3番15号	555—7760 555—7761
26	社会医療法人壮幸会介護保険施設心春 心春（こはる）ショートステイ	大字持田2426番地	552—1800 552—1801
27	小規模多機能ホーム うきしろ	本丸18番3号	556—4584 556—4634
28	有料老人ホーム プラザ富士	大字斎条1498番地1	594—6255
29	フルーク	大字野1087番地1	580—7281 580—7282
30	シルバーリゾートこころ行田	長野2丁目6番27号	578—4337

オ 障がい者施設

No	施設名	所在地	電話
			F A X
1	見沼園	大字荒木1735番地	557—2873 557—2876
2	行田園	大字荒木1199番地	557—3283 557—3670
3	かがやき共同作業所	大字野1368番地1	559—1034 559—2424
4	行田のぞみ園	緑町13番31号	553—3102 553—3178
5	行田のぞみ園エルピスホーム	長野2丁目12番6号	501—6270 501—6280
6	こころ	大字南河原2676番地1	557—1706 557—1706
7	夢知無恥	大字斎条870番地	557—5888 557—5889
8	夢知無恥 第2作業所	大字荒木1970番地1	598—8783 598—8785

No	施設名	所在地	電話
			F A X
9	麦の穂	大字小見 1141 番地 1	554—8815 554—8814
10	レイズアップ	大字前谷 505 番地 3	594—6113 594—6114
11	福祉アンテナショップ・ノア	大字小見 1460 番地 1	501—2355 501—2355
12	らーれ	大字須加 1738 番地	501—6704 501—6705
13	大地	大字小見 1144 番地 2	555—6166 501—7543
14	グローイングサポート	行田 9 番 5 号 平塚ビル 1F	501—8756 501—7623
15	リンクステーション	棚田町 2 丁目 9 番 5 号	594—9366 594—9369
16	びーす	佐間 2 丁目 1 番 19 号	598—4685 598—4698
17	行田サポートほほえみ	門井町 2 丁目 21 番 9 号	556—2257 577—3362
18	ポコ・ア・ポコ	大字小見 1400 番地 4	594—8006 594—8006
19	グループホーム本丸	本丸 1 番 13 号	548—3397 577—3611
20	かがやきホーム	大字南河原 611 番地 1	578—8460 578—8461
21	グループホーム夢	忍 1 丁目 3 番 14 号	598—8389 557—5888
22	グループホーム夢 2 番館	大字小見 1307 番地 1	598—8389 557—5888
23	グランディール	向町 21 番 37 号	555—1100 555—1301
24	6 つの夢	佐間 2 丁目 1 番 20 号	598—6972 598—6973
25	なかまの家	大字長野 4613 番地 1	598—6972 598—6973
26	ほうき星	大字持田 2365 番地 1	598—6972 598—6973
27	グループホーム ルーチェ 1	長野 1 丁目 14 番 26 号	598—7071 598—7071
28	グループホーム ルーチェ 2	長野 1 丁目 14 番 24 号	598—7071 598—7071
29	明日葉	大字須加 1742 番地 1	550—6010 550—6011
30	生活介護事業所ルピナス	桜町 3 丁目 10 番 20 号	577—5705 577—5783
31	にじいろプラス	忍 1 丁目 11 番 1 号	598—5252 501—6031

No	施設名	所在地	電話
			F A X
32	にじいろ	谷郷2丁目16番26号	598—7898
33	遊学館	門井町3丁目2番4号	579—5066 577—3362
34	コットンキャンディー	栄町4番7号	579—5605 579—5606
35	スマイルキャンディー	大字長野1866番地8	577—7951 577—7952
36	行田市社会福祉協議会 児童デイサービスセンター	大字酒巻1737番地1	557—5400 557—5411
37	きんか ぎんか	城西2丁目9番16号	090—2416—9692 556—0252
38	らりるれ・りょう	忍1丁目11番地10号	598—3910
39	ソーシャルインクルーホーム行田富士見町Ⅰ	富士見町2丁目10番5号	579—5841 579—5842
40	ソーシャルインクルーホーム行田富士見町Ⅱ	富士見町2丁目10番4号	579—5841 579—5842
41	グループホーム朝昼晩・持田	大字持田1739番地9	556—5755 556—5755
42	グループホーム朝昼晩・南河原	大字南河原828番地3	556—5755 556—5755
43	グループホーム朝昼晩・藤原	藤原町2丁目3番21号	556—5755 556—5755
44	グループホーム リベルテ	清水町1番地6	555—0667 555—0667
45	やすらぎハウス行田	持田5丁目4番地26	594—9046
46	やすらぎハウス棚田	棚田町1-25-13	594—9046
47	アンフィニ	長野4611番地	501—6610
48	パレット	持田2258番地7	080—6864—5678
49	ぷりんしばる行田教室	清水町5番地14	580—5440 580—5440
50	グランドわおん SAKAETYOU	栄町20番地41	050—2018—6392
51	ウーリー行田	行田19番地8 SKビル2階	556—7733
52	パレット	本丸11番地20	577—8908
53	放課後デイサービスとんぼ	白川戸738番地1	594—8385

(2) 学校関係施設

No	施設名	所在地	電話
			F A X
1	埼玉県立行田特別支援学校	大字長野 4235 番地	554—3302 550—1055
2	埼玉県立進修館高等学校	大字長野 1320 番地	556—6291 550—1058
3	東小学校	大字長野 2 丁目 26 番 8 号	554—5553 554—5532
4	西小学校	持田 3 丁目 5 番 9 号	554—5554 554—5820
5	忍小学校	本丸 7 番 20 号	554—5551 554—5868
6	南小学校	佐間 1 丁目 25 番 4 号	554—5555 554—5559
7	北小学校	大字和田 941 番地	554—5521 554—5898
8	見沼小学校	大字荒木 1606 番地	557—2183 557—2358
9	埼玉小学校	大字埼玉 4610 番地 2	559—1000 559—1036
10	太田小学校	大字小針 3521 番地	556—2997 554—4650
11	下忍小学校	大字下忍 2451 番地	556—2404 556—2395
12	泉小学校	大字持田 70 番地	553—3181 553—3182
13	桜ヶ丘小学校	大字長野 1880 番地	554—0681 554—0682
14	南河原小学校	大字南河原 782 番地	557—0033 557—4222
15	忍中学校	本丸 18 番 6 号	554—9371 554—9558
16	行田中学校	佐間 3 丁目 3 番 8 号	554—9196 556—4092
17	長野中学校	桜町 2 丁目 1 番 55 号	554—2240 554—2136
18	見沼中学校	大字荒木 4892 番地	557—2181 557—3270
19	埼玉中学校	大字埼玉 4143 番地 1	559—4204 559—4205
20	太田中学校	大字下須戸 1164 番地 1	559—3545 559—0406
21	西中学校	大字持田 600 番地	553-1434 553-1302
22	南河原中学校	大字南河原 1081 番地	557—0131 557—4221

No	施設名	所在地	電話
			F A X
23	老本幼稚園	旭町 16 番 38 号	553—2771
24	行田幼稚園	富士見町 2 丁目 27 番 5 号	554—5169
25	富士見ヶ丘幼稚園	駒形 1 丁目 9 番 7 号	556—7494
26	ホザナ幼稚園	本丸 11 番 20 号	555—2301
27	まつたけ幼稚園	門井町 2 丁目 19 番 9 号	554—7348
28	やなぎ幼稚園	大字渡柳 563 番地 3	559—1001
29	南河原幼稚園	大字南河原 777 番地 2	557—0234
30	やごうこども園	谷郷 2 丁目 5 番 1 号	554—5752 554—5753

(3) 医療施設

No	施設名	所在地	電話
			F A X
1	医療法人社団 清幸会 行田中央総合病院	富士見町2丁目17番17号	553—2000 553—2009
2	社会医療法人 壮幸会 行田総合病院	大字持田 376 番地	552—1111 552—1116
3	医療法人葦の会 石井クリニック	大字下忍 1089 番地 1	555—3519 555—3520

(4) その他（主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）

No	施設名	所在地	電話	区分
			F A X	
1	保育所はっぴータイム	壺里山町 28 番 7 号	594—7776	認可外保育園
2	ひよこ保育園	大字持田 354 番地 2	554—5455	
3	ぱれっと保育園 ハッピーキッズ	大字須加 1563 番地	557—4152	
4	かぞヤクルト販売株式会社 行田保育ルーム	長野 2 丁目 7 番 5 号	554—0009	
5	行田中央総合病院 託児所 たんぼぼ	富士見町 2 丁目 17 番 17 号	553—2000	
6	きっずプラザあおい	佐間 1 丁目 11 番 3 号	553—5701	地域子育て 支援拠点
7	地域子育て支援センター「和(なごみ)」	佐間 3 丁目 20 番 3 号	553—6333 556—8410	

資料編

第8 施設・設備に関する資料

8	つどいの広場はすのこ	本丸5番10号	553—2108	地域子育て支援拠点
9	つどいの広場ひがし	長野2丁目26番8号	556—5231	
10	つどいの広場みなみかわら	大字南河原2610番地	557—0977	
11	つどいの広場さくら	大字長野1880番地1	552—0556	
12	つどいの広場さきたま	大字埼玉4602番地	559—2500	

資料編

第8 施設・設備に関する資料

8-6 水道給水普及状況等

(各年度末現在)

区分 年度	行政区域 内人口	給水人口	給水戸数	普及率	年間総配水量	1日平均 配水量	年間総給水 量	1日平均 給水量
平成23	82,483人	78,993人	31,661戸	95.77%	10,249,811m ³	28,004m ³	9,126,120m ³	24,935m ³
24	81,660人	78,998人	31,845戸	96.74%	10,020,879m ³	27,444m ³	9,029,392m ³	24,738m ³
25	80,924人	78,611人	32,114戸	97.14%	9,831,189m ³	26,935m ³	8,900,369m ³	24,385m ³
26	80,210人	78,052人	32,237戸	97.31%	9,697,552m ³	26,569m ³	8,806,020m ³	24,126m ³
27	79,448人	77,184人	32,310戸	97.15%	9,672,122m ³	26,427m ³	8,682,291m ³	23,787m ³
28	78,716人	76,339人	32,444戸	96.98%	9,418,420m ³	25,804m ³	8,538,695m ³	23,329m ³
29	81,751人	78,644人	33,906戸	96.20%	9,804,138m ³	26,860m ³	8,872,057m ³	24,307m ³
30	81,187人	78,468人	34,340戸	96.65%	9,716,931m ³	26,622m ³	8,905,402m ³	24,398m ³
令和元	80,506人	77,598人	34,583戸	96.39%	9,660,774m ³	26,468m ³	8,737,517m ³	23,938m ³
2	79,910人	76,949人	34,745戸	96.29%	9,858,179m ³	27,009m ³	8,804,342m ³	24,121m ³
3	79,021人	76,279人	34,887戸	96.53%	9,845,199m ³	26,973m ³	8,757,247m ³	23,992m ³
4	78,550人	76,004人	35,275戸	96.76%	9,626,300m ³	26,373m ³	8,455,377m ³	23,165m ³

(注) 給水戸数=量水器設置数
平成23年度から平成28年度は旧行田地域

出典：統計ぎょうだ

8-7 導・配水管の管種別布設状況

(各年度末現在)

種別 年度	鑄鉄管	ダクタイル鑄 鉄管	鋼管	石綿セメ ント管	硬質塩化ビニ ール管	軟質第1 種ポリエ チレン管	水道配水用 ポリエチレ ン管	計
平成23	1,657m (0.4%)	336,772m (68.6%)	6,526m (1.3%)	21,313m (4.3%)	113,059m (23.0%)	11,975m (2.4%)	0m (0.0%)	491,302m
24	1,657m (0.3%)	338,056m (68.5%)	6,644m (1.4%)	15,848m (3.2%)	119,852m (24.3%)	11,239m (2.3%)	0m (0.0%)	493,296m
25	1,481m (0.3%)	338,744m (68.5%)	6,622m (1.3%)	10,164m (2.0%)	127,066m (25.7%)	10,688m (2.2%)	0m (0.0%)	494,765m
26	1,388m (0.3%)	339,952m (68.5%)	6,540m (1.3%)	5,198m (1.0%)	133,321m (26.9%)	10,023m (2.0%)	0m (0.0%)	496,422m
27	1,054m (0.2%)	340,796m (68.3%)	6,520m (1.3%)	330m (0.1%)	140,875m (28.2%)	9,690m (1.9%)	0m (0.0%)	499,265m
28	699m (0.1%)	341,146m (68.0%)	6,504m (1.3%)	21m (0.0%)	144,018m (28.7%)	9,501m (1.9%)	0m (0.0%)	501,889m
29	0m (0.0%)	350,407m (63.7%)	7,050m (1.3%)	0m (0.0%)	183,307m (33.3%)	8,976m (1.6%)	299m (0.1%)	550,039m
30	0m (0.0%)	350,544m (63.4%)	7,061m (1.3%)	0m (0.0%)	185,383m (33.6%)	8,826m (1.6%)	565m (0.1%)	552,113m
令和元	0m (0.0%)	350,599m (63.3%)	7,051m (1.2%)	0m (0.0%)	186,947m (33.7%)	8,826m (1.6%)	299m (0.1%)	553,988m
2	0m (0.0%)	352,382m (63.3%)	7,025m (1.3%)	0m (0.0%)	187,119m (33.6%)	8,822m (1.6%)	1,565m (0.2%)	556,914m
3	0m (0.0%)	353,303m (63.1%)	6,994m (1.3%)	0m (0.0%)	187,876m (33.5%)	8,023m (1.4%)	4,102m (0.7%)	560,298m
4	0m (0.0%)	353,303m (62.9%)	6,994m (1.2%)	0m (0.0%)	188,556m (33.5%)	7,368m (1.3%)	5,663m (1.0%)	561,918m

(注) 平成23年度から平成28年度は旧行田地域

出典：水道事業概要

8-8 下水道普及状況

(各年度末現在)

年 度	下水道管総延長 (m)	全体計画面積 (ha)	事業認可面積 (ha)	処理面積(整備面積) (ha)	処 理 人 口 (b)	処 理 戸 数 (戸)	下水道普及率 (B/A)
平成22	216,828	2,855	1,050	877	46,530	18,302	54.3
23	217,901	2,855	1,126	880	46,138	18,325	54.2
24	219,010	2,855	1,126	885	46,189	18,149	53.9
25	219,884	2,855	1,126	887	45,870	18,855	54.1
26	245,622	2,855	1,126	896	45,889	19,079	54.6
27	247,542	2,855	1,126	900	45,574	19,197	54.7
28	249,852	2,855	1,126	907	44,966	19,191	54.5
29	251,733	2,855	1,126	911	44,949	19,483	55.0
30	252,696	2,855	1,126	916	44,872	19,717	55.3
令和元	254,230	2,855	1,126	921	45,034	20,207	55.9
2	256,004	2,855	1,126	926	45,141	20,539	56.5
3	257,939	2,855	1,126	932	45,088	20,809	57.1
4	259,345	2,855	1,126	936	45,099	21,092	57.4

出典：統計ぎょうだ

8-9 給水車等保有状況

(令和5年12月現在)

給水タンク車(台)	給水タンク(基)	給水袋(枚)	簡易水槽(袋)
1.8m ³ ×1	1.0m ³ ×2 0.5m ³ ×1	60×6,000	1,000×4 500×52

8-10 物資集積場所

施設名	住所	電話番号
行田市産業文化会館	本丸2番20号	556-6371

8-11 し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
行田市環境センター	緑町14番30号	556-6844	80kl/日

8-12 ごみ処理場

区分	施設名	所在地	電話番号	処理能力	管理者
可燃ごみ	小針クリーンセンター	大字小針856番地	559-3641	204t/日	彩北広域清掃組合
粗大ごみ	行田市粗大ごみ処理場	大字小針800番地	559-0278	30t/日	市

8-13 最終処分場

施設名	所在地	埋立可能容量	埋立工法
小針クリーンセンター最終処分場	大字小針854番地	0m ³	セ ル 方 式
長善沼最終処分場	大字荒木1265番地	168m ³	サ ン ド イ ッ チ 方 式

第9 被災者生活支援に関する資料

9-1 企業等の再建支援に係る融資等

(1) (株)日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）

日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）

（令和5年12月18日）

		資金名	貸付対象事業	利率 (年利)	償還期限 (以内)	据置期間 (以内)	貸付金額の最高限度 (1、2のいずれか低い額)	
共通	農林漁業セーフティネット資金		災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金	0.70 ～1.10%	15年	3年	600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）	
	農林漁業施設資金	共同利用施設	協同組合又は連合会等が所有する共同利用施設の復旧	0.70% ～1.10%	20年	3年	事業費×0.8	
		主務大臣指定施設	農業用施設、農機具、林業用施設、漁業用施設等の復旧	0.70 ～1.10%	25年	3年	①事業費×0.8 ②1施設当たり300万円 (特認600万円) 漁船1,000万円	
			果樹の改植・補植	1.10%	25年	10年		
農業	農業基盤整備資金		農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧	0.70 ～1.10%	25年	10年	貸付けを受ける者の負担する額	
	農業経営基盤強化資金		農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧、長期運転資金	0.70 ～1.10%	25年	10年	個人：3億円（特認6億円） 法人：10億円（特認20億円（一定の場合30億円））	
	経営体育成強化資金		農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得、長期運転資金	1.10%	25年	3年	事業費×0.8で 個人：1億5千万円 法人：5億円を限度	
林業	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧	0.70 ～1.10%	30年	20年	事業費×0.8～0.9
			樹苗養成	樹苗養成施設の復旧	0.70 ～1.10%	15年	5年	事業費×0.8
		林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.70 ～1.10%	20年	3年	事業費×0.8	
漁業	漁業基盤整備資金		漁港施設、漁場施設等の復旧	0.70 ～1.10%	20年	3年	事業費×0.8	
	漁船資金		漁船の復旧	1.10%	12年	2年	①事業費×0.8 ②1隻当たり4億5千万円 (特定業種6～11億円)	
	漁業経営改善支援資金		漁船の取得、漁具、漁獲物の処理加工施設等の整備、長期運転資金	1.10 ～1.25%	10年 ～15年	3年 ～5年	①事業費×0.8～1.0 ②1隻当たり1,000万円 ～16億円	
	漁業経営安定資金		漁業の経営再建等に充てるための費用	1.10%	15年 ～20年	3年	750万円～1億円	

(注) 林業基盤整備資金の復旧造林は、激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の補助残に適用する。

(2) 天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	無利子（県と市町村が利子補給するため、借入者の利子負担なし）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

(4) 農業災害補償

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

(5) 県制度融資の貸付（経営安定資金＜災害復旧関連＞）

令和5年10月現在

融資対象	①貸付ごとに定めている条件を満たしている。	
	大臣指定等貸付 次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。	知事指定等貸付 県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。
	②信用保証対象業種を営んでいる。	
	③県内で客観的に事業に着手していること。	
	④事業税等を滞納していない。	
	⑤事業に必要な許認可等を取得している。 等	
融資限度額	大臣指定等貸付：①設備資金 ^{*1} 8,000万円、②運転資金 ^{*2} 8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金 ^{*1} 8,000万円、④運転資金 ^{*2} 8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	1年超10年以内
	利率	大臣指定等貸付：年1.0～1.2%以内（令和5年10月現在） 知事指定等貸付：年1.1～1.3%以内（令和5年10月現在）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会	

※詳細については埼玉県金融課ホームページ参照

※融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定

9-2 住宅の復興に係る融資等（災害復興住宅融資）

(1) 建設資金

貸付対象者	ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）								
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td>3700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td>2700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	項目	融資限度額	返済期間（最長）	土地を取得する場合	3700万円	35年	土地を取得しない場合	2700万円
項目	融資限度額	返済期間（最長）							
土地を取得する場合	3700万円	35年							
土地を取得しない場合	2700万円								

(2) 購入資金

貸付対象者	ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）				
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための購入資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <p>■新築住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること 申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと <p>■中古住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること <p>■融資額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>融資限度額</th> <th>返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3700万円</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p>	融資限度額	返済期間（最長）	3700万円	35年
融資限度額	返済期間（最長）				
3700万円	35年				

(3) 補修資金

貸付対象者	ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人（親族等）に無償で貸すための住宅を補修する者であって、住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の発行を受けた者が対象	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の災害で住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のためのリフォーム資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資 ・融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要） ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・この融資は、融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる 	
	融資限度額	返済期間（最長）
	1200万円	20年

9-3 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付**(1) 災害弔慰金の支給**

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	<ul style="list-style-type: none"> ① 死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母 ② 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る。）
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

(2) 災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。	
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。	
支給額	① 生計維持者 250万円	② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。	

(3) 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ① " 5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ② 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	(1) 世帯主に1か月以上の負傷のある場合 ① 家財等の損害がない場合 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害がある場合 " 250万円 ③ 住居の半壊 " 270万円 ④ 住居の全壊 " 350万円 (2) 世帯主に1か月以上の負傷のない場合 ① 家財の1/3以上の損害がある場合 " 150万円 ② 住居の半壊 " 170万円 ③ 住居の全壊(④を除く) " 250万円 ④ 住居の全体が滅失 " 350万円 (3) (1)の③又は(2)の②若しくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合 350万円の範囲内で半壊については全壊なみ、全壊については滅失なみの額
償還期間	11年間
利率	延滞の場合を除き無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

(4) 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3%以内で市町村条例により設定。据置期間中は無利子

(5) 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内 ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情が有る場合は350万円以内(災害援護資金と住宅資金の重複貸付)
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

9-4 被災者生活再建支援金の支給、埼玉県の支援制度

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																											
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																											
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																											
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ④ 相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																											
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="391 1120 1385 1243"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="391 1310 1385 1489"> <tr> <td rowspan="2">住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	200万円	100万円	50万円	支給額	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	100万円	25万円	中規模半壊	50万円	
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																								
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																									
	200万円	100万円	50万円																									
支給額	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	100万円	25万円																									
	中規模半壊	50万円																										
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付																											
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付																											
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告																											
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																											

(2) 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																									
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																									
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																									
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱 第2条第1項(2)で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																									
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="384 969 1409 1093"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="384 1167 1409 1384"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期 避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	全壊、解体、長期 避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																						
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																						
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																							
	全壊、解体、長期 避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																						
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																							
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																									
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																									

(3) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象の世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯第2条第1項(2)で定めるもの
支援金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受入れ
被災地以外 の市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

(5) 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<p>① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定</p>

第10 市民等の普及啓発に関する資料

10-1 児童・生徒の行動

	児童・生徒の行動
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校中の児童・生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、危険が予想される地域に在住している児童・生徒は、直ちに避難所へ避難する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭へのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・危険物施設、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところからは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	<p>〔教室〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>〔廊下・階段〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>〔グラウンド〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「ちかづかない」をしっかり守る。
校外活動時	<p>基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>〔所属校から離れている場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難所、避難場所へ避難する。 ・避難については活動地等の市町村の指示に従う。 ・堤防等の危険が予想される地域から安全な場所に至急避難する。 <p>〔所属校に近い場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「ちかづかない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。

	児童・生徒の行動
部 活 動 時	<p>[校内の場合]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。・ 1人で勝手に行動しない。・ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。・ 帰宅できない児童・生徒は顧問の指示に従う。 <p>[校外の場合]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 校外や遠隔地で活動をしている場合は、その地域の指定された避難所、避難場所へ集団で避難する。・ 合宿地等において、がけくずれ、津波等の危険が予想される場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

10-2 竜巻発生時における具体的な対応例

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③ゴーというジェット機のような音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>（屋内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓から離れる。 窓の無い部屋等へ移動する。 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 地下室か最下階へ移動する。 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 近くの頑丈な建物に移動する。 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。

出典：気象庁資料をもとに作成

10-3 要配慮者等の特性ごとに必要な対応について

【視覚障害】

1. 主な特性等

- 視覚の障害には、光を感じない全盲から眼鏡等の使用により文字が識別できる弱視、見える範囲が狭くなった視野狭窄、特定の色の識別が困難な色覚特性などがあり、その障害の状態は多様である。
- 生活環境が突然変わると、日常的な行動でさえも困難になる。また、掲示物など視覚からの情報のみでは情報を受け取れない。
- 全盲や弱視、視覚狭窄などの場合は、状況が変化したときに単独での行動が困難である。色覚異常の場合は、色分けされた情報の識別が困難である。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 視覚による状況の把握が困難。災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動がとれない。
- 安否確認時に、正確な情報が得られているかを確認する。
- 他の視覚障害者と同じ避難場所を希望するか、誘導ボランティアの派遣を希望するかを確認する。
- 安否確認時に、正確な情報が得られているか確認し、白杖の有無に関わらず、必ず人的支援をもって避難所への誘導など避難行動を支援する。
- 避難所到着時に、避難所内の情報がわかるようにしておく。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。
- 避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う必要がある。その際には、その場の景色なども伝えておく。
- 館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流す必要がある。
- 情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にする。
- 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が安全に行えるよう配慮する。
- 特に重要な情報については、音声情報を録音したカセットテープの配布や点字による紙媒体などにより、情報を提供するように努める。また、必要に応じボランティアを配置するほか、カセットレコーダ、点字器を設置するように努める。
- 点字や拡大文字のほか、人による朗読、録音された音声情報、音声コード付きの資料など、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。ただし、点字を理解できる視覚障害者は少なく、本人の希望に沿った方法で情報を提供する。
- 避難所に白杖の予備を置いておく。白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給するよう努める。
- ざわついた環境では、音声による情報が正しく伝わらない。正確な情報と具体的に「どう行動するか」が伝わるように工夫するとともに、必ず人的支援をおこなう。
- 盲導犬同伴の場合の対応を、事前に本人と確認しておく。

【聴覚障害】

1. 主な特性等

- 聴覚の障害には、完全に聞こえない、補聴器装用により日常会話が可能の人から、装用してもわずかに音を感じる程度の人、補聴器を装用しなくても大きな声での会話なら可能な人など様々で、聴力損失の時期や程度、他の障害との重複、社会交流の機会や教育等の事情により、主たるコミュニケーション手段にかなりの違いが見られる。個別の状況に応じたコミュニケーション手段に配慮する必要がある。
- 聴力損失の程度や発語訓練の有無等により、自分の状態を音声言語で伝えることに困難がある。
- サイレンや音声による避難情報等では現状を理解できないため、災害発生時の情報提供の仕組みを作ると同時に、緊急時の対応（避難の仕方、情報アクセスの仕方等）を、日常生活情報として周知しておく必要がある。
- 外見から障害がわかりづらい。また、声が出ていても聞こえないという障害をもった人がいるということが理解されにくい。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 音声による避難誘導の指示が認識できない。見えている範囲以外の危険の察知が困難。自分の状況を音声で知らせることができない。
- 安否確認や情報伝達は、FAXやメールの使用や対面による。
- 手話通訳者・要約筆記者などの派遣を希望するかを確認する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 聴覚障害者には、広報掲示板を設置するなどし、音声により連絡する内容は、必ず文字で掲示・伝達する。

- 手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。
- 避難場所では手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。
- 市町村に手話通訳ができる者を配置し、在宅避難者には掲示板、FAX、メールを活用した情報提供を行ない、その際、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。
また、文字放送対応機器等を活用するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮するように努める。
- 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に対応するために、電池などの確保・修理・支給するように努める。
- 手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣するように努める。
- 聴導犬同伴の場合の対応を、事前に本人と確認しておく。
- 重複聴覚障害者には、更に併せ持つ障害に応じた配慮も必要になる。

【肢体不自由者】

1. 主な特性等

- 車椅子やウォーカー等の補助具がない場合、自力での移動が困難である。
- 脊髄や頸椎の損傷等による体幹の機能障害では、発汗、体温調節、排尿、排便等の自律神経の障害を伴うことがある。
- 運動・動作が不自由なため、自力での衣服の着脱、食事、排泄等が困難な場合が多い。
- 身体が変形や拘縮（関節が固まって動かなくなる）や緊張（体が伸びてしまう）などで、通常の車いすにはうまく座れない場合がある。
- 車いすを自力で操作出来る人と、自分では動かせない人がいる。また、自分の車いすで座位をとれる人でも、床の上で座位を保てない人もいる。
- 経管栄養・吸引・導尿など医療ケアが必要な場合がある。
- 重度心身障害者・児の場合は、免疫力が低いことが多く、より多くの環境整備が必要である。
- 筋ジストロフィー、ALSなどによる筋力の低下等により、人工呼吸器を使用している人もいる。
- 自分の意思が伝えにくかったり、知的な障害を併せ持つ場合がある。
- 言語障害がある人もおり、慌てないで聞くことによって、聞き取れる可能性もあるので、落ち着いた対応が求められる。
- 脳外傷等を原因とする高次脳機能障害者の場合、外見からは分からなくても、精神的に不安定となりパニックを起こしたり、集団生活が困難であったり、記憶的・確かな判断が難しい、会話や読み書きが難しい（失語症）といった場合がある。
- 上述のように、聴力に障害はなくても、さまざまな理由で、会話が困難な人たちがいる。身体の麻痺や障害のため言葉が話すことが困難な場合や、脳卒中や頭部の外傷などで、脳の一部（言語中枢）に損傷を受けた場合（失語症）など、背景はさまざまである。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。
- 安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。
- より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。階段の移動は大変困難であり、平素からの対策が求められる。
- 車いす対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する。
- 車いすが通れる通路を確保する。
- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補装具が必要である。
- 車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理・支給するように努める。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。
- 車いす用のトイレがあってもいつも自分が使っているものでないと使用できないこともあり、その場合、差し込み便器を利用して寝たままで行われなければならないこともあり、スペースやプライバシーの確保が必要となる。（差し込み便器や尿器は避難所で用意する必要がある）
- トイレに限らず、常時介助が必要な人も居て、避難所のスタッフで対応が必要なケースも想定される。
- 介助する場合、本人の意向を確認した上で行う。本人の意向を確認する方法は、例えば、「はい」「いいえ」で答えることができる様な質問をする、50音の表をつくり指さしをしてもらう、50音を順番に話し、目線やまばたきなどで、一音ずつ確認をしていく等、いくつかの方法がある。
- 失語症の場合は、言葉が出にくいだけでなく、聞いて理解することや、読み書きも難しい場合がある。ゆっくり、はっきりと、少しずつ話しかけるようにし、上記のように「はい（うなずく）」「いいえ（首ふり）」で答えられる質問をするとよい。50音表は理解しづらいため、単語や絵を示したり、紙に筆記してもらうなどが有効である。
- このように、言語障害などで意思疎通が困難な場合、障害の背景によって対応のあり方も異なるが、その困難が障害によるものであることを理解し、慌てたりせかしたりせず落ち着いて対応すること、相手が成人であれば

幼児語など使わず、敬意を持って接することが基本である。

- 自力で身体を動かすことができない人は、寝ている時、座っている時、いずれも同じ姿勢でいると褥瘡ができる危険性がある。本人の意向を確認の上、体位変換等を可能な限りおこなう。また、寝る場合は踵や臀部、背等部分だけに体重がかからないよう、できるだけ柔らかい素材のマット準備する。
- 人工呼吸器を使用している場合は、バッテリーなど電源の確保が求められる。
- 医療的ケアが必要な人については、医療スタッフの緊急派遣や緊急入院などができるよう、普段からの体制づくりや訓練が必要である。
- 高次脳機能障害者等の場合、避難所等では、個室を準備する、具体的で分かりやすい説明や誘導を行うなどの配慮をし、支援団体等を通じて専門的な支援につなぐことが必要である。

【内部障害】

1. 主な特性等

◆心臓の障害

- 心筋梗塞、狭心症、弁膜症や不整脈などの疾患のため、心臓機能が低下してしまう症状であり、薬物療法やペースメーカーなどで体調の安定を保っており、一定以上の身体活動、心的ストレスにより心臓に負荷がかかると、呼吸困難や狭心症の発作などの症状が起るため、医療的ケアが必要な場合がある。

◆腎臓の障害

- 体内の水分や塩分の調整、老廃物の排泄、血圧等の調整が困難なため、食事療法や身体活動の制限があり、大多数の人が定期的な人工透析を必要とする。

◆呼吸器の障害

- 気管や肺の疾病等によりガス交換（酸素と二酸化炭素の交換）が十分行われず、呼吸困難が生じるため、活動が制限され、酸素療法が必要な場合がある。

◆膀胱又は直腸の障害

- 自分の意思で尿や便の排泄がコントロールできないため、人工膀胱又は人工肛門に取り付けたストマ用装具に尿や便を溜めたり、おむつ等を使用しているため、定期的にストマ用装具やおむつ等の交換が必要となる。さらに人工膀胱又は人工肛門に取り付けたストマ用装具の利用者については、人工膀胱又は人工肛門が腹部に増設されているため、災害時用のオストメイトトイレが必要となる。

◆小腸の障害

- 消化・吸収をつかさどる機能の障害により、栄養の維持が困難で通常の食事では栄養が不足するため、静脈（輸液）点滴などによる栄養補充が必要となる。

◆免疫機能の障害

- ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の低下が代表的で、治療の段階や合併症の有無により医療的ケアが必要な場合がある。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。
- 安否確認時に、安全な場所にて、医療機器の継続使用が可能な状態であることを確認する。
- より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 避難所で生活する場合は、常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、支給する必要がある。
- 人工透析を受けられる病院を早急に探す。
- オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）を調達し、支給する。
- 医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。
- 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。
- 食事制限の必要な人を確認する。
- 薬やケア用品を確保する。
- 各種装具・器具用の電源を確保する。
- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補装具が必要である。
- 医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

【知的障害／発達障害】

1. 主な特性等

◆知的障害

- 具体的に見えないことや将来起こりうる状況を想定したり、複数の情報をいっぺんに把握したり、これらを総合的に考慮して判断したりすることが困難である。（障害の程度は、常時介護が必要な人から、会話でのやりとりや抽象的な話題が苦手な人まで様々である）
- 急激な環境変化への対応が苦手で、時にパニックに陥ったまま固まってしまう、大きな声を上げてしまうことなどがある。
- コミュニケーションにおいては、わかりやすく明瞭かつ具体的な言葉で、ゆっくり話しかけるようにする。

あるいは、イラストや写真、カード、コミュニケーションボードを使うなど視覚面も含めたコミュニケーションをするなど、配慮が必要となる。

- 緊急時の対応（避難の仕方、消火器の使い方等）を、日常生活において支援者とともに練習しておく必要がある。

◆ 発達障害

- とっさに人と気持ちを交わすことが難しく、突発的な状況の急変を読み取れない。
- 言葉だけでは、災害の怖さや避難の必要性などをイメージしたり、理解したりすることができない場合がある。
- いつもと違う状況や変化が起きると対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりすることがある。
- 触られるのを嫌う人や、子どもの泣き声や大きな声におびえる人もいる。
- 声を掛けても反応しなかったり、オウム返しであったりと言葉でのコミュニケーションが困難な場合がある。困っていることを伝えられない場合もある。
- 感覚が過敏なために、集団の中に入れなかったり、子どもの声や泣き声でパニックになったりすることがある。逆に、感覚の鈍さがあり、出血しても平気でいたり痛みを訴えたりしないことがある。
- 一見、障害があるようには見えない人が多くいる。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 自分で危険を判断し行動することが困難。急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。
- 避難所や車中生活では適応できずに、激しく動揺する可能性がある。
- 災害時の救出の際に、強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられる。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。
- 具体的に、短い言葉で、ゆっくりとわかりやすく情報を伝える。
- 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。
- 大きな声を上げたり、飛び跳ねたり、独り言を言ったりといった障害特性から、避難所など多人数と空間を共有する場合には、他の避難者など周囲とトラブルが起きやすい。個室や仕切りのある部屋など限定された空間を用意するなど配慮が必要である。
- 障害特性により避難所での生活が難しく、家族単位で自宅や車中で避難生活を送る場合があるが、親など家族が障害者本人から離れられず救援物資や情報の提供網から漏れる場合がある。避難所に生活していない世帯にも物資や情報が行き届くような配慮が必要である。
- 心身の不調などを自ら説明することが難しいため、外形的に見えにくい傷病などが深刻化する場合がある。心や身体の不調がないか、特に留意する必要がある。

【精神障害】

1. 主な特性等

- 災害発生時には、精神的な動揺が激しくなる場合や、必要な訴えや相談ができなくなる場合がある。
- 孤立しないよう家族や知人と一緒に行動できるようにする。
- 多くの場合、継続的な服薬や医療的なケアが必要である。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。普段服用している薬が絶対必要となる。
- 精神的動揺が激しくなる場がある。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 災害時のショックやストレスは、精神障害者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性がある。
- また、精神科医療施設の罹災が起ころうる一方で、入院が必要と思われる患者数が通常以上に増加する可能性もある。
- そこで、これらの病状悪化や再発を可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応が必要である。
- 日常的に服薬している薬を早急に手配する。
- さらに、外来診察や往診、訪問相談などが必要である。
- 精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が必要である。
- 具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える必要がある。
- 精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する必要がある。
- 心的外傷後ストレス障害等に対する長期的な心のケア対策が必要である。

- 精神障害者の状態の早期の安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが重要である。
- 医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

【アレルギー疾患】

1. 主な特性等

- エビ、カニ、小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については、頻度が多く、かつ、重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が入っている場合は、明示することも必要になる。その他、アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチンもアレルギーを引き起こす食物であることが知られているので、注意が必要である。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要である。
- 避難所生活においては、個別の特殊なニーズ（食品アレルギーなど）については考慮されていない場合が多いと考えられるので、物資の提供などに際しては十分に注意を要する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- アレルギーの有無を調査し、食事等については、医師、栄養士等専門家の意見を聞き、きめ細やかに対処すること。また、継続的投薬が必要な者等についても同様とする。
- 調理には衛生を心がけ、原則として加熱したものを提供する。
- 物資の供給においては、アレルギー反応等で個別に用意する必要がある家族は自主的な確保について事前に周知することが必要である。
- 自宅が無事である場合でも、家具の転倒や散乱物などの掃除、周辺での倒壊家屋や道路等の復旧工事に伴い、ほこりなどが飛散しやすい環境が長期に続くと考えられ、アレルギーの引き金となり、重症化するおそれがあるため、こうした点についても周知を要する。
- 動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所でのペットとの同居は原則禁止し、近くに飼育スペースを確保し、屋根等の施設整備を実施することが望ましい。

【難病】

1. 主な特性等

- 疾病により状態が様々で、疲れやすい人も多い。（筋力・運動機能の低下した人、心臓や呼吸器、消化器など内部障害のある人、視覚障害のある人、時差・日差変動のある人など）
- 外見上はわかりにくい症状（痛み、倦怠感等）に悩まされることも多く、症状が重くなったり軽くなったりし、無理をすると悪化する場合が多い。
- 特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアを必要とする人がいる。
- 人工呼吸器、吸引器、人工透析器、在宅酸素、経管栄養等の生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 難病患者の中には、自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。特に、人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。
- 安否確認時に、安全な場所にて、医療機器の継続使用が可能な状態であることを確認する。
- より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する。
- 安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。
- 必要物資が確保できているかを確認する
- 付添が確保されているかを確認する。
- I型糖尿病患者については、避難時にインスリン製剤等、必要な医薬品を携帯しているか確認する。
- 長距離を歩くことで低血糖に陥り、昏睡、死に至ることもある。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 避難誘導、搬送方法を事前に府、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく。
- 難病患者については、疾患に応じた必要な医薬品を調達し、支給するなど医療の確保を図る。
- 慢性疾患患者の医薬品の確保について医療的援助を行う。
- 人工透析患者については、透析医療の確保を図る。（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内）
- 人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要である。
- 在宅酸素療法や薬物療法等が、継続的に必要な患者に対しての医療を確保する。
- 緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。
- 視覚、聴覚に障害がある場合や、認知症をとまなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝える。
- 電源の確保など、「内部障害」の項も参照する。

【要介護高齢者／要支援高齢者】

1. 主な特性等

◆ひとり暮らしの高齢者等

- 体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動できる。しかし、屋内では手すりや杖等の支えにより、自力でゆっくりと行動できても、屋外では見守りや介助が必要となる場合もある。
- 避難所における各種情報の察知が遅れる場合がある。
- 夜間は家族と同居している高齢者でも、家族が出勤中の昼間は独居となる高齢者もいる。

◆ねたきり高齢者等

- 手足の関節や筋肉などの運動機能やバランス機能が低下していることから自力での行動が困難である。
- 体温調整機能の低下から温度の変化等への抵抗力が弱い。

◆認知症の高齢者等

- 記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障害、妄想、徘徊などの症状がみられ、自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難である。
- 単独での避難生活が難しく、徘徊して思わぬ場所で無用のケガ等を負うおそれがある。

2. 避難行動での留意すべき事項

◆ひとり暮らしの高齢者等

- 体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で歩行できる。地域とのつながりが希薄になっている場合がある。
- 早急に安否確認を行い、情報を伝達し、避難誘導を行う。
- 必要物資が確保できているかを確認する。
- 自力で移動できる範囲に適切な避難場所が確保できない場合は、移動手段の確保を支援する。

◆ねたきり高齢者等

- 自力の行動ができない。自分の状況を伝えることが困難である。
- 安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。
- 必要物資が確保できているかを確認する
- 付添が確保されているかを確認する。

◆認知症の高齢者等

- 自分で危険を判断し行動することが困難である。
- 自分の状況を伝えることが困難である。
- 安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。
- なるべく本人の慣れた場所で、家族と一緒にいられるよう配慮する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。
- 移動が困難な人に対しては車いすなどを貸与する。
- 本人の意向を確認の上、出入口やトイレに近い場所を確保し、居室の温度調整をするように努める。
- プライバシーに配慮した介護スペースの確保に努める。
- 援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めるように努める。
- 認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

【乳幼児】

1. 主な特性等

- 乳幼児期は心身面の発達が著しい時期である。
- 乳児期は、欲求等を言葉で訴えることができないため、乳児の状況をよく観察し、保育することが大切である。また、この時期の哺乳は、健やかな成長と生命の維持のため不可欠である。
- 幼児期は食事、排泄、就寝、衣服の着脱など、基本的な生活習慣が確立する大切な時期である。また、社会性も芽生え、行動も活発化するが、危険を判断し的確な行動をとることが困難である。
- 乳幼児は免疫力が弱く、大人に比べ体力もないことから、風邪など感染症にかかりやすく脱水症状を起こしやすくなる。また、放置すると生命の危機に及ぶため、早期の手当と室内環境を整えることが大切である。
- 保護者がいても、複数の乳幼児を抱えている場合は、避難誘導等で支援を要する場合がある。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。
- 避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要である。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。
- プライバシーに配慮した授乳や着替えの場所を速やかに確保することが必要である。
- 育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努める。

【妊産婦】

1. 主な特性等

- 妊娠の時期は、母体の健康だけでなく健やかな子どもの出産に向けて重要な時期であると同時に、妊婦の心身の変化が大きい時期である。
- 妊娠初期は、特に流産しやすい時期だが、体型などの変化はあまり見られず外見上ではわかりにくいことから、周りの注意が必要である。また、悪心、嘔吐、食欲不振、嗜好の変化など、つわりの症状があらわれ、妊娠16週ぐらいまで続く。
- 妊娠中期は、つわりなどの症状もおさまり安定期に入るが、妊娠24週ぐらいから腹部が大きくなり、それに伴い腰痛やむくみなどの症状が出やすくなる。また、妊娠高血圧症候群にかかりやすくなるため、肥満や塩分の取りすぎ、心身のストレスを避けることが大事である。
- 妊娠後期は、出産に向かい準備をする時期であり、分娩に備え、より一層の健康管理が重要となる。体重も増加し、腹部が大きくなることから、足元が自分ではよく見えず、身動きがとりにくく、ちょっとした歩行でも息があがり易くなる。
- 出産後、母体が妊娠前の状態に戻る産後6週から8週までの時期を産褥期といい、この時期は、十分な休養をとる必要がある。また、出産後ホルモンバランスが著しく変化するため、精神的に不安定な状態となりやすく、自分の身体が回復しない状況でありながら、慣れない育児のため、精神的にも身体的にも負担がかかりやすい時期である。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。
- 避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要である。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。
- 十分な栄養（栄養食品等）が取れるように努める。
- 居室の温度調整（身体を冷やさないように）ができるように努める。

【外国人】

1. 主な特性等

- 日本語を十分理解できない場合は、掲示等における漢字表記が理解できないなど、災害情報や避難情報などの伝達が困難な場合がある。
- 地震・津波や台風などの無い国からの外国人は、これらに対する災害経験が極端に少ない、又はまったく無い場合があるため、例えば、大地震後の余震や津波など災害の特性とその対応について十分周知する必要がある。
- 言葉の障壁だけではなく、文化や習慣等の違いのため、避難所生活に困難が生じることがある。特に、宗教等に起因する服装や食事、入浴等の習慣の違いが大きい。
- 普段から言葉の障壁等もあって地域社会に溶け込んでおらず、災害時に孤立してしまう場合がある。
- 大学等の留学生は、日本での滞在期間が短く、近隣住民との接触も少ないため、日本語に触れる機会が極端に少ない場合がある。
- 在住外国人は、多くの場合、必要な情報が的確に伝われば避難所に自力で行くことができるほか、積極的な防災活動を行う潜在能力がある。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 日本語での情報が十分理解できない場合がある。
- 避難者への情報提供は、日本語の理解が十分ではない外国人でも内容が把握しやすいよう、平易な言葉や字を使うよう配慮する。また、避難者同士の伝言スペースも用意する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったりイラストなども使用する。
- 宗教・文化の違いに配慮する。（食事、拝礼の習慣等）
- 在日外国公館等との連携により、母国との連絡手段を確保する。
- 通訳、翻訳者の配置をするように努める。